

参議院物価等対策特別委員会會議録第九号

昭和四十五年五月六日(水曜日)
午前十時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

横山 フク君
小枝 一雄君
林田悠紀夫君
竹田 四郎君
阿部 憲一君
中沢伊登子君

委員

赤間 文三君
上原 正吉君
大森 久司君
櫻井 志郎君
鈴木 省吾君
高田 浩運君
山本 杉君
鈴木 強君
山本伊三郎君
渡辺 武君

国務大臣

国務大臣

政府委員

佐藤 一郎君
谷村 裕君
矢野 智雄君
八塚 陽介君

事務局側

常任委員会専門員

坂入長太郎君
浅野 義光君

参考人

国民生活研究所
所長

本日の會議に付した案件

○国民生活センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(横山フク君) ただいまから物価等対策特別委員会を開会いたします。

国民生活センター法案を議題といたします。本案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。

鈴木君。

○鈴木強君 経済企画庁長官に……。今度、物価対策閣僚協議会はいつ開かれますか。

○国務大臣(佐藤一郎君) まだ日にちをきめておりませんが、今月の末ごろにできたらと、こう思っております。

○鈴木強君 最近、野菜の値段を見ますと、確かに大根とかキャベツとか、そういうものは下がってきたように思えます。ただ、きのう、おととい、私、八百屋をちょっとのぞいてみたのですけれど、も、タマネギですね、それからジャガイモ、こういったものが、卸値段は下がっているというのですけれども、依然として小売りのほうが安くなっている。まあ一般的に見て、そういう傾向がありますね。卸値は下がっているが小売りが下がらない、こういう現象を何とか早く是正しなきゃならぬと思うのですが、たまたまタマネギが五十五円くらいですね。これは生産者値段ですか。ところが、小売りへいきますと百二十円しましたね、一キロで。NHKの調査では何か百十円と言っていました。これは台湾産の輸入だと言っていました。ですから、輸入の場合でも関税との関係でもう少し何か調整ができないのかというような気がするのですが、これは本来農林省の所管であらうと思いませんか、卸値とそれから小売りととの関係は、もう少し閣僚協議会等でも突っ込んだ検討をしてもらえませんかでしょうか。

○国務大臣(佐藤一郎君) 実は、先般の閣僚協議会でもこの問題が出ましたのです。小売りのマージンが一般に生鮮食品品について非常に高過ぎる、こういうことで、結局、いま御指摘のように、流通機構の問題であるとか、そういうことで私たちがこれを農林省にも指摘をし、農林省もこれについてはできるだけ検討を約してはおるのですけれども、一面、従来のいわゆる小売り段階のマージン、その他流通機構におけるマージンの高さというものについて、やはり現在の機構そのものと、他というものを前提にして多少肯定的な気分もまだ残っているようで、そういうことでは非常に困るというので強く要求をしております。

私のほうでは、前にも申し上げたと思うのですが、物価安定政策会議の第一分会で、いま生鮮食品品の、いま御指摘のような問題を特に検討しております。これは、一つの品物が生産者から最終の消費者に渡るまでの過程を追っていかうというの、なかなかたいへんな作業のようなんでありますが、いずれにしましてもそれをやりまして、そしてその提言が六月中に出る、できたら私のもっと早くしてもらいたいという要求をしておりますのでありますが、そうしたことも十分に考えてやらなければ、これはなかなか、御存じのように、長い歴史を持ったものでございまして、ただ思いつきで軽々にやるよりは、そういうしつかりした基礎的な判断が要るのだらうと私は思っております。そういう意味で、そうした検討も十分まっ

るっこの感じがいたします。次の対策閣僚協議会には何らかの意味でそういうことについてのある程度の提案がなされるということを私は期待しています。これ、この間要求しておきましたから、なおそれができるだけしつかりしたものになるように、重ねて強く要求をしておかなければいかぬと、こういうふうに思っております。いずれにしても、私たちも、この中間マージンが少し多過ぎる、こういうふうに感じております。

○鈴木強君 この前私も長官に申し上げたように、生産地から消費地に直結する、という、そういう構想を出されておるわけですから、これを何とかできるものからやってみたらどうか、こう思うのです。たとえば、建設省のほうも、公団住宅ですね、そこいらに特設なマーケットをつくって、そこへ直接に産地からのものを持ってきてこれを売ろうというのに対して、敷地の提供とか、そういうことも、何か、乗り気になっているかどうか、かわかりませんが、考えているようですね。それからスーパーに直接持ってくる方法とか、要するに、中間マージンが非常に高いですね。卸売り、消費のあれを見ましても、ですから、その辺のくふうをぜひしてもらいたいと思えます。重ねて、これはくどいようですが、たいへん迷惑しているのは消費者ですから、せつかくのいい施策が出てくるとすれば、早くこれを伸ばしていただきたいと思うのです。

そのほか、きょうあたりの新聞、いままでの新聞を見ましても、魚とかあるいはお肉の場合でも、かなり値上がりが激しいですね。魚の場合、一年前と比べて毎月二〇%以上大幅に上昇をしている。三月が、これが二五・三%と上がつた、こうなっているわけです。これは確かに需要もふえているかもしれないけれども、また一面、漁獲の面でいろいろ海域制限があったりして、問題

があるようにすけれども、何かこれは輸入をしてもいいようなものが、まだ輸入されておらなかったりするわけですから、この輸入政策というものを対しては、これはやっぱり農林省は農林省として、国内産業の保護という立場もあるでしょうから、そう簡単にいかないというところはわかるんですけれども、とにかく、輸入するものが直接に物価の値段をコントロールできるような形にしなれば何にもならないですね。関税を高くして、全然物価に響かないような形で幾らタマネギを輸入してみたってだめですから、そういう点をぜひ積極的に検討してほしい。これはぜひひとつ要望しておきます。

それからもう一つ、最近の経済の動きを見まして心配するのは、アメリカのほうもかなり景気が現実にはきびしくなっているように感じています。株なんかもだいぶ下がってきています。そういう影響で、日本も株価が二、三日前かなり暴落した。多少持ち直してはいるようにすけれども、これは行き先かなり心配があるように思っています。けれども、まあ経済企画庁の月例報告も近く出ると思っていますけれども、いまの株価の暴落ですね。こういうものと経済との関係というのはそう心配しなくてもいいというふうにお考えになっているかどうか。この点だけ伺っておきたいと思うのです。

○国務大臣(佐藤一郎君) 株価につきましては、いわゆるアメリカを中心とする、そしてそれによって引き起こされた連鎖反応としての欧米各国の株式の暴落と日本の暴落、ちょうど時期を同じゅうしておりますけれども、どうも一般的に見て必ずしも本質的には違ふんじゃないか、こういうふうな見解になっております。まあ、アメリカの株価の暴落につきましては、やはり生産性の上昇というものははかばかしくなく、それに對して賃金はどんどん上がっていく、そこでアメリカの企業の先行きというものの非観論というものがあるようにあります。その証拠には、

はほとんど閉ざしたり、レイ・オフをして、そして海外に投資をしておるといふアメリカの企業の今日の態度にもそこがあらわれておるのであります。したが、そうしたような面、あるいはいま相当インフレが進んでまいっております。そしてこれがなかなか実問題として、言われるような、はかばかしい効果をあげておりません。でも、もしもインフレの收拾というものがうまくいかなければ、やうなことになるかと、先行き反動が来るわけでありまして、これはやはり相当警戒をしなければならぬ、こういうやはり底流が一部にあると思ひます。そこへ、いろいろと金融の引き締めが相当行なわれておった。一時ちょっとゆるんだというふうな期待されておったのが、意外にゆるまないというふうなことも手伝って、特にそうした雰囲気になったところへ、いわゆるカンボジアの出兵というやうなことになるまで、そしてやはり、いま申し上げたやうな事態というものはなかなか改善されないんじゃないかというやうな心理を刺激して暴落した、こういうふうな一般に考えられております。

日本の場合には、まあ一部の外人が、御存じのように、相当買い進んでいましたのが、いま売りに回った。外人客というのには実在するやうな意味では利食いがうまいというか、たよりのない客でございますから、さつと利食いを止してしまふ。こういうやうなこともあり、しかし、日本の場合には、まあ基本的には今日の企業の収益状況その他は決して悪くはないと思ひます。ですから、基本的な意味の悲観論というのじゃないで、そうした一部の外人の売り、あるいはまた市場内の特別の要因——御存じの、株式市場には、ある時期に信用が膨張すると、それを整理する時期が来るとか、いわゆる周期的な上がり下がりがございますが、そうしたものがからんで、まあ暴落をした、暴落とまで私は言えないと思ひます。むしろ、今日まで上がり過ぎの反動という、ある意味の一つの調整ではないだろうかというふうな考えられております。そういう意味では、アメリカの株式の事情と

はだいたい基本的な事情に違いがある、こういうふうな一般に考えられておるわけでありまして。

○鈴木雄君 まあ、これは四十五年度、本年度の経済見通しの際にも論議されたんですけれども、要するに、昨年九月からの金融引き締めというものが、具体的な効果があらわれているのかどうか、そういうものの影響が今度の株価——ぼくは暴落と言ふんですけれども、に因果関係があるんじゃないかと思ふんですが、その辺の判断はどうか。

それからもう一つ、当面、四十五年度の予算執行に際して、景気過熱、それを調整するいろいろの手は打っておるんですけれども、しかし、こういったやうな状況になりましたときに、予算執行上、第一、四半期において既定予算を多少繰り延べて、景気調整の役をその面において果たしていくというやうな考え方は、いまのところ持っております。

○国務大臣(佐藤一郎君) 第一の金融引き締めの点は、まあ徐々に浸透しておると思ひます。そういう意味で、今度の株の暴落に全然無関係であるというわけにはいかないと思ひます。ただ、今度の株の暴落の直接原因というところまでいっているというふうには私は考えられないと思ふんです。が、もちろん、総体として資金的な余裕がなくなってくる。今日の株式市場においては、いわゆる中小企業その他が遊資を相当株に投資をしてい

る現象が見られるわけでありまして、手元流動性が多少苦しくなってくるということになります。と、やはり買ひよりも売りが出てくるという場合も十分考えられるわけでありまして。そういうことで、ある程度の関連は持っております。しかし、その直接の原因ではないという程度には目下考えています。

にあたりましては、できるだけ去年並み、特別の経費以外は——ということにしておるわけでありまして。これは、実際問題として非常に刺激的でない配分ということになるわけでございます。まあ大蔵省としては機動的にやるといふことを一言言っておりますが、まだ今回の配分がどういう意味に当たるかどうかということは言明をしてはおりませんけれども、実際の効果といたしまして、そういう効果を持っておるといふふうに言えると思ひます。

○鈴木雄君 金融引き締めの影響が大企業に顕著にあらわれているのか、あるいは中小企業にあらわれているのか、二つ見方があるようにすけれども、それはいずれにしても長官の意見を承りたいんですが、私も心配するの、中小企業の面が非常に金融上逼迫して、御承知のように、倒産が相次いでおるわけですから。だからして、そういう面から言へば、中小企業に金融引き締めの影響がかなり出ておるんじゃないかという見方があるんですけれども、また別の見方もあると思ひます。中小企業倒産の理由はですね。そこで、いずれにしても、中小企業に對して何らかの積極的な資金面の優遇措置とか、何か考える必要があるんじゃないかと思ふんですけれども、現状、長官として、中小企業対策というものはどうお考えですか。特に倒産の問題に對して。

○国務大臣(佐藤一郎君) 率直に言ひまして、今度の金融引き締めにおいては、まず大企業に相当強く当たっておるといふことは言えると思ひます。何ぶんにも、大企業の依存しておる都市銀行の資金源というものが一番直接的な影響を受けて、そして、いわゆる中小企業の資金を供給しておるやうな中小金融機関がわりあい豊富に資金を持っておるといふことが一つ言えると思ひます。それからまた、一ことと違ひまして、御承知のように、今日だいたいいろいろな合理化も進んできておるわけですから。そこで、大企業も、下請等の中小企業に對しては昔のやうな態度では臨めない、合理化して、いわばセレクトしてきたところ

の大事な下請中小企業でありますから、そうしたものを資金的にいじめるということは自分の身をいじめるにひとしいと、こういうふうなこともあって、かつてのような事態ではだいたなくなってきたおとという面もあるうと思ひます。ただし、一面、まことにこれは残念なんですが、物価上昇その他、非常にインフレ的な気がまえて、それが一部にある。そういうことで、泡沫経営といひますかね、そういう形の中小企業もずいぶん実際問題として存在しておる。もう簡単に会社がつかれるのでありますから、ちよつとした金をもとにして、思いつきの企業をつくる、そしてまたあわのごとくに消え去っていくという企業の数が多いといふにのぼつておる。これも事実であらうと思ひます。そういう意味で、私は、今回の引き締めが中小企業の倒産件数という形では多少あらわれておられますけれど、まだそういう意味でもって非常に中小企業だけにあらわれてゐるというふうには見ておりません。ただ、われわれも御指摘の点は十分に関心を深く持つておりますから、そうした情勢というものを注意深く見守つていかなければならぬと思つております。そして、それらの事態に対処しますために、中小企業金融公庫をはじめとすると、その中小金融機関が情勢に応じてその資金を繰り上げてどんどん使つてもかまわないと、こういうような態勢で、必要に応じて急場をしのぐことのできるような態勢、そして結局あとでもってそれらの金融機関に資金の追加補給をすれば足りるわけでありますが、そういうようなことのできる態勢をいつでもとるように、こういう気がまえて、いま政府としてはやつておるつもりであります。

○鈴木強君 中小企業の場合には、これはほんとにたいへんな状態ですよ。私も山梨ですけれどね。そういうような傾向がかなり顕著に出ておまして、何とかひとつ政府のあたにかい援助の手を差し伸べてほしいという経営者の一致した意見があるわけですから、中小企業庁とも十分連絡をおとりくださつて、実情をまず調査していただいて

と思ひますから、それに対して適切な手を打つていただくように心からお願いしたいと思ひます。それでは、時間が非常に制約されておりますから、センタ―法案について質疑をいたしますが、まあ重点的に聞き取りをしたいと思います。

前回、竹田委員からも、なぜ国民生活研究所から国民生活センタ―に変えるのか、その基本の点についての御質疑があつたわけですが、私は、こういう点をもう一回、重複するようですが、伺いたいです。それは、この法案に書いてありますように、従来の「基礎的な研究」ということが一つ法文上から消えたわけですね、この条文の中から。それからもう一つ、基礎的な研究というものをもしやらぬとするならば、一体消費者に対して、国民に対して、国民生活を守るといふ上において何をやるのか。それには、一つの情報提供をする、これも大きな問題でございまして、う。と同時に、当初、三十四年に国民生活研究協会というものが発足をし、三十六年九月に社団法人の国民生活研究所に移行をし、三十七年に法律に基づく特殊法人になつて今日に至つてゐるわけですが、それ、そもそのこの国民生活研究協会が発足する当時ですね。まあ日本の経済もかなり高度に発展をしていく情勢の中で、いろんな商品が出てくる、しかし、その商品に対して、消費者の立場に立つと、はたしてそれが消費者のためになるものであるかどうかという、その商品の効果と

擇見してみたんです。そうすると、その当時、委員会のほうに参考人として出席をされてゐるいろいろな方がございますけれども、その参考人の方々の意見を聞きまして、その点は強く指摘をされてゐるわけですね。今度の国民生活センタ―に移行する場合に、一体、基礎的な研究が消えて、そしてその商品テストというものが一体どうなるか、ここに非常に問題があると思ふのです。私たち、消費者を守るといふ立場に立つての法案ですから、基本的には賛成でございします。賛成でございしますが、一番消費者が期待をしてゐるそれらの問題が、今後センタ―の中で十分にやつていただけるのかどうかという心配があるわけですが、この点はぜひはつきりしていただきたいし、また、それはやつてもらいたいと思ふのですがね。

○国務大臣(佐藤一郎君) 御指摘の点は、研究から基礎的というのを抜いたというのは、基礎的な研究に限らないという意味で抜いたわけでありまして、広く実証的な研究も入つてくる、こういうふうな御理解願つていいと思ふのであります。研究というものをとおよそ制約をする、こういう気持ちには少しもございしません。で、いわゆるこの新しい組織というものが商品テストをやるべきでないか、こういう声を本委員会においてもだいたい私伺ひました。これは私も非常に参考にもなり、意を強くしたんでございしますが、この出発にあたりましては、たびたび申し上げましたように、簡単なものではあります、地方の消費生活センタ―には商品テストをやるものがある。それから中央では、通産省、厚生省等にその方面の設備がある。こうしたものを活用してまいりたい。まあ出発でありまして、そうして、その運営の状況にに応じて必要があれば商品テストの問題を十分に取り上げなければならぬと、私はこういう感じを持つております。さしたつては既存の機関を利用してやつてまいりたいと、こういうふうな考へておるわけでございます。

もできましたし、いろいろとありますけれども、それがどうも効果をあまり発揮しておらないじゃないか。むしろ、メーカーなり生産者側の立場に立つてのような保護政策であつて、消費者を向いての保護政策が欠けてゐるということが、ずつとこの法案審議の中に一貫して流れておるわけですね。そこで、研究所をつくるときでもそういう意見が強く出されてきたわけですが、いままの消費者保護法というものを何か一本にまとめて、一元的な指導監督の中でやるようにしたらいのじゃないかと思ふのですけれども、私は、それが経済企画庁の、言うならば立場の意味があると思ふのです。リーダーシップをなかなか強力に發揮できない、各官庁のなわ張りがありましてね。長官がいろいろやろうと思ひまして、介入問題にしても、輸入問題にしても、第一線の現地は当該官庁はさきよく協力してくれない、こういう問題があると思ふのです。ですから、なおさらそういうことが叫ばれるわけですね。私は三十八年に西ドイツを見学したことがありますが、国会から。そのときに、向こうの国立の研究所がありまして、女の所長さんでした。それは非常に勉強されました、国もかなり金を投入しておるのです。やつてゐるのは、むしろ商品テストにかなりウエートを置いてゐる。そして、メーカーからできた新しい製品を、機械の場合でも、電気製品の場合でもそうですけれども、すぐテストをして、この製品はこういうところが優秀であるとか、こういうところが欠けてゐるとか、そういうことを国民に聞かせる入れず、ラジオなり、テレビなり、新聞に報道するわけですね。ですから、買うほうも非常に安心して買ひます。長い目で見ますと、メーカーも、やはり国民に重宝がられ、便利がられ、欠陥のないりつぱなものを出してやるということが目的ですね。日本のように、法律自体がいろいろの盲点があるものから、見つかるまではごまかしてやろうという、悪い商売根性というのが確かにあると思ふんです。だから、チクロの問題を見ましても、いろんな最近の動きを見ましても、見つかる

○鈴木強君 なぜかと言ひますと、消費者を守る法律はたくさんございしますね。消費者保護基本法

までは、適当にやって、見つかったら直せばいいという、そういう横着な考え方があると思うんです。ところが、西ドイツに行ってみまして、その点が非常に国の政策として一貫してやられている。国民も協力して、メーカーも協力して、やられているわけです。そういう、長い目で見るとやはり国民全体がよくなくていいという、そういう姿があることを見まして、日本も、国立と言わぬまでも、法律に基づく特殊法人があるわけですから、それから、もうこういうものに金を出し、陣容を強化し、そうして国民の消費者生活を守るという立場に姿勢を変えていけば、私は税金が苦しくても、その税金をふんだんに使っていた方がいいと思うんです。いまのように、いろんなごまかし食品が出て、国民の健康にまで影響するような重大事態になっているときですから、なおさら私はそういうことを痛感するわけです。したがって、諸外国の例等も勉強されていると思えますから、ぜひその辺もひとつお考えいただきたい、何とか、せつかく国民生活センターというのをつくるわけですから、国民がなるほどよかったというものにしてほしいと、こういうことが私の願いであり、国民の願いだと思ふんです。ですから、商品テストについてはやらぬわけじゃない、消費者保護基本法によつて例のセンターが各地方にできた。これもしかし、二十七カ所ですか、二十都道府県、一体なぜ全部の都道府県にできないのか。そういうことも一つの問題として残るわけです。ですから、せつかく法律をつくりましても、それがしり切れトンボになつてしまつたり、途中でふん詰まりになったり、そういう問題があると思うのです。そこでもう一つ、たいへんです、経済企画庁もたいへんですけれども、何とか調整の役を、もっとリーダーシップを強く出してやってほしいと思うんです。そういう意味で私は言っているわけですから、もっと積極的に取り上げてもらいたいわけですね。

○国務大臣(佐藤一郎君) 私も全く同感であります。その商品テストにつきましても、よく言われているように、重複行政であるとか何とかよく言われておりますが、私はそうは感じていません。生産者の立場からする商品テストもあるでしょう。しかし、消費者からする商品テストもあつていいわけですから、そういう意味で、そこいらのところは十分詰めて、そして関係方面も説得し、そして、御指摘のように、消費者の立場からするところの商品テストというやうなものも今後十分に検討に値する課題としてわれわれも取り上げてまいらなければならぬ、こういうふうに感じております。そういう意味では、私は鈴木さんの御意見には全く賛成でありまして、出発点はこれでもって出発いたしますけれども、十分御指摘のやうな点を検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○鈴木強君 出発のときと長官おっしゃるんですけれども、この第一条に掲げられている目的ですね。これを見ると、「国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行なう」というわけですから、ですから、あえて基礎的な研究もこれは放棄じゃないということですから、その点はわかりました。しかし、この中にそういう精神が入つておらないんですか。私は入つておると思うんです。そうしないと、国民生活は安定しないと思うんです。たとえば、あつたBHCが多量に牛乳の中に入つていて、WHOの基準から見ても怪しいものがある、そういうものに対して、もっと突っ込んで——農林省と厚生省の見解が違ふんですね、ニュアンスにおいて、一方ではだいたいようぶだということを言っていると思へば、一方ではこれはちよつとあぶないというやうな。だから、国民は一体牛乳を安心して飲めるか飲めないか、こういうこともあるわけですから、そういう意味での商品テストですから、牛乳についても積極的に懸案を解決していけば、牛乳の農薬までいくわけです。そういうことも私はこの中に入つておると思うんです。だから、予算も一応通つておるといふ中です

ら、四十五年度の十月以降これが発足されるようですけれども、来年三月までの分については、それは予算的にも人員的にも多少困難があるかもしれないけれども、しかし、そういう問題は、年度が変わつたときにでも、少なくとも予算的措置もしていくとか、陣容なども整備していく、こういう程度の長官の所信というものは出していたかならないと、この中にやつておるといふわけじゃないでしょう、商品テストについては、これもやっぱり、たとえば、私が持つていつて、やつてほしいと言へば、拒否するわけにもいかぬでしょう。そういうものでなければ、センターをつくる意味がない。そういう趣旨のものが入つてない。だからしてこの点を明確にしておいてほしいということ、くどいようですけれども言つておるわけ

○国務大臣(佐藤一郎君) この趣旨の中に入つてないとは申しません。ですから、申し上げているように、検査の機関に委託をして最初はやつてまいりたい。率直に申しまして、私も、今度新しくできるものでありますから、これがうまく運転されていくように希望しておるわけです。窓口の処理の問題、それから消費者全般に対する情報の提供、そして、しかも従来の研究という問題も持つておるといふことで、なかなか多方面にわたる組織でありますから、でさうが上がつた際には、まず出発の際には、そうした数々の職能というものができるだけ十分に發揮できるようにということを出発いたします。そして、テストにつきましてもは既存のテストに委託をしてやつてまいる。テスト自身を別に否定しているわけじゃありませんけれども、そういう形でもつてまず出発しよう、そして、しかる後に——予算その他の問題もこれはございいます。でありますから、いわゆる委託でもつて不十分であるということになりますれば、またそれに依つて、われわれとして直接の商品テストということも考えなければならぬということになると思うのであります。そこらは、まずこれは出発してみまして、委託テストが不十分であ

るかどうか、そこらも見て考えてみたいと、こういうふうに出ておるわけでありまして。

○鈴木強君 その点は、ちよつとまだ、私から言わせて、なまぬるいと思うわけです。ですから、いまの消費者保護基本法に基づく政府の助成による消費者センターですね。これが二十都道府県、二十七カ所につくられておるわけです、生活センターというものが。ただし、われわれがこの消費者生活センターに、たとえば商品テストをお願いしましても、実は人が非常に少ないわけですよ。私も、この前も、テクロの入つた、二月以降発売禁止されておるものについて、あるところにお願ひしてもどうにもならぬのです。人もないし設備もないし、しかしそんなことじゃ、名だけの商品テストをして、どの程度の国が助成をしてゐるかわかりませんが、これでは不十分なんです。今度センターができるわけですから、この生活センターと、いまあるこれとの関連というものが当然出てくるわけです。そうすると、一方は地方自治体の一つの部の中に入つておる。それが国の助成でやつておるといふかっこうですから、今度センターができることとすれば、これとストレートに組織的にも直結したいと思ふのです。他人さまに頼まなければならぬということになりますと、なかなか思ふように指揮命令系統がいかにわけです。そうかといつて、地方自治体では、政府の手でどんどんふやされてはかなわぬと言つてゐるのです。だから私は、こういう機会に、ほんとうに消費者を守るという立場であれば、直結してはしかつたわけです。どういふかっこうか知りませんが。そういう点はどういふふうになつてゐるかお尋ねしたいのですけれども、これもどうも、そういうふうに出ておるもの、名だけのものに終つてしまふ危険性がある。この際は、中央のセンターの中に商品テストという部局を設けて、それが全国的に、管理機構は違ひましても、地方のセンターのコントロールを、コンタクトを十分にやつて成果をあげるやうな方法をやつてもらいたいし、長官の言われる点を一応是認するとし

ります。それから委託を受けて研究しているものでございますが、従来の例では、たとえば全国旅行動態調査集計、これは総理府から委託を受けております。また、旅行の動態に関する資料作成、日本交通公社。あるいは家庭用燃料調査、これは石油連盟から委託を受け、そのほか幾つかの例がございますが、大体従来、ここに手元にありますのは、三十七年から四十一年度までで、総額二千四百万円ほどになっております。委託を受けた機関は十数カ所になっております。

○鈴木強君 国民生活研究所法案が提案されたとき、昭和三十七年三月の第四十回国会のときの立法の趣旨を見ますと、研究所というのは、国民生活の事情と動向とを正確に把握するため、所得格差の問題とか、消費者物価の問題とか、生活環境の問題について総合的に調査研究等を行なうものとする、こうなっております。したがって、その趣旨、目的に沿って今日まで研究所が動いておると思うのですけれども、たとえば生活環境施設は一体どうなっているとか、公共の施設はどうなっているとか、これが国民生活にどう影響があるのか、たとえば最近の公害問題にしてもそうです。し尿処理の問題にしてもそうです。依然として汲み取りでやっておる。水洗便所というのは非常に少ない。住宅問題一つとりましても、四畳半に三人も四人も住んでいる。住宅難というのは依然として解消していません。にもかかわらず、その中にカラーテレビが持ち込まれている。生活環境そのものにあいそをつかちやうて、やむを得ず、四畳半で家族三人、四人がカラーテレビを見て楽しんでおるという、こういう実態が今日繁栄の中にあると思うのです。そこいらの国民生活環境に対する調査研究というのは一体どういうふうにならるのか、その成果は一体どういうふうになるのか、伺いたいのです。

○政府委員(矢野智雄君) 国民生活研究所では各種の調査をいたしておりますが、ただいま御質問のありました生活環境につきましては、たとえば四十三年度で、「都市再開発と標準生活環境基準」というテーマで、主としてこれは「高層住宅の動向と周辺への影響」という調査をいたしております。あるいは、これに関連いたしますが、「地域住民の生活問題に関する研究」、こうしたこともいたしております。また、四十四年度におきましては、「生活環境基準に関する研究」、あるいは「水質環境基準に関する研究」、その他のことをやっておりますが、こうした研究の成果は、そのつどももちろん私どものほうにも報告を受けておりますし、また、一般にも公表いたしております。逐次それぞれの関係行政機関においてこの研究成果を参考にしております。

○鈴木強君 文章を読み上げて、これもやりました、あれもやりましたということになるのだが、一体それでは、やられた成果というのは行政面にどういうふうな反映したかということですね。これはどうですか。国民に報告できる成果がありますか。この研究がこうなりましたという。

○政府委員(矢野智雄君) 生活研究所で研究いたしましたそのことがすぐ具体的な施策に直結しておるかどうか、いまつまびらかにいたしません。が、いずれにしても、この生活研究所で、生活の向上あるいは生活環境をよくするということ、こうしたことについての基本的なものの考え方、あるいはその考え方を達成するための方途ということが、あるいは直接そうした問題を担当しております関係行政機関が施策をする上での基本的なものの考え方の上に十分反映しているものだというふうな考え方をしております。また、そうした反映をするように企画庁でもいろいろな機会に努力いたしております。

○鈴木強君 それはあなたがそこで言うだけの話であって、われわれはそうは思っておりません。まあ三十七年の法律審議の際に、当時の政務次官の菅政府委員がこう言っている。「研究所で研究がまとまりました成果は、直接政府もいただきましますし、また関係各省、関係の官民それぞれの機関にも御配付を願います」とありますが、多くの場合は、その成果に基づきまして、国民生活向上対策審議会の議にのぼせることが多いと思うのでございます。審議会の方で、本研究所の成果に基づきまして、政府にいろいろ意見具申を出したいただきましたり、あるいはまた政府側から出した話に答えていただきましたり、多くの場合はその手続を経ました上で、企画庁といたしましては、国民生活の向上に関するそれぞれの各省の所管の権限がございまして、それぞれの方に連絡をいたしまして、それぞれ具体案を作っていたように推進調整役をいたすつもりでございまして、こういうふうな言っている。だが、一体、国民生活向上対策審議会というのは、その後名前がどうなったかわかりませんが、たまたま、たとえば今度の消費者保護審議会とか、物価安全政策会議とか、あるいは国民生活審議会とか、いろいろあります。そういうものに一体幾つをその成果として活かしましたか。これに審議会にはかるとある。やったことを幾つはかりましたか、その成果の中から、そういうふうな具体的に答えてもらわねとだめなんです。

○政府委員(矢野智雄君) いろいろ研究が行なわれておりますが、若干具体的な例を申し上げます。たとえば、四十四年度におきましては、先ほども例示いたしたように、水質環境基準に関する研究をいたしておりますが、経済企画庁では、この研究の成果も織り込みまして、水質に関する環境基準を、水質審議会の議を経て答申をいただきまして、先般すでに閣議決定いたしましたわけでありまして、あるいはまた、「生活経営学の体系化に関する研究」というものを四十三年度に生活研究所でやっておりますが、これは、消費者教育を背景にして研究しておるわけでありまして、この点の成果をいたしましては、文部省で学習指導要領を改正する、その場合の参考になっております。で、すでに昨年、中等教育におきましてはその学習指導要領を改正し、消費者教育を取り入れるようになっております。なお、引き続き高等学校についても同様の処置をするように、現在文部省で研究中であります。

○鈴木強君 私の質問は、あと二時間くらいありますが、山本委員が何か十一時からやる予定になつておるそうですから、一応私はここで質問をやめて、山本委員にバトンタッチして、午後にはまたやらせていただきますので、一応ここでやめておきます。

○委員(山本福次郎君) 山本君。○山本伊三郎君 それじゃ、公取委員長が何か衆議院の大蔵委員会に出られるということですから、質問の順序を変更いたしまして、公取委員長に關係のある問題をまずお尋ねいたしまして、それからこの国民生活センター問題、また物価問題等に入りたいと思います。そこで、実は私の質問の資料として、新経済社会発展計画、これに基づいて質問したい。まず冒頭に、経済企画庁長官に聞きますが、これはすでに閣議でも決定されて、政府の昭和五十年までの一つの経済指針として、政策目標として決定されたと思うんですが、そのとおりですか。○国務大臣(佐藤一郎君) この新経済社会発展計画、これはすでに答申を得まして、昭和五十年までの期間における経済運営の指針とすることを決定するという閣議決定になっております。○山本伊三郎君 それを前提として具体的にお聞きしたいと思うんです。この二ページです。——二一ページから聞きたいんですが、公取の關係がありますので、二二ページの中に、こううたつておるんです。——その前に、いま長官がお答えになったように、この

新経済社会発展計画は、第二部「課題達成のための政策」とあるという前提で書かれておる。そして「物価の安定」という第一の項の二二ページでありますけれども、半ば以下のところ、「第二」です。公取の關係、独占禁止法の問題がうたわ

れておるんですが、時間がないから、もうずばり具体的に聞きますけれども、三行目からこういうことばがありますね。「まず独占禁止法の運用を強化し、各種の同法適用除外カルテルや再販価格維持契約の再検討、撤廃に積極的に関与すること、各種許認可制度や行政指導がその本来の趣旨からなれて競争制限的に働らくことのないよう、そのあり方を再検討し競争基盤の強化に努める。」これはまあ私はもともとなことと思うんですが、物価安定のための一つの柱としていいんですが、そこで、まず公取委員長に聞きますけれども、実際に、この文章を作文しやなしに——いまの公取委員会の活動の実績から見ると、私は逆行しているように思うんですが、公取委員長として、この政府閣議決定を——公取委員会はいくゆる政府との対抗機関でありますから、これに拘束される必要はないと思うんですが、この制度の上から見ても、そういう閣議決定のこの条文——条文と申しますか、文章からして、運用を強化してやっていく方針はどういうものであるか。まだこれはきまってるから聞かないから、これから公取は検討すると言われるのか。すでに閣議決定して、こういうことをやるんだと言っておられますが、はたして公取委員会としてはどういう見解でおられるか、まず聞いておきたい。

は、また御質問がありましたら御説明申し上げます。

○山本伊三郎君　そこで、しからば、そういう公取委員長のお考え方——私は、政府のいままでのやり方、これに反したやつをあらためて反省して、こういう方向を出されたということには敬意を表します。そこで、公取委員長に関連して聞きますけれども、もう時間がないから一、二だけ聞きますが、「運用を強化」——しからば、いままで運用は足らなかったのかどうか。法律改正とは言っておらない。運用を強化するというが、しからば、いままで運用が、ずさんとは言わぬけれども、法に違つたような形の運用をしておったのか、そうでなければ「強化」とは言えないですね。「強化」とは、一体どういう点を強化するのか、二、三の例をあげて言ってもらいたい。

○政府委員(谷村裕君)　まあ、いま山本委員は作文ではなくて実施をとおっしゃったわけですが、作文というものは、とかくそういう点で、いろいろの文章が、どう読むのかということがございしますが、この「強化」ということは、「運用を強化し」ということばがあるために、従来は独禁政策あるいは独禁法の運用がずさんであったのではないかと、それをこの際ネジを巻き直して強化するのだというふうにご受け取りに強化するとはなはだ私どもは残念であります。さような意味で書いてあるのではなくて、まあここで書いてある意味を私が理解すれば、独占禁止政策というものを、もっと、ほんとうに、いままで各種のいろいろな他の経済政策との調整というふうな問題もありましたけれども、やはり、独占禁止政策の立場をよりはっきりと認識し、また、そういう基礎の上に立つていく、そういう趣旨に私はこれを理解いたします。そういう意味で、たとえば各種の適用除外カルテルの問題も、そういう立場からもう一べんよく見直そうと、こういう考え方であつて、除外カルテルの問題をどう考えるかというの、独禁法の運用を強化する話ではなくて、独禁政策的立場を、あるいは競争維持政策的立場

を、よりはっきりと再認識し、考えていくんだと、こういう読み方をすべきであらうというふうに思っています。しかし、たとえば、再販価格維持契約の再検討というふうな問題になつてまいりますと、これは、いままで独占禁止政策、独占禁止法の運用の問題として、たとえば、自由な競争が行なわれている商品についてなら認めるとかい

う、自由な競争とはどういう状態をいうのであるかと、あるいはまた、消費者の利益を害するもの、消費者の利益を害するようになつてい

るかと、そういう面につきましては、従来とも検討していたところでございますが、この際、私もひとつ身を入れて——身を入れて言うとおかしうございしますが、しつかりとその点をいろいろ勉強してみたい、そういうつもりでございます。

これは、まさに、ある意味でいえば独禁法の運用の問題であらうかと思ひます。そういうふうな、その「独占禁止法の運用を強化し」ということばもいろいろの意味があるかと、そういうふう

に思ひます。

○山本伊三郎君　従来から、たとえば再販価格維持契約の問題、私自身も取り上げてまいりました。しかし、そういう、また検討するんだと、文章でいわれておりますけれども、検討はいままでおされておつたと思う。しかし、現実にはどうもならぬ。一番大衆生活に必要な、たとえば化粧品にいたしましても、その他のいわゆる独占的な企業がやっておりますものについては、再販価格維持契約というものを除外しては商売が成り立たないという実情が、小売商店なんかは、もうそれを身にしみて感じておる。私は、それがそこで特に取り上げられた場合に、新しく公取委員長として、非常に気概がある人だと思つておりますが、それは検討して勉強したいという、いまの話ですが、もう勉強の段階は過ぎておる。どうしてこれを実施するかという、勇気の問題ですよ。できないんですよ、なかなか、いまのこの寡占といひますか、独占企業の実態から見ても、やれないので

す。電機製品もそうですよ。電機製品でも、ある系統によつてちゃんとやらなければ商売が成り立たないというのが、いまの日本の経済の実態でありますね。それをあえてここで言われた以上、私は、きょうここで結論をどうこうというわけじゃないのですが、もうすでにこの実施時期の四十五年に入つておるのですから、公取委員会がどういうぐあい

にこれを実施してきたかということ、は、一年間でわかつてくると思うのですが、その業績を委員長として必ず見せろというこの公約ができるか。これだけを聞いておきたい。何ば議論しても同じことですから。

○政府委員(谷村裕君)　私も仕事をしてい

ます。ある意味では、山本委員のおっしゃるやうに、一つの果敢な決心なら決心ということが必要であると思ひます。同時に、仕事をやりますにやつてまいりますためには、いろいろの問題点、それは政策的にも、また法律的にもござい

ますが、そういうところに一つの論理と申しますか、筋道と申しますか、そういうものもきちんと説明できるようにしなければならぬという意味で、慎重な配慮と申しますか、そういうことも必要であると思ひます。で、私はいまここで、私どもはどういうふうなこの問題を検討し——おっしゃるとおり、すでにもう検討し終わり、また現に検討しておるところもございしますが、どういうふうな検討していくか、また、それからどういうことを結論として持ち出すかというのを、いま私がここで申し上げることは、ちょっとまだ私自身むづかしいと思ひますが、少なくともこの問題について、いかにげんに、ただするずるとしておるということではなしに、どういうふうなこれを処理していくかというところについての一つの考え方をいままでとつたところというふうな申し上げたいと思ひます。ここで公約しろと、何か業績を出すやうに公約しろというふうにおっしゃられて、はい、そうでございます。そういうふうにいひまして、むしろ私はいかに能のない話でございまして、む

断と言ふと非常にりっぱそうだけれども、決断すべきときにはちゃんと決断するようにしてやる、そういうふうな考えたいと思つております。

○山本伊三郎君 これ以上責めるのも無理だと思ふのですが、独禁法が制定された後、だんだんと、この独禁法の精神といふことが、それが曲げられてきて運用されてきたことは事実です。それで、この際に、特に新しく新経済社会発展計画にこの一項目が入れられたという点について私は敬意を表するのです。こゝまで政府は決意したのかと思つて、この点については敬意を表しておるのだが、単に物価を安定させるというだけの国民に宣伝するだけの文章であつては困る。この趣旨で私は質問しておるのです。したがつて、いま言われるように、こゝで何をやるかといふことを具体的に示すといふことは無理だが、何かこの物価政策に進んでおる政府のものが四十五年中にあらわれてこなければいかぬ。私は逆行するのじやないかといふことを心配するのです、この実態は、したがつて、この点につきましても、公取委員会が政府の機関であるといふことを先ほど言われた。それはそのとおりです。しかし、政府の機関でも、単に国家行政組織法の第八条にやなしに、私は第三条の機関だと思ふのです。人事院と同じような形で、政府に対して対抗機関とは言わなくても、政府のこの物価政策、経済政策に対して独禁法という法律のたてまを守つていこう、こういう使命を持った機関でありますから、単に政府の言うことに追従するといふことでなくていいんです。経済企画庁の、何といふか、一つの局であるといふか、そうじゃないのです。あの国家行政組織法の条文から見ても、人事院と同じような形で、一応政府の施策に対して対立的な一つの機関としてきておるのですから、政府が言つたからそれに追従するといふことじゃ困るのです。その点はそういう御認識があると思ひますから、まあその点だけ聞いておきます。

○政府委員(谷村裕君) 山本委員のおっしゃいますように、第三条の機関でございいます。内容は違

いますが、そういう意味では独立した行政機関であるといふふうに私も考えております。そして、ただいまのおことばで、政府に対抗してというおことばがございましたけれども、政府が――まあ私も含めて政府側でございませうけれども、各省各庁が何か独禁法と対抗して別の意識で動いてゐるのに対抗して私どもが牽制するのだといふことも、それはございませうけれども、私どもの気持ちでは、むしろ経済企画庁を中心として、各省各庁も同じ私どものような立場に立つて、やはりこれは競争条件を整備しなければならぬ、それがすべてではないけれども、物価政策の一つのポイントであるという認識はお持ちいただいており、かつ、そういう方向でいこうといふふうな、また各省各庁お考えになつていらつしやるといふふうにも思つております。したがひまして、まあ対抗すると言つて、いかにほかのほうが悪いやうでございませうけれども、私はこういう立場に政府全体がいま立つようになつてきておると、さうに思つております。

○山本伊三郎君 それはあなたの考え違ひだと思ふのです。まあ対抗といふことは別として、独禁法制定の経過からまた、あの条文を見られるとわかると思ふのです。まあ対抗といふことは悪いけれども、やはりあの独禁法を忠実に守つていくといふために公取委員会はできたのです。したがつて、政府のものに同調していく考え方は私は納得できない。これは、第三条の機関はほとんどそういう趣旨で私はできておると思ふ。しかし、協力していくといふことは別です。協力することは当然です。これは国民も協力しなければいかぬ、いわば政治に対して選挙といふことで協力している。しかし、あなたの言うように、政府の言ひなりとは言わなければ、独禁法を厳格に守るためには、それに反する場合には、各省といへども、総理大臣といへども、堂々と公取委員会はそれに対して独禁法を守る立場から対抗する、この精神でできてゐるのです。独禁法

は。そうではないですか。

○政府委員(谷村裕君) 私はそういう趣旨で申し上げておりますので、山本委員とは一つも変わりません。まさにそういうことで、ただ、よその各省各庁も、こういう考え方、むしろ公取的な考え方になつてきておるのだ、なつておるのだといふことを申したつもりで、政府側に同調するとかどうとかといふのではない。むしろ、一般の各省各庁に、あらためて、と言つて、こゝが悪いのです。独禁法の重要性を再認識していただいておる、そういう状況ではないかと、こう申し上げたわけでありませう。

○山本伊三郎君 それじゃ、次に、経済企画庁長官にお聞きしたいのですが、前に戻ります。二一ページの「物価の安定」、これは、いわゆるいまの佐藤内閣の物価問題に対する基本的な態度だと、先ほどの長官の答弁で私はそういうことに受け取りました。

そこで、私は、この前の経済社会発展計画の場合も、その当時の経済企画庁長官が宮澤喜一さんだと思ひましたが、ちょうどケネディ・ラウンドの問題で閣内閣でスイスに行つておられたのですが、かわりとして水田大蔵大臣が私に対してだいが答弁されたわけですが、そのときから見るに、これは文章だけとは言ひませんが、相当積極性のある文章になつておるのです。それは認めます。そこで具体的に聞きます。ずつと一番下のセクション、二一ページの第一。さつきは第二から入りましたけれども、あれは公取委員長に聞きましたので。ちよつと文章を読んでみますが、「従来から実施されてきた構造政策をよりいっそう強力に推進し、労働力不足下にふさわしい国民経済の効率化をはかる、これはまあいいです。」「とくに、農業、中小企業、流通部門など生産性上昇率が低く各種の保護措置もあつて非効率な状態が残されてゐる分野を中心として、産業の近代化合理化を強力に進め、――これは一つの文章でいいのですが、その次なんです、問題は、農産物や大衆的工業製品などの廉価にして豊富な供給体制をつ

くらなければならぬ。」「ここに私は相当意味があると思ふ。従来から、これはもう本会議でも、総理なりあるいは長官あたりが説明される場合には、いわゆる物価の上がる一つの原因として低生産性の農業とかあるいは中小企業があるのだから価格が上がつてゐる、こういう説明。これは一般的にそう言われておるが、こゝで表現されておるとおりだと思ひますが、今度は特に農産物――農業はあとで申しますが、「大衆的工業製品などの廉価にして」、これは私初めての考え方を表したと思ふのです。いままでは中小企業という表現でありました。上にありますけれども、この場合、中小企業でも決して低生産性ではない。中小企業の中にも、適正規模で、しかも特に大産業の、大企業の下請工場あたりは近代化されておることは御存じのとおり。特にこゝで大衆的工業製品などにして低生産性のものがあることは事実です。この場合、特にどういふものをこゝに指摘されたのか。特に物価のプッシュに対して影響のある大衆的工業製品とはどういふものを規定されておるのですか。例をあげてひとつ説明をしてみたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) これは、これらを議論する過程におきまして、大衆的工業製品といふときには、もちろん衣料も入りますし、それから食料品工業、こういうようなものも入ると思ひますし、あるいはまた耐久消費財、これはもちろんこの中に入るわけでありませう。いわゆる特別なぜいたくでないスタンダードなものであれば耐久消費財もこの中に入る、こういうようなことになつております。

○山本伊三郎君 まあ衣料といつても、衣料でも相当大きい、レイヨン会社とかたくさんあるのですが、特に衣料関係では、雑貨、タオル、そういうものがあると思ふのです。これを、中小企業、いわゆる低生産性の大衆的工業製品と言つておるのですから、大企業の場合にはほとんどこれは生産性も向上しておるのです。食料品の場合は、パンとか、あるいはまた菓子ですか、それからガ

ム、こういうものが相当低生産性で価格のプッシュに大きい波及をしておるといふことになるのですね。そういうものについて規定されておるとしよう。

○国務大臣(佐藤一郎君) そうです。おっしゃる通りです。

○山本伊三郎君 そうすると、そういうものに対する産業の近代化、合理化を強力に進めるといふのです。この文章から言つと、ところが、経済企画庁長官、ばくは質問して追及するだけでは物価安定はいかないと言っているのですよ。こういうものを近代化といつても簡単にはできない。これを大資本に移行するといふこともちよつとむづかしい。近代化、合理化を進めていま生産性を上げておるのは、いわゆるオートメ、近代化、こういうのは機械化されておる。そういうものは大資本がなければやれないです。ところが、こういう、いま申しました、あなたが承認された、そういうような種類の大量工業製品は、そういう近代化するだけの大量工業製品を投下し得る産業ではない。できない。したがって、そういうものをどうしてやられるかといふことについての具体性が私は聞きたいと思ふのです。中小企業に対して融資をするとか、そういうものはもうすでに繰り返されておる。融資の限界も実はあるわけなんです。それをどういうふうにあいやられるかといふ……。一番物価に問題のあるのは、食品工業だと思ふのです。それらはどういふか、あいやられていかれるのか。ただ文章だけでいかないので、どう政府は考えておられるのか、ちよつとそれを聞いておきたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) これは、まさしく御指摘のように、一面において相当時間のかかる問題である。できないことはないと思ひます。ただ、すぐ、あつてといふわけにはまいらない。時間もちろんかかることではあります。それからまた、産業の性質によつては、御指摘のように、大企業化することの困難なものもある、こういうものもあります。そういうものにつ

いては、山本さんも御存じのように、中小企業政策というものを別に考えなければならぬわけがあります。そこで、本案におきましても別のところでもって中小企業政策について論じております。各種の中小企業政策といふものをとりまして、御指摘のように、大資本が入らない場合でも、たとえばいわゆる協業化、共同化を進めてまいるとか、いろいろこの中でも書いてございますが、やはりそうした、別に中小企業政策といふものをあわせて進めてまいり、こういう方向が私は大事である、こう思つております。

○山本伊三郎君 私の質問する前に答弁をされたのですがね。中小企業政策はありますがね。もうずっと、中小企業政策は十年も前から言われておつたことです。なかなか一朝一夕でできない。いま佐藤さんは、あつて、あつてといふわけにいかないと言われたが、そんなことを期待していいのではないのです。それはあなたの表現だから。私は、この六年間にできれば、いまの内閣の大きな功績だと思つておるのです。できない。できないのは、そういう構造的な宿命があるのです。日本の産業には、これは二重構造と言われ

ておりますけれども、しかし、そうかといつてあきらめるわけにはいかない。はしくも、共同と言ひ、協業、共同と言われましたが、これをどう具体化するかといふ問題を、私は追及してゐるのです。ところが、なかなか政府はそこまで手を入れない。ただ年末金融程度でお茶を濁しているが、共同のな策地をつくるための施策といふものはないです。いままで、また業者もそれに乗ろうとしないこともあります。しかし、物価安定の立場から言つても、これをやらなければだまされんよ。あの限られた資本で、近代化しようといつても無理です。私は、パン工場あたり、これは大衆的工業品として非常に問題のある点ですが、これだけでもまず気をつけてやたらどうかと思ふのです。販売機構にいたしまして、生産機構にいたしまして、やれるのです。ところが、そのやれる素地を政府はつくりださないのです。佐藤

さんが経済企画庁長官を何年やられるか知りませんがね。そんな多く並べる必要はない。一番重要な点のもののだけ、一べんモデル的に、見本的にやつてみなさい。そうして成果がどれだけ出てくるか。国民生活センターをつくられて研究されるのはけつこうですが、私はそういうものをひとつ——多くを並べる必要はない。まず、一つのもの、場合だけやつてみれば、それが一つの見本となつて、モデルとなつて、それがまた、ほかの大衆的工業製品などもそれにならつてくると私は思ふのです。そういう決意があるかどうか、ちよつと聞いておきたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) まあ、従来からよく、低生産性部門の近代化といふことが、とかく作文だと言われておりますが、これは、一つは、御指摘になつた効果に長い年月が要る。なかなか、はかばかしく、すぐ目に見えてくるようなことがない。これが一つの原因だらうと思ふのですが、また、振り返つて見ますと、決して実績をあげてないわけではない。相当効果もあがつてゐる。むしろ、中小企業といふものが、近ごろよく中堅企業とか中堅とか呼ばれておるが、中堅企業となり、中には大企業にのし上がったものもあり、数えてみると、いろいろあるんであります。いま御指摘の協業化の問題も、これは山本さんが一番御存じのような、いわゆる中小企業政策のいわゆる融資その他について、たとえば協業化を条件にして融資をするといふようなことを行なつておられます。そういうようなことで、さらに政府の指導の不十分なところを積極化しなければならぬといふ私も考えますが、御存じのように、なかなかみんな一本立ちを欲するのが本来のなりたいでございますから、協業化は、それ自体、ある意味ではむづかしい方向ではありますけれども、それでも、各種の施策によりまして、この約数カ年の間に、協業組合の数も、あるいは工場団地の数も、ずいぶんふえてまいつておることも事実でございます。でありますから、私は決してこれは悲観し

ないで、いま御指摘になつたような点、私も賛成

であります。大いにこの方向を進めてまいりうに、さらにさらに積極的な努力をする、これ以外にはないんじゃないかと、こう考えております。

○山本伊三郎君 ひとつ佐藤新長官に私は期待しております。そういうことで従来やられておるといひますが、それは、政府のてこ入れよりも、むしろ、自分の企業がどうして競争の中から生きようとするかの努力が大きく働いておると思ふんです。無理してまいります。だから、協業といつても、共同までいくのはなかなかむづかしいのです。たとえば、販売に對する協業といひますか、配達なんかを速急に私はやるべきじゃないか。ところが、各メーカー、中小的なメーカーでそれをきらくとよく売れるから、販売する自動車にも自分の製品の名前を書いて配達しなければいけないという考え方があつておるんです。したがって、私は配達だけでも協業的にやればコストが相当減る。牛乳とか、おのおののメーカーが大きき宣伝します。これだけでも協業化すれば、消費者の側から見れば、物価安定に私は相当役立つと思ふんです。それができないんです。いまの実情では、そこに問題があると思ひますが、これはひとつ考えてください。サセスチョン、提案だけしておきます。

もう一つある。それを言いますと、実は、今度タクシー料金が上がりましたね。これも実は中小タクシーが非常に困つておるんです。大タクシーといふものは自動車の数からいふと一人だけでい持つてゐるけれども、中小業者のほうが台数からいつたら全国で多いです。ところが、協業しようといふことでやつても、一方で労働省と運輸省でいがみ合ひをしておるんです。労働省は、運転者をやるのはいけいけれども、中小のものについては若干問題があるといふことで、否定的なんです。労働省は、いいんじゃないかと、こういうことなんです。その点は、経済企画庁も十分積

極的に中へ入ってもらいたい。私は交通問題はいま扱いません。物価の値上げの問題から言いますけれども、運転者、労働力が非常に逼迫しておる。したがって、悪質運転者がとにかく転々として小業者を回つては先借りをやっておる。そこから交通問題が起るんですが、そういうものを中小のタクシー業者が協業的にやって、そこでそういう運転手の予備的な、スベア的な運転手を一括して雇つて、そして協業会社に配分するといふほうがいいんじゃないかと私は考案したのである。労働省はそれはいいと認めておる。運輸省は、それに対して、何とか運輸規則の五条ですか、何とかで、いかなんと言ふんです。こういう点は知っておられますか、経済企画庁、そういう問題のあるといふこと。これも物価の大きな問題です。大業者のほうは料金を上げてくてもいいけれども、中小企業はそういうことではない。それが、いま言っている物価のプッシュの一つの要因になっています。そういうことについて経済企画庁にそんな相談がありましたか、運輸省のほうで、物価の問題として。

○国務大臣(佐藤一郎君) 実は、私もタクシー業については、かねがねもつと人口をふやすべきじゃないかといふことで、機会あるごとに運輸大臣にも要請しておるんですが、いまお話にもありましたけれども、もう運転手の人数そのものが限られておるので、なかなかふやすことができないというように言っております。が、しかし、それには訓練の機関を設けるなりしてこれを積極的に進める方法があるんじゃないか、こういうことで、その方向はできるだけ進めよう、こういうことはいま話をしているんであります。が、ただ、いま御指摘になったような具体的な話は、ちょっとまだ私も耳にしておりません。

○山本伊三郎君 この物価の問題は、ぼくは、単に言うだけじゃなしに、そういう具体的な問題の一つ一つ解決することによって物価が安定してくると見ているんです。大きく網を張つたって、な

かなか、かかるものじゃない。上がるのを防ぐことはできません。いま言ったのは、運転手はいないといつても、いるんですよ。いるんだが、いまのような状態ですから、定着をした運転者はおらない。そうして、そういう定着をさせるためには、いま申しました協業で、東京なら東京で、中小企業は一つの協業組合ですか、つくつて、そこで運転者を一応契約をする。そうして、運転者は一台で大体二人半要るらしいですね。車一台で二人半要るんだ。いまそういうものをよけいに持つておることができない。そういうものを一つのプールというところでやるといふことを、タクシー料金に相当大きく影響があるので、私はそういうことを提言しておるんだが、なかなか労働組合のほうも問題があると聞いておりますが、この点の具体的な検討を、経済企画庁が中心になって、運輸省、労働省の中でひとつ話を進めてもらいたい。これは私、タクシー料金の問題に関係した大きい影響があると思ひますので、その点は提言をしておきます。

時間を食いますから、そこでもう一つ問題があるんですが、重要な問題がここに掲げてあるんですね、農業について。「農業についてはこれまで所得補償にかたよりがちであつた価格政策の運用を改め、構造対策のより積極的な推進によってその近代化をはかる。」——この意味もわかるのだから、おそろく構造対策というものは総合農政を言っている。それはそれとして、しからば、いままでのような食糧制度という所得補償制度を、これを変えていくといふことを政府の意思としてここに表現されておるわけですか。これはいかがですか。

○国務大臣(佐藤一郎君) 食糧制度が、即、所得補償制度であるといふふうに私は解していません。食糧制度は、実は別な、御存じのような成り立ちからできています。でありますから、特に食糧制度だけの関連でここで議論するのは私は適当でないと思ひますが、しかし、現実の問題として所得補償制度というものがあつてございます。

農業の現状から見まして所得補償制度をとらざるを得ないものもあるんであります。問題は、それが固定化してしまふ、そうして、いわゆる非能率のまま温存され続けていくことは是非にはあらうと思ひます。これが徐々に生産性を高めるといふふうには作用してもらわないと困る。そうして、ある時期に、そうした所得補償制度を行なわなくても済むような状態に生産性の向上をはかつていく、いわば、今日の農業政策の目標、理想といふものは、そういうところにあるんじゃないか。現実の問題として所得補償を行なわなければならぬものがあることは事実でございます。それを直視した上で、徐々にそういう生産性を高めたい。一方において、生産性の向上といふことが、なかなか言うはやすいのであります。いろいろの条件が必要でございます。そういうこともございまして、これらも私は時間をかけてやってまいらなければならぬ、そういう感じを持っております。

○山本伊三郎君 長官、言っておきますが、時間をかけてと逃げているようですが、時間のかかることはいいのですよ。しかし、百年もかかったら問題にならぬが、これは六年間でやるといふ案です。私は何も時間の制限を言っていない。あつた、あつた、あるいは一年……。六年間でやりましょうというこの計画でしよう。ですから、時間をかけてといふことはこれから言わないようにしてください。六年間の間にできればいいのですから。それができなければ、政府の責任を追及しますから。そういうことです。

そこで、私は直ちに食糧といふことで飛躍をいたしました。所得補償といふものがいまの食糧を維持するといふ、一般農民の考え方がそこにあるから私は言ったのです。所得補償がくづれてしまつて食糧といふものがどうなるかといふことについては、これは農民の立場からいふと、そう考へておらないから私は言ったのです。しからば、所得補償による価格政策の運用、いわゆる価

格だけで農産物を——これは農民対策、農家対策で来たものでありますから、その価格政策の運用を改めるといふことがここに書かれておるので、私はその意味もわからないことではない。

そこで、私は前後を誤つてもらつてはいかぬと思ひます。構造対策といふものが進んでいくつて初めて、政府が言わなくても、所得補償なりその他の方法による価格政策といふものは自然に改まつていくことになる。これは経済の原則ですよ。なぜ所得補償の農産物の価格政策をやられたかと申しますと、いまの日本の農業の実態から、やらずを得ないから、農民の保護政策といふよりも、産業政策として農業政策とられた。これは何も農民の保護政策じゃないですよ。大きく見ると、純粋な経済学から見ると、そう見えるけれども、日本の政治経済から見ると、そうではなかつたわけですね。戦前、戦中、戦後を通じて考えた場合、したがつて、その所得補償の価格政策の運用を改めて構造対策によるといふことは——この構造対策はまだ政府ははつきり出してないのです。ペーパープランとして出てるかも知れぬけれども、実際は、米の減反、減産といふことで出してありますけれども、この農業の構造対策についてどういふものが出て、それが自然に価格政策に影響するといふことが私はたてまえだと思ひます。が、この順序から見ると、私はどうも同列に、しかも先に所得補償制度を変えてしまふといふような考え方があつたから、この点だけ明らかにしてもいい、こういうことです。

○国務大臣(佐藤一郎君) 構造政策が農業にあるかどうかといふことは重要であります。もちろん、政府は構造政策といふものを今日まで進めてまいつてきております。ただ、それがあつたは総合農政といふ名前前で言われたり、あるいは構造改善といふようなあいまいなことばで言われたり、いろんな形でもつて言われております。したがつて、御指摘のように、どうもはつきりとした一本太い構造対策といふものが欠けておるのじゃないかといふ御質問にもなるかと思ひます。

けれども、御存じのように、政府は今回の国会にも農地法の改正を出しておりますし、それからいわゆる生産力の増高のためには、御存じのように、各種の農業投資を推進する態勢を示してございまして、そうして、また、その間にあって、総合農政ということで、各種の融資その他を通じて、いわゆる農業の転換等もはかってまいりました。まあ余剰米の処理ということ、いわば窮余の一策的な点もありませんけれども、しかし、これもいよいよやむを得ない、そういう意味での生産構造の改革ということを追われているわけでございます。そういう意味において、いろいろの角度からまあこの構造対策を進めてまいりました。あるいはまた、農業人口というのも本計画においては逐次減少してまいります。でありますから、いわゆる単なる労働生産性というか、一人頭の生産性というものの向上においても、おのずから一定の高い目標を持っておるわけでありまして、そういうようなことで、一人頭の労働生産性の向上をいかにしてはかるか、こういうことについては各種の対策を講じていかなければなりませんし、まあ及ばずながらそういう方向でいまして、御存じのとおりであります。また、所得につきましても、御存じのように、いま一番重要な兼業農家の問題がございまして、残念ながら、わが国においては兼業農家の比率が非常に高い。そこで、いわゆる農外所得をいかにして確保するか、こういうような問題も、これは所得対策として展開をしようとしておるわけでございます。なかなかこの効果が目に見えてないというところがあるわけですが、しかし、これを三年、四年の時限でとらえてみますと、やはり相当進んでいる点もある。こういうふうには考えておりますが、しかし、今後は、いままでのようなテンポでなく、さらにこれを積極的にやっつけてまいらなければならぬ、こういうことが、この気持ちに出ておると思っております。

○山本伊三郎君　ちょっと飛ばしますけれども、私がここのでい言ったのは、価格政策を進める前に、いまの経済の実態、原則からいうと、構造対

策というものが進められていくことによっておのずから価格対策というものがなくなると、そうすべきであって、所得補償を変えてしまおうということは、これはもう私は、うたわんでも、あの、後段の問題が積極的に出されたならば、自然にこれはなくなるものである、こういう認識におるんです。それを私はぜひ考えてもらわぬといかぬ。だから、所得補償制度、価格政策、これを変えろのだというように言われている、私はそうとるのです。後段のほうにまず大事であって、上のほうは、後段のものを完全にやっつけていくことによって、なくなっていく、こういう考え方で、あとのことは言わぬでよろしい。

○国務大臣(佐藤一郎君)　これは「物価の安定」という課題のところで取り上げているものですが、こういふ表現になっております。あとのほうで、御存じのような「高生産性農業の実現」というところでは、御指摘のような角度を中心にして議論をされているわけでありまして。

○山本伊三郎君　そこで、それに関連して、ちょっとあとに飛びまして、少し気にかかることは、二三ページです。二二ページの一番下の第三、輸入政策、この問題についての考え方と一緒に考えてもらいたい。

いまの農業の問題、農業は低生産性ですから物価の引き上げの一つの大きな要因である、こう言われておるのですが、これと同時に、残存輸入制限、いわゆる制限品目が農産物に多いのです。比較的多いのです。それを、価格安定のために、大いに残存輸入制限を撤廃とは言わないけれども、できるだけなくしていくという趣旨だと思ふ。これも大きな政策の転換である。そういうことが具体的にならぬ方法でやれるのか。直ちにこれをやれば、いまの現状では、日本の農業は諸外国と対抗できませんから、一べんに押し流されてしまう。したがって、物価の安定という立場から、どういう方法で、輸入制限品目をどう処理していくのか、この点を関連してひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(佐藤一郎君)　これは、後段にも書いてございすけれども、「輸入制限品目の自由化の促進」、これは、御存じのように、現にやっているわけでありまして。それから「輸入割当の枠の拡大」、これも、先般の閣僚協議会において、まず一律二%のワケを設けるといふような点から積極化しようとしているわけでありまして。それから「関税の引下げ」、これも、御存じのように、ケネディラウンドの繰り上げというように、とをやつてまいらう、こういうことでございまして。そうして、輸入段階での競争条件を整備するというところであります。もちろん、これらを取り上げるにつきますのは、そこにも書いてございす。したがって、「国内産業への影響を考慮して必要な措置を講じつ」と、ものによっては、こうした調整措置を講ずる必要のあるものも当然ながら出てくるわけでありまして。そうしたこと、あるいはまた、従来どおり緊急輸入というふうな対策も、これは当然とてまいらなければならぬ。こういうふうな考え方をいたします。

○山本伊三郎君　そういうことは聞いておらぬ。これは文章に書いてあることですからね。読めばわかる。現在、残存輸入制限で、まだ自由化されていないやつが、重要な農産物で、そういうものを、どういふものをどうするかという、いま物価が一番問題になっておる、その場合に、どういふものを輸入制限をはずしたらいいんだかというのをどう考えておるかということです、具体的に。

○国務大臣(佐藤一郎君)　御存じのように、現在、百二十品目のうち六十品目を四十六年の末までに自由化する、こういうことになっております。その六十品目のうちで大体全体の三分の二というものを四十五年の末、つまり本年の末までに三分の二の自由化を行なうということでございます。でありますから、六十品目のうちの三分の二の四十品目は本年の暮れまでにやる。そのうちで、二十二品目でしたか、すでに自由化の決定しておるものがございますから、あと十八品目につ

いてこれの決定を行なわなければならない、こういうふうなことになるかと。これはもちろん農産物以外も入っておりますけれども、この大部分が農産物でございまして。

○山本伊三郎君　品目を私はもらっておらないのです。二十品目、そのうちに——私はきょうの資料を探してもないんですが、十三品目くらいは非常に日本の農業に大きい打撃を与えておるといふことですが、経済企画庁としては最後まで輸入制限をはずさないという品目は、どういふものであると一応認識をされておりますか。

○国務大臣(佐藤一郎君)　いまちょっとここに品目の表を持っていないのですが、六十品目まだ残っています。四十六年末になりましても六十品目残っています。この六十品目についても、なおできるだけすみやかにこれを繰り上げて自由化すべきである、こういう議論が強く、そうしてやはり政府もできるだけその方向に持っていくつもりでございますが、やはり当然のことでありまして、けれども、その残りの六十品目のほうに、日本の農業において相当影響のあるものが入っております。これは事実でございます。これは残りの六十品目を繰り上げて行なうかどうか、どの品目を取り上げるかというところは、今後の検討に待つことになっております。その検討の際に私たちとして十分に考慮しなければならぬ問題であります。また、日本の農業に影響を与える申しまして、それについての調整措置をもちろ講じるといふことを考えておるわけでありまして。

○委員長(横山フク君)　ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(横山フク君)　速記を起こして。

○山本伊三郎君　それでは、それはあとにしまして、それから二四ページ、最後にまた重要な問題が書かれております。これはまあ物価安定の総括として、最後のくくりを書いてあるのですが、中ほどに、「経済全体としての生産性、賃金・利潤など諸所得の上昇が均衡のとれた形で行なわれる必要がある。しかし、今後、賃金その他の諸所得

の上昇が加速化し、それが物価上昇に影響する程度が強まることも懸念されている。もし、生産性上昇のいちじるしい分野で、これを価格に反映させることなく高賃金、高利潤を実現するとすれば、それが全般としての賃金、物価の上昇に波及するおそれもある。したがって、企業レベルでの価格、賃金の決定に際しても、国民経済的配慮が加えられ、価格引下げなどを通じて生産性向上の成果が国民経済全般に配分されることが重要であり、こういうことを書いてあるのですがね。この文をこのまま見るとそう疑問はないのですが、いろいろ検討してみると、やはり所得政策ということも一つの問題であるということをおこに表現されておるのではないですか。

○国務大臣(佐藤一郎君) 御存じのように、この経済審議会の中に熊谷委員会というものができまして、そうしてまた、さらにその中に馬場委員会というものができまして、そうしてこれらの問題についていろいろと検討したわけでありまして、その結果といたしまして、今日におきましてはまだいわゆる国民的なコンセンサスを得るのには時期尚早である、あるいはいわゆる所得政策の基本となるところの基本的な意味での平均生産性の数値を求めるといってなお技術的に検討を要するものがある、こういうようなことで、いわゆる所得政策に踏み切るといふことについては、まだそこまでいくのは早いと、こういうような感じの結論を出しておるわけでありまして、その結論を出しつつも、一方において、そうした委員会において検討されましたところの問題をここに提出しまして、そうして、しかし非常に重要である、所得、賃金、利潤、価格、生産性、これらの相互関連において今後の経済発展というものを考えていかなければならないという問題をここに指摘しておるといふ形になっております。

○山本伊三郎君 まあこの文章は、なかなかばくは、この点はいまいにしておると思うのです。一番最後にこう書いておられますね。一番下から四行目です。「こうした観点から国民経済にお

ける物価、賃金・所得、生産性の関連については、労働組合や経営者なども含めた国民各層の合理的な議論を通じて、本問題に関する一般の理解を深め、広範な世論を背景に物価安定に努めることが必要である。——これはまあ、いま長官が言われたようなことを結論の結びにしておるわけでありまして、ここでも政府はいわゆる所得政策の考え方をほめかしておると私見しておるのです。否定はしておらない。この文章は否定はしておりません。ただ、その所得政策というもののについては、いま熊谷報告の話もありましたがね。これはまあいろいろ議論があるところでございますがね、御存じのとおり。しかし、これは諸外国と同じように考えてはいかぬ。日本は日本の賃金制度がありましてね。賃金水準があるのでありますから——私はいよいよ結論に入りますがね。こういう所得政策を入れるという考え方をとてくるところに、私はわからない、どういふ考え方のかね。で、日本の賃金は低いというところは、これはまあ数字でわかる。わかるけれども、一方、諸外国、特にアメリカあたりから比較すると、アメリカは、物価は、上がる速度は別といたしまして、もともと物価は高いという説が言われておりますね。家賃でも、比較すると。したがって、政府は、賃金を押えたら物価は押えられないという観念でおられるかどうか。循環性ありますよ。経済論からいえば循環性がありますよ。賃金はコストに入っているのですから。しかし、いまの日本の現状から、賃金を押えたら物価も上がらないのだという結論に考えられるかどうかということですね。これ、長官に——聞きたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) もちろん、政府がとておりますところのいわゆる成長政策というものは、国民の所得の上昇というところを最大の眼目にしておるわけでありまして。したがって、賃金の上昇ということも、これまた重要な目標でございます。問題は、ここに指摘してありますように、他のいろいろな関連する部門とバランスのとれた上昇が望ましい、こういうことを指摘しております。

て、賃金がある段階におきまして唐突に非常に高い上昇率でもってどんどん上昇が進んでいくということになると、ここに書いておりますように、それが逆に価格にはね返ってまいります。企業としては、生産性の急激な上昇によって吸収するということが必ずしも可能でなくなりますから、そうすれば結局物価にそれを転嫁をする、こういうようなことをして、そうしてつじつまを合わせる、こういふ意味で、そういうものについてはいやいや警戒しなければならぬ、こういうことをこれは指摘しておるわけでありまして。でありますから、何も賃金の上昇を抑制するとか、そういうことではもちろんございせん。ここに書いてありますように、ここにあげております諸項目といふものはやはりバランスをとって発展をしていくことを望んでおる、こういう意味であります。

○山本伊三郎君 長官、あなたはたまたま重要な発言をされるのですがね。異常な賃金の上昇といふことばを使われましたね。異常な賃金の上昇といふことは、一体それはどういふものをさして言われるか。私は、異常な賃金の上昇といふことは、いまの状態では、あり得ないと思う。それは、今度の春闘を通じてのいわゆる経営者の間の相場も出ておりますがね。克明にその内容を審査すれば、異常な賃金の上昇といふことは言えない。過去十年さかのぼっても、ないですよ。いまの一般労働者の賃金の状態から見ても、異常な上昇といふことはあり得ない。異常な上昇といふのは一体何をさして言われるのか。物価に反映し、非常に物価の安定に問題になり、所得政策を考えなくちゃいかぬというものをさして言われるか。

○国務大臣(佐藤一郎君) まあ、いま申し上げましたように、相当部分の企業が、結局、生産性の上昇でもって吸収できない、価格に転嫁する以外には方法がない、こういうようなことになる、やはり問題になってまいらぬと思ひます。

○山本伊三郎君 そういう抽象的な答えですが、それはあまり追及しません。私は、言っておきませんが、異常な賃金の上昇というのが、過去、戦後ですが、あったことはないと認めますね。もしそういうものがあつたとすれば、その企業は全くつぶれてしまひます。したがって、私は、いまの、何といひますか、大きいメーカー、産業を見て、そういうものはあり得ない、まだむしろ賃金の上昇がおくれているという考え方をとております。これは見解の相違か知りませんが、もし皆さんがそう言われるならば、具体的に、たとえば鉄鋼の賃金はこれだけ上がっているが、これは異常なものであるというデータを出してください、その上で議論しましょう。抽象では論議がやれませんが、もし物価に関連するそういうものがあれば指摘していただきたい。きょうはそれだけ言っておきます。

そこで、私は物価の上がる原因を前から見ているのですが、これはあなたのほうでつくつてもらった消費者物価上昇の推移です。三十五年からとております。四十三年、四十四年、これ、もつたのですがね。これを見ましても、一番物価をプッシュしている要因というのは生鮮食料品ですね。これがずっと、平均五%、六%といつても、たとえば四十二年を見ましてもね、生鮮食料品は四・一%上がつておる。平均は四・二%とつておるけれども、そういうことで、実は大衆消費品目と申しますか、そういうものが大きく上がつてくるのが、この物価をつくり上げておる要因ですね。野菜類もそうです。こういうものは、政府はどう考えているか知りませんが、いままでいろいろ手を打っておられますけれども、天候に支配されておる、それから日本の沿岸漁業が非常に衰退をしておるので、生鮮魚介類が非常に値上がりする……。私は、この個々の対策といふものをなおざりにされておるんじゃないかと思ひます。いま、米が過ぎ過ぎるから減反せよと言つておられるが、減反するならば、これを生産地指定がかなかによつて、うまくコンスタントに野菜の提供ができるような施策というものがな

それはまあ追及しません。私は、言っておきませんが、異常な賃金の上昇というのが、過去、戦後ですが、あったことはないと認めますね。もしそういうものがあつたとすれば、その企業は全くつぶれてしまひます。したがって、私は、いまの、何といひますか、大きいメーカー、産業を見て、そういうものはあり得ない、まだむしろ賃金の上昇がおくれているという考え方をとております。これは見解の相違か知りませんが、もし皆さんがそう言われるならば、具体的に、たとえば鉄鋼の賃金はこれだけ上がっているが、これは異常なものであるというデータを出してください、その上で議論しましょう。抽象では論議がやれませんが、もし物価に関連するそういうものがあれば指摘していただきたい。きょうはそれだけ言っておきます。

いのかどうかと思う。少し過ぎると、キャベツでも、市場に出すと値が下がるからといって、みなつぶしてしまふ、捨ててしまふ、というような現象がありますね。ああいうものはなかなか冷蔵庫なんかで長期保管はできないし、したがって、ぼくは、そういう場合にはどうしても生産地指定をして、ある程度コンスタントに提供できるような施策というものが必要だと思ふ。これは単に経済企画庁だけでいきませんが、経済企画庁に物価安定という立場から私は質問しておるんですが、各省、特に農林省あたりと協力して、そういうものを総合した施策がとれぬものかどうか、そういう道はないかどうか、この点、ひとつ聞いておきたいと思ふですね。

○国務大臣(佐藤一郎君) 全く私も同感でありまして、そこいらの点が、やはり今日において一番基本である。天候が直接の原因なんです、結局、そうした天候に支配されるような態勢が今日まで続いているところにやはり問題があるわけでありまして。最小限野菜のような場合にはやむを得ない点もあるわけですが、いま御指摘になったような点、やはり従来もこれはある程度やってまいったと言っておりますけれども、まだまだ不十分である。もっと全般的に、そうした意味での主産地の形成であるとか、それから今日はいわゆる作付統制を行なうことはできませんけれども、情報時代でありますから、作付についての全般的なレビューというようなことは十分に可能なはずであります。しかし、その点については今日十分行なわれていないうらみが非常に多いというの、私はまことに残念に思っております。こういう点をやはりこれからの一つの――物価対策というのとはただこれだけではありませんけれども、重要な課題としてわれわれが扱わなければならぬ、こういうふうなことを考えています。

○山本伊三郎君 これは物価対策というより、国民生活としての基本、根幹ですから、特に具体的にやらなくちゃいかぬ。政治はそうだと思う。抽象的なものは学者にまかしておけばいい。学者はうまいこと書きますから。具体的にこれをどう消化して政策にあらわすかというのが政治の問題ですから、したがって、都会を中心に、いま減反をしておるのですから、そういうものを無駄にせず、生産地指定をやつて、そこには国の補助金も要るかもしれないけれども、東京周辺はこの地域については野菜の供給はこういうことでやるのだというところは、統制経済でなくとも、私は、そういうものは、われわれの立場は別にいたしましても、できると思ふ。そういうものを無駄にやつておる。お百姓は自分の生計を考へるから、もうけるためにやつぱりやります。そういう無計画な形が今日の物価を上げておる原因である。なぜできぬか。一部やつておる。名古屋地方では生産地指定をやつておる。それがあまいです。もう少し、統制と言わなくても、計画経済と言わなくても、やり得る道は私はあると見ています。府県ではやつておるところもあるようでありまして、そういうものをやれば、ある程度コンスタントに野菜なんかの配給と申しますか、できると私は自信を持っておるのですが、そういうものは政府はやれないものか。

うまいこと書きますから。具体的にこれをどう消化して政策にあらわすかというのが政治の問題ですから、したがって、都会を中心に、いま減反をしておるのですから、そういうものを無駄にせず、生産地指定をやつて、そこには国の補助金も要るかもしれないけれども、東京周辺はこの地域については野菜の供給はこういうことでやるのだというところは、統制経済でなくとも、私は、そういうものは、われわれの立場は別にいたしましても、できると思ふ。そういうものを無駄にやつておる。お百姓は自分の生計を考へるから、もうけるためにやつぱりやります。そういう無計画な形が今日の物価を上げておる原因である。なぜできぬか。一部やつておる。名古屋地方では生産地指定をやつておる。それがあまいです。もう少し、統制と言わなくても、計画経済と言わなくても、やり得る道は私はあると見ています。府県ではやつておるところもあるようでありまして、そういうものをやれば、ある程度コンスタントに野菜なんかの配給と申しますか、できると私は自信を持っておるのですが、そういうものは政府はやれないものか。

○国務大臣(佐藤一郎君) もちろん、やれないことではないと思ひます。今日はいわゆる誘導政策というところで、いま御指摘のような野菜の主産地の形成というようなことを今日もやつてきております。ただ、まあ不十分な点があると思ひます。ですから、もっと積極的にそうした点を進めてまいり。もう昭和三十年代に、御存じの出荷安定法ができて以来、ずいぶんこれも進めておるのでありますけれども、まあ従来、野菜価格が非常に不安定である、豊作の後には必ず暴落がある、高値のあとには暴落がある、こういうようなことで、どうもそうした点からも促進を妨げる要素もあったと思ふのでありますけれども、今日は、米もこういうふうな過剰であります。そして、いわゆる米だけを重視する、こういう農業政策というものがいま修正されつあるところでありまして、そういう意味においても、ちょうどいい時期でござ

います。この野菜のいわゆる指定産地、これは今日五百以上あるようでありまして、そして全体の出荷の六割ぐらゐがなつておるようでありまして、これをさらに追加をいたしまして、そしていまお話のあったような方向に持っていくかなければならぬ、こういうふうなことを考えております。それから先ほど御指摘のあった点、ちょっと政府委員に……

います。この野菜のいわゆる指定産地、これは今日五百以上あるようでありまして、そして全体の出荷の六割ぐらゐがなつておるようでありまして、これをさらに追加をいたしまして、そしていまお話のあったような方向に持っていくかなければならぬ、こういうふうなことを考えております。それから先ほど御指摘のあった点、ちょっと政府委員に……

○政府委員(八塚陽介君) 残存制限品目のうちで、自由化がなおかつ未決定であります。いわゆる六十品目の中の主要な農産物について例示的に申し上げますと、生きてゐる牛あるいは豚、あるいは牛肉、豚肉等の畜産物、それからブリとかニシンとかイワシとかいう魚類、あるいは魚類の卵であります。それから、チーズにいたしまして、ナチュラルチーズは御承知のように自由化されておりますが、プロセスチーズは自由化されていません。自由化の予定にまだ決定いたしてない。そのほか、たとえば関税の分類では一緒になっておりますが、部分的に自由化したものとしてはグレープフルーツがございまして、残りのオレンジについては、なお残り六十品目のほうに入っております。なお、米あるいは麦、小麦というふうなもの、残りの六十品目の中に入つておるといふような状況でございまして。

○山本伊三郎君 これは次にまた論議をすると思ひますが、私は、国際経済の關係から、残存輸入制限品目の撤廃という問題は、経済の理論からはどうあるべきだと思ふのですが、しかし、日本のいまの実態、農漁村の実態からの政治問題としての問題は別に、経済問題としては、生産費理論から言へば、生産のよくできる安いところのものを全世界の国民が消化したらいんですから、ね。しかし、いまの状態はそうはいかないのです。貿易の自由化と言ひながら、繊維については貿易を制限しろということ、どうも政府ががんばつておるようですけれども、これは経済の理論の問題

じやない。アメリカの政治の問題がそうなつてくるので、――まあこれはいづれ機会がありましたら、また論議をしますが、そういう点は、もう少し政府はきちつとした政策を出さないと、農民も非常に不安を持っておりますから、そういう点はひとつ、今後六十品目についてのこの計画からいくと、単純に輸入制限を撤廃するとは言つておらないけれども、そういう方向に向いていくということを表明されておりますね。これは私は、佐藤さんが閣議で発言されて、今後五十年まで六年間、という方法で、どういふものから撤廃する、というスケジュールというものを示してもらいたい。その約束はできますか。

○国務大臣(佐藤一郎君) いま申し上げましたのは、先ほど申し上げました百二十品目のうちの六十品目の残りでございます。これは、これから政府部内で検討いたしまして、そして自由化するかどうかを今後の課題としているものであります。でありますから、すぐ早急に、どれを自由化するとかしないとかということにはなかなかまいりません。今年中にこれをまだ――すでに決定しておるものもいま実行中の段階であります。今後これを検討してまいり、そして必要に応じて自由化をしていけるものはしていかなければならぬ、こういう態勢であります。

○山本伊三郎君 これはそういう意味の文章ですか。これは重要に見ておつたのですが。これによると、残存輸入制限をとにかく貿易の自由化というところで、できればそれも撤廃をするという方向に向いていくものだ、こういう趣旨で、ただいまそういう方針であるけれども、その品目については今後検討していこう、最終段階ではすべて貿易の自由化という理想に向かつていこう、こういう表現であるということとていいですか。

○国務大臣(佐藤一郎君) おっしゃるとおりであります。

○山本伊三郎君 それでは、あとの検討される六十品目について――これは重要な、われわれも関心があります。国民全体関心がありますから、

この六年間に今後六十品目をどういうぐあいに全部、早いやつ、おくれるやつなんか考えてやるかという、そういうものを、できれば検討して早く出してほしい。

○国務大臣(佐藤一郎君) ちょっと誤解があるいはあったかと思うのでありますが、もちろん、この六年間自由化しないという意味ではございません。現在の六十品目は四十六年の末までに行ないます。それで、四十六年の末までに行なうものは一応きまつておりますけれども、残りの六十品目のものを繰り上げて、やはり四十六年の前にやるものもあるかもしれないし、それから、そうはいかない、やはり四十六年以後になるものもございます。そうしたものを政府内部で早急に検討しなければいけません。そういう段階でございますから、もちろん、逐次これが検討いたしましたしてその結果が出る場合もありますし、まだ検討がしばらく続くものも出てくると思います。これは、まあことし、本年中はこの検討は続けられると思うのであります。

○山本伊三郎君 最後に、たくさんあるけれども、時間が来ましたから最後に。

金融問題で、金融機関の体制の問題もいろいろ論議されておりますが、それはまた時間がかかりますから。——経済成長、いわゆる国民総生産と通貨との関係ですね。まあ、あなた大蔵省におられて、ベテランですから聞いておきますが、三十五年度の国民総生産が十六兆二千七十七億、これに対して総通貨が四兆一千八百億、その内訳は、現金通貨が九千三百三十九億、預金通貨が三兆一千六百八十九億、その国民総生産と総通貨との割合が二五・三%。中途の年度を省きます。四十三年度の国民総生産が五十二兆七千八百三十三億、総通貨量が十四兆八千七百七十億、現金通貨が、そのうち三兆一千九百八十八億、預金通貨が十一兆六千二百六十二億、その比率が二八・一%というデータが出ておりますね。経済成長のテンポに合わせて通貨の量のふえるというところは私は理解ができるわけなんです、国民総生産、いわゆる物と通貨との割合

が変わりつつあるという現象は、三十五年には二五・三%、いわゆる二割五分、国民総生産の四分の一くらいが通貨として、現金、預金も合わせてあるが、四十三年には、これは二八・一%、これはまあ三分の一には達しませんが、割合がふえてきておる。言いかえれば、物のあり高よりも——国民総生産だから、物だけではありません、サービスもありまされども、その通貨割合がふえていくということ——私は貨幣数量説を支持するものではないです。ただ、これを支持するものじゃないのですが、これは、国民総生産が上れば上がるほど無制限に伸びていくものとは思いませんから、どういふところにその限界があるのですか。これは日本銀行の発券高にも関係がありますが、これはどういふことになっているかということの説明だけ聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) この点は、通貨と物価との関係というのは、学者の間でも、御存じのように、学説が正反對のものに分かれていて、いろいろな現状でございます。通貨はむしろ財貨の取引上の結果である、あるいは、いや通貨量がやはり物価を規定するんだ、いろいろ議論がございますが、しかし、いずれにいたしましても、この通貨の発行量というものが物価とたいへん深い関係がある。そういう意味において、私たちはこの指標というものをゆるがせにしないで扱わなきゃならぬ。これだけははっきりしております。そういう意味で、通貨の発行量というものを常々見なければならぬ。あります、その際に、やはり当然のことでございますけれども、取引量、この取引量の増大というのは経済の成長に即してふえてまいるわけでありま。それで、この経済の成長に即して必要な通貨というものを供給する、こういうような範囲で通貨がふえてまいる、これは当然でもありま。好ましいことであると、こう言えると思うのでありますが、問題は、この間に価格の上昇というものが非常な影響をいたしまして、そうして一定の限度以上——この一定限度というものは、われわれとしてはいわゆる過去の経験

則による以外ないのでありますが、大体過去の数値というものを見まして、そうして異常な増加率を示すようなときには、これはわれわれは非常に警戒をしなければならぬ。こういうふうになるわけでありま。

で御存じのように、昭和三十六年ころになりました、いわゆる年の増加率が非常に高くなつてきております。ただいまも通貨の増発率は相当高くなつていて見られます。これはまあ昨年から急に増発率が高くなつてきております。われわれもこれを注目しておるんでありますが、まあ、そういう意味において、これが卸売り物価その他いろいろと影響を与えていると言ふ言い過ぎであります、関連を持っておるであらうということ、たとえば今日金融引き締めに踏み切つておるような状況でございます。ただ、今日のところ、毎月のいわゆる増加率が大体二割前後、最近二割のちよつと内輪ぐらひのところに来ております。まあ三十六年あたりは二割五分ぐらひの増加率を示したときもございます。あつたことにならぬように、われわれとしては、この通貨をいきなり押えたからどうというにはなりません。で、混乱するだけでありま。こういふ事態の起こらないように諸対策を総合的に進めてまいり、これが非常に必要でありまして、まあ財政金融政策によつて、そうした事態の起こらないようにやつてまいることが肝要であると思ふのであります。目下の金融引き締め等も、そうしたことも頭に入れてこれを実行しておるわけでありま。

○山本伊三郎君 ばくの質問してゐるのはね。物の取引が盛んになり、いわゆる国民総生産がふえるというテンポに応じて上がることは、これは、おっしゃる通りに、やむを得ないと認めざるを得ないので、私の言つてゐるのは、国民総生産と通貨量、そのときの通貨が市場に回つてゐる、その通貨割合が非常に多くなりつゝある。これは、私は、一つの大きい、インフレとは言わねえがね、そういう傾向が出てくる一つのことになり、基礎になると思ふんですね。経験から出されることはわかりま。やはり一応そういうものを踏まえておくと、私は非常にインフレへの傾向が出てくると思ふんですね。どこまで検討されたかしりませんが、どこまでが認められる量であるか。勘というものはあやまちを犯しますから。いま自由主義経済ですから、各銀行が日本銀行に対していろいろ、何といひますか、担保その他を入れて金を借りてくる。日本銀行は政策委員会等々で考へて紙幣を増発される、こういうことであるが、数字から見ると、これは二八・一%、三分の一には達しませんが、こまごまが許せるのか、それとも、それ以上通貨が出るとインフレへの傾向があるのか。その限界がどこにあるのか。これも、経済成長が上れば上がるほど、通貨量がふえるのはいいんです。国民総生産に比較して割合までも上がつていくということは、どこまでそれを許していいのかというのを尋ねたわけなんです。上がることがいいとか悪いとか言つてないんですよ。どの点までを認められるのか。私は、どうも二五%、四分の一まで来ると問題があると思ひてゐるんですが、まだまだふえる傾向に——まあ金融引き締めをやつておられますけれどもね。これから見ると、年々の金融引き締めがあらわれておるの、昭和三十六年に非常に押えられた、伸び率が一〇・三%しか伸びておらない通貨総量が、その翌年、三十七年に一べんに三四・九%というものをふやしておるんですね。ふえてきた。こういうことで、押えておるが、その反発がぱつと出て、翌年はうんとまた出てくる。こういうものでいくと、総体から見ると結局ふえてきてゐるんですね。割合です。国民総生産に応じて、物のあり高に応じて、どの程度の通貨が適量であるか。

○国務大臣(佐藤一郎君) これは、絶対的に何%でなければならぬという数字はないのであります。でありますから、先ほど申し上げましたように、過去の経験値というものを見なければならぬ。特にこのうちの現金通貨部分については、過

去の経験値というものが重要でございます。もちろん、現金通貨の需要というものは、消費者物価が上がったりする段階において比較的ふえるのでありますが、これは従来は比較的安定をしておりました。結局、これが動く場合というのは、預金通貨の場合でございます。この預金通貨の場合というのは、結局、これは貸し出しがどれだけふえるか、こういうことでございます。まあ、貸し出しのふえ方というものは、実質的な経済の成長の伸びに即応してあるかどうかということが一つの判断でございます。

で、ここにごさいますのは、国民総生産、これは名目で出ておるのであります。でありますから、これからいきなりすぐ、どうということはいえないのでありますけれども、昭和三十七年の二八・二％というもののから、大体そこらの前後、不況のときは三〇に達しましたけれども、なってきたております。でありますから、これはちょっと古いんで四十二年、四十三年ですが、まあ大体こんなところまで、まあまあとところだと言つてもいいと思ひます。この以後、四十四年の数字がまだ出ておらないようであります、いま聞きましたら、これよりちょっと上がるだろうと私は思つております、最近の情勢から見まして、ですから、こういう点は、これをすぐ押えるということじゃなくて、これを見て政策というものをもう少し引き締めていかなければならぬ、こういう一つの指標にしなければならぬ、こういうふうに考へています。

○山本伊三郎君 ばくはね。長官の言われることを十分知つて言っているんですが、ばくはどうも、政府は、政府だけでなしに金融界も、てまみそでやつておると見ているんですね。四十四年はふえますよ。かなりふえますよ。土地の取引が非常にひんぱんになっている。土地は物をつくらない。取引の中で金がふえていく。四十二年や四十三年よりもずっとふえていく。経済の実態はそうなんです。

物の生産ではなくて、取引の上だけで大きな金が動くんですよ、土地の場合は、したがって、今

度の高所得者はみな土地の売買で富んだ人が多くなつていますね。佐藤さんも専門家でですから私はここで言いませんが、四十五年はずっとふえていきますよ。それをどう吸収していくかということ、この政策については私は言いませんから、考へておいてください。

きょうはだいたい長引いて御迷惑をかけているんですが、最後に、センターですが、これはひとつ触れておかないと質問者の役に立たないんですが、鈴木さんからいろいろお話がありまして、やられたようですが、この提案説明を読んで趣旨もわかりましたが、これをやるまでに、ただ一つ、どうも非民主的と思うんだが、いままでの国民生活研究所ですか、前のところですね、その職員とか、そういう方々に相談をせぬと、突然こういう法律案を政府はやつたということをお聞きしておりますが、そういうことはあるかないか、身分はどういうぐあいに変わつていくか、この点、ひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) 決して唐突にこの法律案を出したというわけではございません。その経過については、ここに研究所長もおりますから、ひとつ研究所長から……

○参考人(浅野義光君) 国民生活センターの話が出ましたのは、たしか昨年の夏ごろだったと思ひますが、私もセンターについての問題を若干聞いておりました、その内容も若干知つておったわけで、原則としては賛成であるというふうに考へておつたわけですね。八月末ごろになりましたと、センターの設立についてというふうな発表文も出てまいりまして、私も少ししては、職員一同を集めまして説明を加え、研究もずっと続いているというふうなことで協力するようという話をいたしました。十月ぐらになつてまいりますと、内容もある程度はつきりしてくるという段階で、この場合でも全員を集めて説明する。さらに部下を通じて、担当理事あたりからも説明をされるというふうなことでございます。いろんな意見も職員あたりから出ておりましたので、そういう

点につきましても企画庁にもお伝えしておるといふようなことでございまして、法案ができました。際は法案も配付するというようなことにしております。それからさらに、研究所内の総務課を中心といたしまして、センター移行に對してのいろいろな問題点等検討させる機関もつくつて、勉強を目下させておる次第であります。

○山本伊三郎君 そうすれば、そういう研究をしておる職員といひますが、そういう人にもいろいろと相談をして、それが賛成したかどうかは一応別として、こういうセンター、研究所というのは、職員というものが中心でしよう。そういう人の意思というものを重要視せぬといふかと思ふんです。それはもう、いまの答弁で十分やつてきたといふことに受け取つていいんですか。

○参考人(浅野義光君) そのとおりであります。

○委員長(横山フク君) 渡辺君。

○渡辺武君 私は、この国民生活センター法案について幾つかの点を質問したいと思ひます。まず一番最初に、この法案の目的についてであります。もうこれはほかの委員からも御質問があつたことではありますけれども、大事な問題でありますので、重ねて伺いたいと思つております。が、今度の法案で、国民生活研究所が国民生活センターに変わり、予算もふえるし、機構も、以前に比べれば、かなり大きくなつていくということになつていくわけですね。提案理由の説明などにも、その目的などが書かれておりますけれども、このような研究所をセンターにして、大規模なものにするという理由はどこにあるのか。この辺をまず最初に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 前内閣のときから、かねがね、今回設立いたしましたような目的、つまり、国民の消費行政の充実ということが考えられておりました。そして、それには、まず、そのために必要な、もっと幅の広い情報の提供ということが必要である、あるいはまた、苦情、問い合わせ等についていろいろの機構があるけれども、どうも球を投げ合うようなことで責任の回避の行なわれがちにな

運用が見られがちである、そうしたようないろいろな点もあり、この際にかく国民との対話、消費者との対話ということをもっと実現し得るような機構が必要ではないか、たまたま国民生活研究所というものがございまして、これを拡充いたしまして、一面において従来の研究というものを継続しながら、他面においてそうした消費行政の推進に役立つ新しい機構にしたい、これには、一つは、政府の関係機関の設立ということが今日なかなか困難であります。そういうようなことで、既存の機関というものを拡充いたしましたので、そうして、まあこれを実現してまいらなければならぬ。こういうことになつたようなわけでございまして。

○渡辺武君 御趣旨はよくわかりましたけれども、いま国民の生活上に起つておるいろいろな困難、たとえば先ほど論議がありましたが、物価値上げの問題や、あるいは公害や交通事故や住宅難とか、あるいは社会保険制度の立ちおくれといふものを見ても、どの問題をとらして、政府や大企業におもな責任があるといふのがほとんどだと思ふのです。ですから、いま長官が言われましたように、国民の消費生活の拡充と改善というところに目的を置いて、もし今後の業務をやられるとするならば、どうして、業務の内容が、いわば政府の政策の被害者、あるいは横暴な大企業の被害者である国民の意見、これをよく反映したものであることが必要じゃないか、あるいは国民の生活実態に即したような業務の内容であることが必要じゃないか、こういうふうにごさいます。

そこで、この十八条を見ますと、一番最初に、十八条の一に「国民生活の改善に関する情報を提供すること」というふうになつておりますが、この国民生活の改善なるものの理想像ですね、これは一体どういふふうに考へておられるのか、その辺をまず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) まあ、今日の国民生活というものが、御承知のように、経済成長下にあります比較的所得が向上しつつありますけれども

も、同時に、その反対の現象、公害でありますとか住宅難でありますとか、あるいはまた交通問題でありますとか、各種の問題が起こっている。それからまた、何といひましても、御存じの物価高の問題が起こっている。こういうような非常に広範にわたる各種の問題がございます。そこでまた、政府の政策は、最終的には、国民生活の改善、その中身は所得の上昇を中心とするのでありますけれども、しかし、実質的な所得の上昇ということでありまして、あくまでも国民生活の改善ということが当然政策の中心でなければなりません。

そこで、いま指摘したような諸問題について、これはそれぞれの所轄において政策の遂行をやっている、そして経済企画庁等において、いわばこれの目標的な指標というものを常々用意するようにしておるのは御存じのとおりであります。そうした指標を踏まえて政策の目標を立てた上でもって、各種の立法が行なわれている、行政の運用が行なわれている、そういうことで、国民生活の改善ということを中心にして今日の政策というものはなければならぬ。これが、当然のことであるけれども、今日のわれわれの置かれてある立場であります。それには、ただ、政府が立法し行政するというのでありますけれども、同時に、国民の皆さんの意見というものを十分に伺わなければならぬ、反映しなければならぬことも確かであります。また、そうした行政政策を実行する際において、情報というものは非常に重要な役割りを果たしたのであります。国民の皆さまが消費者として行動される際の情報というものを提供し、そして国民の皆さまの御意見を伺う、こういうような広い意味での、いわば国民の皆さまとお話をしながら政治をやっている、なければならぬという、そういう意味の国民生活の改善の方向でなければならぬ。そういう趣旨から、やはりこういうものの設立の動機が出てきたと、こういうふうな考えられます。

○渡辺武君 いまの御答弁を伺っておりますと、

政府のさまざまな施策ですね、その方向に沿って国民との対話ということを考えていらっしゃるような感じが非常に強いわけですが、しかし、具体的な問題で伺って見ますと、衆議院の物価特別委員会でも山口政務次官の御答弁によりまして、センターの業務のおもな内容は、物価、それから交通事故、危険食品、教育、社会保障などに

関する情報を広く国民に提供することだというふうな趣旨のことを御答弁されているわけですね。ところが、この物価の値上りの原因はどこにあるのか、あるいはこれをどうしたら解決できるのかというふうな点については国民からの問い合わせがあった場合、いま政府が盛んに物価の問題で強調しておられますのは、物価値上りの原因としては農業や中小企業の生産性のおくれだ、あるいは流通近代化のおくれだ、そうしてまた、賃金が生産性以上に高まっていく場合に物価が上がるというふうなことを盛んに言っておられる。そうしてまた、その原因論から、物価対策なるものも、農業の近代化、中小企業の近代化、いわゆる流通の近代化というふうな点、あるいは先ほども論議もありましたけれども、賃金については適切な政策というふうなことを盛んに言っておられるわけですね。ところが、政府のこうした物価政策が実質的にはずれたものであつて、したがって、また正しい解決策ではなかったということ、もうすでに物価そのものが相ついで値上がりを重ねているという点に、はつきりあらわれていると思うのです。国民は、やはりいまの政府の言っていることとはまた別な見地から物価の原因なり解決策を考えていると思うのです。もちろん、私も共産党も、政府のいまの物価値上りの原因なり対策なりについては、もう根本を、一番大事なところを、落つことしたものだというふうな考えられているわけですが、そういう場合には、一体、このセンターの提供する情報というのは、政府のいまとっている見解に基づいての情報になるのか、それとも、また独自にセンターとして、物価値上りの原因はどこにあるのか、解決

はどうしたらいいのかというふうなことを検討して、そういう情報を提供されるのか、あるいは、政府の見解以外にあるさまざまな見解ですね、これを情報として提供するものなのか、その辺を伺いたいと思います。

○国務大臣(佐藤一郎君) もちろん、国民センターにおいては啓発ということも一つの大きな仕事であります。それについていろいろと見解の分かれるところがあるかもしれません。しかし、これは一応独立の組織として運用するのでありますから、その会長なり、あるいは理事長なり、そうした首脳部の考え方によってこれが当然運営されていくべきものと考えます。政府のやっていることがすべて間違っているのだという、こういう前提では、私もまた何をか言わんやということになるのでありますけれども、個々の具体的な問題について見解の相違がある、そういう際に一方的な見解を押しつける、そういうふうなことを別にちとらして当面考えていることではないのであります。できるだけひとつ、そうした点については客観的であるようにつとめるのが、やはり本筋であるうとわれわれも考えておるわけであります。

○渡辺武君 佐藤首相が二月の二日の日に首相官邸で行なつた記者会見によりまして、国民生活センターを設けたことについて述べられてあつて、この面でも物価を指導していくのが大切だというふうなことを言っておられるのです。ですから、この辺から考えてみますと、今度のこのセンターをつくつた大きな目的の一つですね、これは、確かに国民との対話を通じて政府の物価政策その他等々の政策を情報として提供するというところに大きなねらいがあるのじゃないかという感じがしますけれども、一体、政府の見解と反したような見解、あるいはまた政府の見解に批判的なような見解、これをセンターが情報として提供することができるのかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

ならないと議論にならぬのでありますけれども、もちろん、このセンターとして十分に検討をした上で一定の結論が出ましたという場合においては、当然、センターが独自の判断でもって結論を出すべきものであります。

○渡辺武君 そうしますと、なお具体的にこの物価の問題について伺いますけれども、現在の物価値上りの一つの、全部とは言いませんけれども、一つの大きな理由として、原因として、大企業の製品が不当にコスト以上につり上げられているという点が非常に大きな比重を占めていると思ふのです。で、最近、こういう面についても国民の調査がかなり進んでおりまして、私ここに一冊本を持ってまいりました。最近出た本で、新聞などに盛んに書き立てられている本です。「原価の秘密」という本ですね。この本などを見てみますと、とにかく、カラーテレビの例を申しますと、原価四万円のカラーテレビが十八万円で売られていたりとか、あるいは電球などにつきましても、百ワットの電球が、コストは十円だけれども、それが売り値は八十円から百円しているとか、その他、自動車等々の売り値と原価との対比がずつと出ているわけですね。どうもこういう、大企業が責任を負わなければならぬような物価値上りの問題については、政府の発言はまことに、これはもう、いままでも弱かつたのじゃないかと思うのです。佐藤首相の今国会での施政方針演説の中にも、大企業に、生産性が向上したときには、その一部分を物価のほうに回すことを期待するというふうなことが述べられてゐる。私、いつかこの委員会でも長官にも御質問しましたけれども、長官のこの委員会での所信表明演説の中では、大企業のこの問題については一言もお触れになっておらなかったというふうな次第ですね。ですから、私も、今後センターが活動していくにあたって、この物価値上りの大きな原因について、はたして正しい情報を国民に提供することができるとかどうなのか、その点非常に疑問に思ふわけですね。で、大臣、その点について、国民から、これこれ

の商品について、売り値はこのくらいだが、原価はどのくらいになっているだろうかというような質問があったときに、センタ―はそれについて情報を提供することができるとかどうか、やはりその点をまず伺いたいと思います。

○国務大臣(佐藤一郎君) そうですね。あまり色めがねで見ていかぬと思うのです。これは最初から、大企業のやることは間違っているんだというわけにはまいらないと思います。やはり企業の存立というものが経営の前提になっておるわけでありまして、いろいろと発行されているものもあり、私も一々見てはおられませんけれども、非常に部分的な言説もあるかと思ひます。そういう意味において、今日においては、御存じのように、原価を積み上げて価格を形成するという経済体制ではありせん。価格の形成というものは別に成り立っているわけでありまして、でありますから、そうした価格を前提にしているような生活がまた行なわれておる。しかし、その中において非常に不当な事態があるというやうなことがないやうにするのは、これはやはり政府としても考えなければならぬ。そういう意味で、総理大臣の演説の中にもあつた指摘があつた。これは私は別に否定はしておりません。問題は、窓口でもそういう御質問を受けたときにどうするかという問題は、これは場合によらうと思ひます。そういうことを一々調査するというわけには、もちろんまいらないのでありますから、そういう意味の常識的な返答をする以外には、そういうものについては答えることはできない。しかし、現在持っている資料によつてある程度のことを答えられるものも少しあるやうかと思ひます。あなたのおっしゃるやうに、全部突き詰めて調査しておくということを前提にするならば、これは別問題です。これは今日のセンタ―が予定しておる事柄ではありせん。

○渡辺武君 そうしますと、このセンタ―が提供する情報ですね。一体、情報源はどこから取ってくるようになるのですか。たとえば、国民から、

ある商品についての原価について問い合わせがあった、これは立場は、いま長官のおっしゃるやうに、企業の経営その他のことも考えなければならぬという立場を優先して考えるのか、あるいはまた、物価の解決というのを優先して考えて、そうして売り値よりもコストが異常に低い場合、それに近くもつと値段を引き下げるという立場もあるかもしれない。しかし、立場はとにかくとして、客観的な資料として、センタ―に、これらの商品は売り値はこのくらいだが、コストは幾らくらいだという問い合わせがあったときに、センタ―としてはそれに提供する情報をどこから入手するのか。この辺を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 渡辺さんがよく御存じのやうに、企業に対してそういう検査権を持つていけるのは公取しないのですから、このセンタ―にそこまでの責任を持てとおっしゃるけれども、それは無理だと私は思ひます。いわゆる情報の入る範囲内においてやる。これは、政府の各機関の既存の調査もありましよう。あるいはまた、地方団体からのものもありましよう。それからまた、窓口を通じて消費者から逆にそうした情報を得ることもできますし、いろいろな道を通じてそうした情報をキャッチをする、こういうことになるであらうと思ひます。

○渡辺武君 そうしますと、センタ―の提供する情報というのは、かなりこれは信憑性に乏しいやうなものになるおそれがあるし、国民との対話あるいはまた国民の生活の向上、安定というやうな点について十分に役立ちつかうかという点について、かなり疑問符を打たなければならぬという感じが強いわけですね。これは長官とは見解が違ひ、それが最大の案件かどうかという点について、大企業の製品の価格がコストよりかなり高いという点について、そうしてまた、これが現在の物価値上りの一つの大きな原因になっているという点についても、おそらく政府としてもこれは否定はできないと思ひます。だから、そ

ういう重要な問題について国民から情報の提供を依頼された、それについて十分な情報の提供をする権限もなければ機能もないというやうなことで、センタ―の役割りというものは十分果たせないのではなからうか、こう思ひますが、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(佐藤一郎君) 渡辺さん、原価のことばかりおっしゃつておられるけれども、原価だけが消費者の情報じゃないのじゃないですか。いろいろあるわけでしょう、御相談を受ける問題は、そして、その原価の問題等について調査権限もない。これはやむを得ないことであります。この法律は、そういうことを別に調査をするということでも所期しているのではないのですから。それはそれでいいという話であれば、これは別でありましよう。それからまた、政府その他関係機関の情報というものは間違つてゐるのだ、こういう前提では、これは私は困ると思ひます。これはやはり、それぞれの専門機関というものがあつたわけでありましよう。ですから、そうした正規の機関の情報というものをまづまとして、しかし、それに限らず、広く情報というものを取り、またそれを提供す、こう申し上げておるのでございまして、おおよそできるだけ生活に関係のある問題を、広く、苦情処理等がありました場合に、御相談に、あるいはまた、一般的な情報というものをセンタ―自身はもうからも広く発表をする、今日でも、別にそういう調査は一切基づかなくて、そうした情報というものを流しておる事実も幾らもあるわけですから、何も問題はそれだけに限る必要はない。私はこう考えております。

○渡辺武君 少し、長官、神経質になり過ぎて、御答弁が、だいたい私の質問したことからはずれておられるやうですね。私は何も、この物価の問題について、大企業の製品の原価だけを、これを調べなければならぬというやうなことを言つてゐるわけじゃないのです。一番肝心な点の一つなんだから、その点について確かめてみたいと思つて質問しているわけなんです。また、政府関係機関

の発表する材料が全部間違つてゐるのだというやうなことを私一言も言つちやない。間違つてゐることもあるし、また部分的には非常に正しいものもありましよう。だから、私の質問からはずれて、そういうふうな曲解されても困ります。とにかく大事な問題として、大企業の製品の値上がりというのには、やはりこの辺については、センタ―が独自の調査機能を發揮して、必要な場合には各企業にそれについての資料の提出を求める、そしてまた、企業はもうでもそれについて資料を提出するやうな制度を、このセンタ―の中でやるべきだと思ひます。そうして初めて国民の期待にこたへるやうなセンタ―になるのじゃないだらうかというふうな思ひます。

次に、公害の問題について伺ひますけれども、たとえば、公害の原因や、それからまた発生源はどこだというやうな問題について、あるいはまた、健康や生命を守る上で一環境基準はどれくらいであつてはいいのとか、必要なことか、あるいはまた、許容量がどれくらいであることが必要なのかというやうな点について問ひ合わせがあつたとき、センタ―は一体どういふ回答をされるのか。たとえば、一酸化炭素について、あるいは亜硫酸ガスについて政府の環境基準というものが一応発表されておるわけですが、その範囲内にとどまるものなのかどうなのか。この点も伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 渡辺さんのいまの最後の、調査をするという話、これは私も賛成です。これは、手に入る資料というものは取つて、そしてこれを研究する、これも必要に応じてなさねばならぬことだと思ひます。いまの公害等の問題につきましても、水で言へば、企画庁も所管庁としてある程度の情報を持っております。厚生省にもあります。そのほか、それに関係する各機関、衛生試験所にしましても、その他それぞれ持つておるわけでありましようから、そうした情報というものを集めて回答をするということになるかと思ひます。

○渡辺武君 たとえば、熊本県の例の水俣病の場合など、この場合には、長官すでに御承知のように、現地のお医者さん、あるいはまた熊本医科大学の医学部、こういうようなところの調査の結果と、そしてまた企業の言い分、あるいはまた政府側の調査の結果、これがいよいよ最初食い違つておつたわけですね。こういうような場合、センターとしては一体どういう情報を提供されるのか。長官は、政府の資料、あるいはまた関係機関の資料など、これをおかなり重要視しておられるようですね。けれども、そういうことになりますと、現地で、これはもう、あそここのチツソ水俣工場が汚染源であるといふことは、調査をして、客観的にもその後正しかつたということが証明されているわけですからね。一体センターは、そのまだ証明されない時点まで、そういう政府側の資料と、そしてまた民間側の資料と、明確に食い違つたというふうな場合に、どういう情報を提供されるのか。

○国務大臣(佐藤一郎君) まあ非常に、特にむずかしい、もめているような問題を一々例に出されるので、一体センターの発足当時のスタッフとか、その他のことも考へていただかなければならぬと私は思ふのでありますが、もちろん、いまのような問題は、ああいうふうな、政治的にも大きな問題に発展をしたわけでありまして、そこまできく過程には多くの方が関係をしておるわけでありまして、単なる窓口の職員だけでもって処理し得べき問題だとも思つておりません。もちろん、ものによつては、そうした大きな問題については相当時間もかかるでしょう。そうして、関係各方面に照会をするという必要なものもあるもの起ると思ふのであります。ただ、いろいろな意見がありまして、それをこれ一つであるといふふうなきめつけのかどうかという、そういう点については、別にそういうことを意図はしてないものでありますから、あるいはかえつて依頼者のほうに、情報も幾つもできて、たよりないという感を与えることもあるかもしれません。そこらは、今後このセンターにおいてどういふふうな運営し

ていくか、これもいづゆる首脳部の考え方というものをももちろん尊重しなければいけませんし、それから運営の方針というものは私はきめなければいかぬと思ひます。あまり、ただ難になる、混乱するばかりであつてもいいかぬのかもしれない。そこらのところが、実際の運営上の観点というものを頭に置きながら、どうやってまいりますか、これは、そういう具体的な話になりますと、これからそういう方針を立てて、そして考へていくべきものであると思ひます。ただ、政府としては、特定の片寄つた結論だけを皆さんに流すという意図でないという点だけははっきりしておる、こういうことであると思ひます。

○渡辺武君 時間が来たようなので、最後に一問だけして終わりたいと思ひます。
私が特に問題の多そうなるところを取り上げて質問しておりますので、意地の悪い質問をする男だと思はれるかもしれませんが、私の本旨は、政府がお金を出して機構を拡充して、そして国民生活センターというものをつくる、一体これがほんとうに国民の生活の安定や向上に役に立つものになるのかどうか、私はなつてほしいと思ふのです。しかし、もしかりに、これが政府の政策をただ宣伝する機関にすぎない、これも苦情を受けたり、あるいはまた調査の依頼を受けたり等々、やり方はいろいろ具体的には場合と違つていふけれども、結局のところ、そういうことになるということであつては、これは、先ほども申しましたように、いまの国民生活がいろいろ困難にぶつかつていふ大きな責任は、やはり何といつても政治責任は政府がとらなければならぬし、具体的な経営その他の責任については、これは大企業が負うべきものかと思ひます。だから、その加害者の立場からの情報なり資料なりに基づいての宣伝をするだけであつたならば、これは国民の生活の安定や向上には十分には役に立たぬだろうといふふうな私は思ふのです。したがつて、どうしてもその点が明確になるような問題を取り上げて御質問したわけですね。長官は、先ほど、いろいろセンターと

して自主的に研究もして、自主的に見解を出すことが出来るのだという趣旨のことをおっしゃつたわけですね。その点は、業務の内容の面からいつても問題でなければ、人事の面についても、それからまた、今後の研究所の研究体制などについても、そう考へていいのかどうか、その点を伺つて、終わつておきます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 人事の点は、もちろん、新しい首脳部の判断というものが一番中心になるわけでありまして、その首脳部がどういふことになりましか、それによつてであります。ただ、後心配いただかなくともいいと思ふのであります。が、われわれは、国民生活センターをつくりましか、特定の意図を持ってつくつたのではありません。これは、経緯をお話し申し上げたときにもおわかりだと思ひますけれども、全くこれは、前の企画庁長官の、対話の場がほしい、こういうところから出発しているものであります。しかも、ただいまは政府の機関というものをふやせないといふことでもありますので、最も関係が深いこの研究所を改組して、そして従来の研究と同時に、さらにそこにこうした機能をつけ加へたい、こういうことであります。ですから、われわれとしては少しも特定の意図を持って出発しておらない。運用におきましても、消費者行政をさらに促進させるためには、政府にこういうような機関があつていいじゃないか、こういう立場で出発しておるものでありますから、特定の、政府の目的的なものを特に宣伝するとか、そうした立場は一切とつておりません。今日、どうも消費者行政といふものは、かく不十分である、まあ本来国民消費者をつくるべきである、こういう声さへあるときであります。そういうときに、貧弱ではありますけれども、多少ともそうした声にこたへるような機構といふものをわれわれは持つべきである、そういうこととにかく始めてみよう、そうして、これの運用の経験を通じて、よりよきものに仕上げていこう、こういう気持ちで一ぱいでありまして、そういう意味から言ひましても、いま御心配の点につ

きましては、われわれとしては、そうした特別の意図を持つてゐるわけではないことをおわかり願へる、こう思ふ次第であります。

○委員長(横山フク君) 午後二時再開することといたしまして、休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後二時七分開会

○委員長(横山フク君) ただいまから物価等対策特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。

鈴木君。

○鈴木強君 若干、こまかい質問で恐縮ですが、これも、条文を追つてちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

今後、このセンターは情報化社会の方向にやはり即応する活動をしていただくと思ひますが、聞くところによりますと、四十七年度にはコンピュータを導入して、その後本格的に動き出す予定だ、というふうな言われておるわけですが、四十五年の十月に発足をされる予定でございますね、このセンターは、四十五年、本年の十月ですね。そうしますと、四十五年は中途はんばになる。四十六年度は一年間本格的な予算を組んでいただけると思ふのですが、あえてここにコンピュータを導入するといふこと、コンピュータといふものを国民生活センターでお使いになるということですから、これは私も、そういうものがなければ近代的な情報を提供するというにはならないと思ひますから、賛成なんですけれども、四十五年の場合には予算も非常に少いのごさいますし、ですから、四十六年度は本格的になつていくと思ふのですが、予算の面で、四十六年度はいまから言うのはちよつとどうかと思ふのですが、四十七年度のコンピュータとの関係もございますから、具体的に、四十五年、四十六年度、四十七年度と、このセンターの仕事はどういふふうな発展していくのか、およその計画を持つて

おられると思いますから、それをひとつ明らかにしてもいいと思います。

○政府委員(矢野智雄君) 四十五年度におきましては、いま先生が言われましたように、年度の途中から発足いたしますので、予算もまだそう大きなものではございません。まず、土地は現物出資であります。建物につきましては、とりあえずその一部分、二億円の出資を政府から出すわけであります。あと、運営費といましては、現在予算で予定しておりますのは、下半期分約八千万円です。

そのあとであります。これも先生いま御指摘のように、大昭和四十七年度までには、一応、現在描いております最終と申しますか、最終の形に持っていくわけであります。その場合には、建物につきましてはお出資が行なわれる予定であります。この点は今後の計画になるわけでありまして、おそれなく、建物についての全体の費用は七億前後になるのではないかと、一応いま予定しております。なお、これはまだ今後具体的に決めるわけでありまして、そのうち二億円本年度に出される。あとは四十七年度までですが、おそらく、いまの予定では、四十六年度には建物につぎましては具体的な建設になるべく持っていきたいというように思っております。

それからあと、人員と運営であります。四十五年度におきましては二十名ほど新規に増員する。つまり、現在国民生活研究所から受け継がれます人員約三十六名であります。そのほかに二十名程度を今年度の予算で考えております。それから四十七年度までに、全体の人員約百六十名程度を一応予定しております。それを四十六年度、四十七年度で増員をしてまいります。また具体的に何人ずつということも考えておりませんが、センターの活動状況及びその人を、なるべくいい人を得なきゃなりませんので、得られるそうした状況を考えながらやってまいりますが、なるべく早目に人員の拡充もしていきたいということを考えております。

なお、そのほかの仕事も漸次拡充される。あるいは、御指摘のように、四十七年度には電子計算機も入れたら、こう考えておられますが、四十七年度には一応平年度化を考慮しております。運営費としましては、おそれなく年間七、八億円、つまり、交付金として出されますのはその程度の規模になるのではないかと。それを、四十六、四十七と、漸次増加いたしまして、四十七年にはその程度のものを一応現在の段階で考えております。

この点は、まだ具体的に詰めたわけでもございませんし、さらに四十六、四十七年と、それぞれ予算当局との折衝等も必要であることはもう御承知のとおりであります。現在では大体そういうような構想を考えております。

○鈴木強君 建物の建設計画とか、あるいはおその予算の面における規模はわかったんですけれども、具体的にこの法律に基づいておやりになる業務ですね。そういうものは、ここに抽象的に書いてあるんですけれども、もっと具体的に、四十六年度はどういうものをどういうふうな形でやるという、そういう一つの御計画を持ってもらいたいのでございませうか。

○政府委員(矢野智雄君) 業務内容につきましては、この法案の十八条にいろいろ規定してございまして、この業務達成のために、具体的に仕事を始めていくわけでありまして、四十六年度におきまして計画は、このセンター法が通過いたしましたから設立委員等も任命され、具体的にここできつていく予定であります。現在考えておりますのは、たとえば、この法案の十八条の一号に關連いたしまして、国民生活の改善に関する情報の提供、この手段といたしまして、たとえばテレビを通じて情報を提供する、そのための番組提供の企画あるいはその実施をはかっていくとか、あるいはスライドを作成するとか、あるいは映画を作成するとか、こうしたことも四十六年度でやっていきたいと思っております。なお、そのほか、生活ハンドブックを刊行するとか、こうしたことも四十六年度から始めたいというように思っております。

ります。これが主として十八条一号の關係であります。あるいは二号につきましては、苦情、問い合わせ等に対する情報の提供でございますが、この点につきましては、四十六年度には、相談日をきめて特別相談を実施するとか、あるいは、これは三号のほうにも關連いたしますが、生活相談の手引きを作成する。これは、各地方センター等にこれを配付して、その地方センターの仕事の助けにもしていく。そのほか、国民生活情報総覧の作成配付をするとか、こうしたことなどを現在一応考えております。具体的には、この法案が通りますれば、あと準備にかかるという予定でおります。

○鈴木強君 これは民法上の法人でもないわけですね。この法律に基づいてつくるセンターでしよう。ですから、定款とかねとか、そういうものはないと思うんですけれども、業務の計画というものは、そうするんですけれども、これから設立準備をやって、そうして役員がきまると、いよいよ仕事にかかると、それから抽象的に書いてある十八条の業務についてはきめていくんだ、こういうふうなことで、私はそういうことを言っておるのじゃないんです。そういうことではなくて、せっかく研究所からセンタリーにするわけですし、それから十八条を見ましても、一号、二号、三号というのは、従来のやつを、あつちこつち二分けたというふうなもので書かれても、たとえば、四号で見ると、同じ文句が書いてある。「国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行なうこと。」これは、「基礎的かつ」ということが抜けている。それから五号などでは、「国民生活に関する情報及び資料」というのが研究所のほうにはあるが、これは「資料」が抜けている。それから六号の「前各号に掲げる業務に附帯する業務」というところが、「に係る成果を普及すること。」というように、多少業務の修正はありますけれども、従来とあまり変わったようなことがないものですから、それではあまり妙味がないので、何回も同じことを言っているけれども、センターになった場合には、具体的なにはこういうような特色をもって国民

にこたえていくんだ、そういうものがあれば、四十五年、四十六年、四十七年の、こういう中に、どうはまっていくなかというのを伺いたかったんです。しかし、それを今度きまる役員がきめていくんだというにすれば、これはいまここで聞いてもしょうがないんですけれども、しかし、少なくとも、この法律の性格にかんがみまして、そのぐらゐの配慮はして、国会に出しておく必要があるんじゃないか。大体七億というものがついていくわけですから、この七億の中で一体何を重点的にやるかということをはきまていくんじゃないんですか。そういうことを私は聞きたかったんです。

○政府委員(矢野智雄君) この法案の十八条の各号に關しますこと、ごく簡単に概略御説明申しますと、第一号は、いわば不特定多数の国民に対して情報を提供する、その手段といたしましては、たとえばテレビ、ラジオ、あるいはパンフレット、あるいは展示会を開く、講習会を開く、こうしたことを考えております。

二号は、この窓口で直接特定の個人が苦情、問い合わせに來られました場合に、その機会を通じて情報を提供する、それによって、來られた人の不満を解消するとか、あるいはそれを通じて、必要な知識、情報を提供するというのを考えております。

それから第三号は、類似的業務を行なう行政庁、団体等、と申しますのは、主として行政庁のほうは地方の生活センターを考えております。団体等は、消費者団体などでありまして、その依頼に応じて国民生活に関する情報を提供する。つまり、先ほどもちょっと申しましたが、苦情処理集であるとか、あるいはこういうパンフレットを提供するとか、あるいはこういう中心になります。そして、このセンターの運営、どの項目もいずれも重要であり、それぞれやっていかなければならぬとせんが、おそれなく、現実の問題といたしましては、この一、二、三号を通じて一番中心になりますの

は、やはり地方の生活センター、国民の生活に最も端的に結びついているところでありますが、その生活センターの事実上いわず中核体という役割りを果たす、そこへ来る苦情、問い合わせ等を常時はね返してまいりまして、それをそうしたネットワークのもとで総合的に処理していく、こうした仕事をつくり上げていく、これはかなり中心的な役割りを果たすのではないかとこのように考えております。

四号は、もちろんこうした仕事をするためにも必要であります、また、さらに目的に照らしましても、国民生活に關します実情及び動向について総合的な調査研究、これは、先ほど長官もお答えいたしましたように、基礎的なもの、実用的なものも含めて調査研究していくこととあります。

五号は、ただいま御指摘の、資料が入ってこないじゃないかということですが、これは情報の中で読んでおります。前各号のこうした仕事をやる上に必要な資料、情報、そうしたものを収集していく、それを国民に提供する、あるいはそれを加工する、あるいはさらに、それをもっと突っ込んで調査研究してそれを提供する、こういうことになるかと思ひます。

それから六号につきましては、附帯する業務、これは、今後このセンターの活動に際していろいろ出てくるかと思ひますが、たとえば、現在考えられますことは、出版業務をやっていくとか、あるいは先ほどから御質問に出ておりましたが、必要な場合には商品テストをやっていくとか、こうしたこともこの中に入つてまいります。

一応そうした構想を考へておりますが、それをさらに細目にわたつて、どういう形でやっていくかというところは、四十六年度、四十七年度どうやっていくかというところは、大体的構想は持つておりますが、細目は、できましてから詰めるということになっております。

○鈴木強君 そういふ遠い将来までも話をしても、これはなかなかむずかしいでしょうけれども、

も、少なくとも四十六、七年度くらいまでは、予算的にも人員的にも明らかになつておりますから、それに合わせた活動というものがどうなるかというところは、ぜひほしいわけですね。この場所では時間の関係もありまして、後ほど資料として、年度の計画の概要がわかりましたら、ひとつ教へてもらいたいと思ひます。

長官がほかの委員会に御出席のようですから、ちよつと順序を変更しまして、簡単に二、三伺つておきますが、今度センターになります現在の国民生活研究所ですね。これは、歴史的には昭和十四年からございまして、十一年前に国民生活研究協会というものが発足してから、ちよつと十一年たつわけですから、その間、私も議事録とかいろいろなことを調べてみたのです。歴史的の経過について調べてみたのですが、おおよそわかりました。わかりましたが、この国民生活研究協会というものが社団法人になり、社団法人から特殊法人に変わったという、そういう中で、問題が解決されない点があるんですね。それは、全体的なやうな仕事の問題もさうですけれども、車の両輪のごとくそこで働いていただく、その職員の方々の待遇とか労働条件の問題があるのです。これは、普通、事業団とか特殊法人が、新しく採用する方もあるでしょうし、それから各省から派遣される方もあるわけですね。そういう場合には、私どもは、少なくとも二号なり三号なりは基本ベースを上げてやっていたら、将来の退職手当とか年金との見合ひも考へて、そういうことをやっていたらどうか、あるいは、ときには、必要ある場合には、もとの古巣に帰ってくるか、そういう一つの安全ベルトみたいなものをつけていただいで出向するような形をとつておつたのです。ところが、この場合はそうじゃないんですね。国民生活協会というものから発足してきたものだから、その間で、多少公務員の方が行つた方があるかもしれないけれども、そういう点で、待遇が、他の事業団とか、こういう

類似の事業に比べて、悪いように思ふのです。一番早い例が、アジア研究所というのがある。アジア研というのがある。ここらあたりと比べてごらんになりましたか。ずつと違ひますよ、待遇が。私は、これを、このセンターに移行するに際して、ひとつぜひ正してもらいたいと思ふのです。これは具体的に長官にお願いしておきたいのは、おそらく、どこの場合もさうだけれども、特殊法人の場合には、予算をそれぞれの監督官庁が持つておりますから、団体交渉をしても、なかなかその場において自主的の回答というものが示されないと思ふのです。ある程度予算の制約がありますので。ですから、交渉の当事者も、なかなかずばりと云えない。ある程度、このセンターであれば、経済企画庁長官の内示というか、内諾を得なければ回答ができない、こういう仕組みになつておると思ふのです。いまの現行法上はそういうふうになつておるわけですね。私たちが、それを破つて、自主的に労使間で待遇問題については決着できるようにしてほしいと思ふのです。公務協の場合にもさうですが、これがはばまれておる。しかし、だんだんと今年あたりは理解をし合つて、有額回答というのがあるやうに出て、一つの進歩があるわけですね。だから、その点を長官として……あとからまた、私、具体的に伺ひますけれども、悪いことは間違ひないのです、アジア研と比べて。ですから、少なくともその程度までは給与をベースアップしてやる、そういう精神でひとつやつてもらいたいと思ふのです。そうしないと、幾らりつぱなものでも、そこに働く人たちが本気になつてやらないとだめなんです。私、私は、ぜひさういふ点、長官に政治的な御配慮をいただいで、このスタートをさしてもらいたいと思ひますが……

○国務大臣(佐藤一郎君) まあ、似たやうな団体の間の待遇の問題は、これは機械的な数字ではなかなか比較しにくいと思ひますし、年齢構成であるとか、学歴構成であるとか、いろいろあると思ひますし、そういうやうなこともよく見まして、

お説のようにその点がここだけ悪いというやうなことになるれば、これは問題だと思ひます。いづれにしましても、実情を調べまして、さうして十分に検討をするようにしたいと、こう思つています。

○鈴木強君 これは、ほんとうは、詰めた話をした上で長官にお尋ねしなければ失礼な話ですね。具体的な確認もないわけですから。しかし、私は一つの資料を持つておるわけですね。たとえば、アジア研の場合、大学を卒業されて初任給三万六千円、これは同じなんですね。国民生活研究所の場合も。ところが、同じ勤続年数で、三年たつた人の給料を見ますと、アジア研のほうは四万七千五百円になつておりますが、国民生活研究所のほうは四万二千九百円。これが二十年たつた人の例をとりますと——これは昇進するとかしないとかありますね、いろいろ。さういふ点もあると思ひますが、たとえば二十年たつた場合に、アジア研のほうは十萬九百円になつておる。ところが、国民生活研究所のほうは八萬六千円という、これは間違ひない数字があるわけですね。ですから、こういう差のあることはやはり勤労意欲全体をそぐことになるし、また、やっぱり全体のバランスから見ても、少なくとも国家公務員のベースよりも多少いいところでないかと思ひます。さういふ点、ひとつ、ぜひ関係の皆さんとも御相談いただいで、大臣の御善処をお願いしたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) よく事情を検討させていただきます。

○鈴木強君 それでは、局長、いま私が申し上げた、本棒のみ、とつた場合、大学卒業生については間違ひないでしょう、いま私が言つたことは、これはアジア研のほうの方からでもいいですよ。

○政府委員(矢野智雄君) いま、給与表の話かと思ひますが、ちよつと手元に具体的な資料を持つておりませんが、おそらく間違ひないだらうと思ひます。

○鈴木強君 いや、この前私は資料の要求をして

お説のようにその点がここだけ悪いというやうなことになるれば、これは問題だと思ひます。いづれにしましても、実情を調べまして、さうして十分に検討をするようにしたいと、こう思つています。

○鈴木強君 これは、ほんとうは、詰めた話をした上で長官にお尋ねしなければ失礼な話ですね。具体的な確認もないわけですから。しかし、私は一つの資料を持つておるわけですね。たとえば、アジア研の場合、大学を卒業されて初任給三万六千円、これは同じなんですね。国民生活研究所の場合も。ところが、同じ勤続年数で、三年たつた人の給料を見ますと、アジア研のほうは四万七千五百円になつておりますが、国民生活研究所のほうは四万二千九百円。これが二十年たつた人の例をとりますと——これは昇進するとかしないとかありますね、いろいろ。さういふ点もあると思ひますが、たとえば二十年たつた場合に、アジア研のほうは十萬九百円になつておる。ところが、国民生活研究所のほうは八萬六千円という、これは間違ひない数字があるわけですね。ですから、こういう差のあることはやはり勤労意欲全体をそぐことになるし、また、やっぱり全体のバランスから見ても、少なくとも国家公務員のベースよりも多少いいところでないかと思ひます。さういふ点、ひとつ、ぜひ関係の皆さんとも御相談いただいで、大臣の御善処をお願いしたい。

○国務大臣(佐藤一郎君) よく事情を検討させていただきます。

○鈴木強君 それでは、局長、いま私が申し上げた、本棒のみ、とつた場合、大学卒業生については間違ひないでしょう、いま私が言つたことは、これはアジア研のほうの方からでもいいですよ。

○政府委員(矢野智雄君) いま、給与表の話かと思ひますが、ちよつと手元に具体的な資料を持つておりませんが、おそらく間違ひないだらうと思ひます。

○鈴木強君 いや、この前私は資料の要求をして

おったわけですね。それで、現在の基本給、基準内賃金はどうなっているか、それから、たとえば年金は事業年金というものを持っておられるのかどうか、あるいは厚生年金かどうか、退職手当というのは特別な事業所としての手当制度があるのか、あるいは国家公務員暫定措置法の退職手当が準用されているのか、それから、職員は数は少ないけれども、宿舎についても何か特別の御配慮をいただいているのかどうか、希望者が何名あって、全然期待にこたえられていないのか、あるいはおられるのか、そういうふうな点の資料を私はお願いしたんですけれども、それはもらいました。かな、私は記憶がないんですけれども。——ここにありませんね。これはちょっと経済企画庁は不親切ですね。こういうのを、ほんとうは、ちょっと説明ぐらいしてくれてもいいんだけれども、電話したけれども、私はいなかったか。

○委員長(横山フク君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(横山フク君) 速記を起こして。
○鈴木強君 この資料、一応私の要求したものに沿ってはおるけれども、もう少し中身について説明をしてはしかなかったですね。しかし、いいです、時間がありませぬから。これから私が質問することとに答えてもらえばいいです。

まず、一応私はアジア研究所というものを一つの比較にいたしまして、それで、国民生活研究所の役員の給料とか手当とか、そういうものはあとから聞きますけれども、職員の場合には、給料は何によって決められておりますか。

○政府委員(矢野智雄君) 詳細の点は、生活研究所長がこゝへ見えておられますから、答えていただきますが、一つは、私も毎年予算を編成します場合に、予算単価をついております。それと、もう一つは、給与表でありまして、これは従来から受け継いできたものであろうというように思っています。その点の具体的な説明は、研究所長からしていただきます。

○参考人(浅野義光君) 給与につきましては、私

のほうに給与規程というのがあります、それに基ついて、毎年ベースアップとか、いろいろなものがあります。それを改定しましてつくっております。

○鈴木強君 給与規程というのがあるでしょうね。それはわかりましたけれども、しかし、賃金というのは、労働組合法によつて団体交渉で決まるわけでしょう。団体交渉で、給与をどうするかとか、基本ベースを幾らにするかとか、具体的に給与表をどうするかというところは、全部団交で決まるわけでしょう。そうしてそれがきまれば、給与規程事項に移して変えていく、こういうものでしょうね。

○参考人(浅野義光君) さようでございます。

○鈴木強君 そうなると、給与規程というものはあるんですけれども、それは団体交渉権というものが優先するわけでしょう。だから、団体交渉によつてきまるということですね、給料は。そこで、団体交渉で所長さんがきまる給与の基準というものは、一体何を基準にしているんですか。あなたはどういう態度で交渉に臨むんですか。

○参考人(浅野義光君) 給与につきましては、わがほうの国民生活研究所というのは、補助金等をもつて運営している機関でございますので、全体のいわゆる公務員給与ととか、そういうものをやはり基準にして、ものを考えるということでございます。予算の措置とか、それから、ただいま申し上げましたような公務員の給与とか、そういうものを考え、それから労働組合の諸君の意見も聞いて、それをきめていく、こういうことになるわけですね。

○鈴木強君 すから、予算は国会でしぼられるわけですね。それはわかりますけれども、要するに、きまる前段において労働間の団体交渉が行なわれるわけですね。団体交渉できまったものに基づいて予算を組んでもらうという、そういうものじゃないんですか。

○参考人(浅野義光君) 団体交渉で本年度の給与はこれだけというふうにはつきりきめて、それを

予算要求するというようなことにはなっておりません。

○鈴木強君 なつておられぬのは間違いないでしょう。それは、本来、労働間できめたものが、即、予算化されていくということ、そういうことにならなければならぬじゃないですか。たとえば、NHKの場合には、団体交渉できまります。そうすると、そのきまったものによつて国会に予算を出してくる。ですから、純然たる国家機関として研究所というものを考えていないわけですね。だからして、あなたは絶対さう思いませんか、さういうことで、少なくとも、ストライキ権というものを持つところの労働組合というものが相手方です。それから、労働対等な話を進めていく。だから、本来的な立場からいえば、労働間で決着した団交の結果に基づいて予算を組む。国家公務員のよう

に人事院勧告というものはないんです。国家公務員の場合には、何ぼかしらぬが、五百億から五百億の予備費なんか組んでおいて、これは五月から実施する、で、足りない分はちゃんと予算措置します、ということ、これを大蔵大臣が予算委員会に確言しますから、これはもう、やっぱり戦後二十数年間たつて一度も守らなかった人事院勧告が完全実施される段階にわたつて、だからして、人事院という保護的な機関がないかわりに、ストライキ権というものを与えられておるわけでしょう。だから、ストライキ権を持つ労働組合と、あなたが交渉なさる場合ですね。何かもう、自分の自主性というものがなければいけません。要するに、何かきめる場合でも、経済企画庁へ行つて相談しなさい、きまらぬというふうな、そういうこととまでいふ。それであれば、その矛盾というものは、当然所長さんとして、いつも頭の中にあり、悩んでいることじゃないですか。これは、政府として、昭和三十年年でしたか、太田・池田会談というので、三公社五現業の労使の関係を、おかしと、矛盾があるというので、公務員制度審議会をつくつて、その問題についてもきつ

てきつておられるところでしょう。しかし、それが

なかなか、ちががあかないけれども、ことしは少なくとも四千三百八十八円という、たとえば電電公社というならば、これだけの有額回答というものが団体交渉の席上出てきたわけですね。これは予算とも何も関係ないでしょう。そういう段階にきているわけですから、一そうのこと、所長さんとしてはお悩みになつておると思つていいんです。がね。そういう矛盾を感じておられますか。

○参考人(浅野義光君) 最初も申し上げましたように、国民生活研究所は法律によつてできておる機関でありますし、補助金も収支差補助金としていただいている機関であるというので、むしろ、その自主性で自分で月給をどういうふうにするか、その自主性で自分でも考えないでもないんですが、幾ら考えましても、それはやっぱり予算でちゃんと一応の大枠がきまつておるわけで、そのワクの範囲内で、むしろベースアップ等については予備費等もついておりますので、それらをながめ、給与表の内容等につきましても組合とも相談してきめていくというふうなことに相なつております。

○鈴木強君 まあ、あなたが所長として、現行の法律の中でいゝんながらにがらになつて、禁治産者かな、準禁治産者か知らぬが、とにかく、さういふふうな立場にあるのだと思ふんですね。だけれども、その禁治産者というのは、自分が悪いことをして禁治産者になつたら、これは禁治産者になつて思ふんだけれども、さうでない、かつて禁治産者にさせられてしまつておるんだが、さういふ矛盾があるから、さういふ禁治産者というレッテルを取つたために一歩踏み出さなければならぬ。さうして、ばくらは局長に言いたいのは、そんな研究所をつくつておきながら、基本的な労働組合の団体交渉によつて賃金が決定できないような、こんなかっこうに追い込んでおることは間違いないです、これは、いままでのことを言つてもしょうがないですから、私は、この際、さつき言ったような長い歴史と経過の中でやつてきている。しかもアジ研より悪いです、待遇は。

すぐ直すようにしない。そうして、ここにひとつ名実ともに国民生活センターが国民の期待に沿ってスタートするといふのであれば、これは設立の意義があるわけですよ。一面、そういう一番大事な、何は皆さんがいらっしゃるお考えを並べても、やっぱり計画を立ててみて、そこに働いている職員が丸になつて、ともどもやろうという気にならなければ、これはだめですよ。仕事というのはそういうものですよ。私は、いつも言うんですけれども、労働者というのは、おやじがほんとうにあたかく手を差し伸べてくれて、頼むぞというところば一つだけでもかけてくれればいいんですよ。まして、待遇の悪いことを承知でやっているんだから、この際ひとつ、うちのおやじも動き出したぞ、政府もこれにこたえてくれるという、そういう動きがあれば、これはびんと響いてくるんですよ。従業員には、それが経営のコツですよ。すべて、そういう意味において、この際ひとつ、ぜひ、少なくともこの身近なアジ研と比べて悪いところくらいは何か持ち上げてほしい、こう思うのです。まあ所長さん、一歩出ませんか、禁治産者のレッテルを取るために。あなたはもう政府から負わされちゃんだから、そのレッテルを取っ払いなさいよ。そうしなければ、従業員も、あなたも一生懸命やっておつても、なかなか言うこと聞きませんよ。これはどうですか。局長はよく言うことをわかっていると思うので、ぜひ、ひとつやってみてください。

○政府委員(矢野智雄君) 何といひしても、今度センターが発足いたします場合に、中心は人でありまして、特にその特別の技術とか、あるいは特別の施設といふこと若干ありますけれども、やはり中心はいい人間を得るということでありまして、なるべく同種のはかの機関、もちろん、これはいろいろ業務の内容等も違ひますので、機械的には比較できませんが、実質的に同種の機関より劣るというところは、どうも芳しくないわけでありまして、今後センターが活発に活動していく、その中核になるのは、何といひても人でありま

ので、その点は十分、今後予算の編成その他の過程を通じて、なるべく御希望に沿うように努力していきたいと、かように考えます。

○鈴木強君 所長さんどうですか。

○参考人(浅野義光君) 今後できます国民生活センターにおきましては、まあできる限りいろいろな事情をお考え願ひまして、よくなるようにというふうな期待しておる次第でございます。

○鈴木強君 なかなかむずかしいでしょうけれども、勇気をもってやってみてください。お願いいたします。

それから少し事実関係を確認しておきたいのですけれども、いただいたこの資料のCの初任給については、アジア研究所も三万六千円、それから国民生活研究所も三万六千円、これは大学卒業生の場合ですね。これはわかりました。ただし、三年たつて、アジ研が四万七千五百円になり、それから十年たつた同期の人を見ますと、アジ研が七万一千四百円であり、その対して、国生研のほうは五万九千九百円、それから、さき申ししたように、二十年では、アジ研が十万九百円、それから国生研が八万六千円、だんだんと差が開いていくわけですね。この事実を認めますか。

○政府委員(矢野智雄君) 手元に国民生活研究所の給与表は持っておりますが、アジア研究所のほうのことがございませんので、ちょっと正確なことは申し上げられませんが、おそらく先生持っておられるので間違ひなからうというふうに思ひます。

○鈴木強君 それから短大卒で二万九千三百円ですか、国民生活研究所の場合ですね。これも、国家公務員よりか、高校卒の本俸は安くないですか。

○政府委員(矢野智雄君) 国家公務員の場合には、高卒で初級職試験に合格した人の初任給が二万四千三百八十四円、短大卒で中級職試験に合格した人の初任給が二万七千八百十四円、生活研究所のこの初任給と比べて、それぞれ若干低いようになっています。

○鈴木強君 その高校卒二万四千円というのは、これはいつのですかね、これ。

○政府委員(矢野智雄君) 現行の給与であります。

○鈴木強君 まあ、もともと、これから人事院勧告もあるんだと思うけれども、二万四千円というのは、これはあれですか、各官庁とも全部同じ、初任給については……二万四千円というのは、特殊な職種とかなんとかによつては違ひはないのですか。

○政府委員(矢野智雄君) ただいま申し上げましたのは行政職について、これは全部一律のはずであります。特別のいろいろな職種は、また別になります。

○鈴木強君 それをちょっと言ってください。

○政府委員(矢野智雄君) たとえば、先ほど申し上げました一例の高卒で申しますと、行政職の場合のほうは先ほど申し上げましたが、先ほど申し上げましたのは行政職(一)という俸給表であります。行政職(二)の場合には、いろいろ職によつて違ひまいります。運輸手等、この場合には二万三千六百四十二円から二万六千九百六十六円、守衛等の場合には二万三千六百四十二円から四万一千二百五十五円。いろいろこれは違ひがございます。それから教育職、これも(一)、(二)とありますが、教育職(一)はこれは大学卒で大学助手の場合であります。三万六千九百八十八円ないし三万七千六百九十八円。先ほど申し上げましたように、大学卒の一般の行政職の場合には、上級試験甲で三万四千八百八十四円から三万五千八百六十四円。いろいろと職によつて違ひがあるようであります。

○鈴木強君 行(二)の場合に、二万三千六百四十二円から四万二千円までの幅があるでしよう。それから行(一)の運輸手さんの場合ですか、二万三千六百円というのは。

○政府委員(矢野智雄君) はい。

○鈴木強君 それは幅がないのですか。

○政府委員(矢野智雄君) 二万三千六百四十二円から二万六千九百六十六円となっております。

○鈴木強君 まあ、基本給の場合は行(一)と行(二)とありますし、それからいろいろその職に当てはまる人たちの初任給ですから、それぞれまちまちになつてくるのはあたりまえの話ですね。それで、私は、さつき長官も言つておつたように、国民生活センターといふものは、特にいまの国民生活研究所の場合も、やはり特殊な技能のものを持っておりますから、そういう意味においては相当に初任給といふものは出さなければ人が集まりません。ですから、二万四千円は金だからいい人が集まらない、公務員はもう二万四千円なんという、中小企業、零細企業でも、そんな安い初任給では雇つておりませんよ。こういう例外的なものを基準にされたのはこれは困るのだけれども、一応あなたのほうでは国家公務員といふものを基準にされるかもしれません。しかし、アジア研究所といふものを一つ比べていけば、初任給が大学卒の場合には同じですね。中、高卒と短大卒の場合も、どういふふうになつていくかわかりませんか。アジア研究所のほうはまだわかつておりませんか。

○政府委員(矢野智雄君) ちょっと手元に資料を持合せておりません。

○鈴木強君 それでは、あとでひとつ調べてください。

それから厚生施設の前に、食事手当とか、あるいは住宅手当、といつても、これは住宅手当ではないと思うのですが、実際には、諸手当みたいなものがはかにあるようですが、これも格差がありますね、アジ研とは。それから特別手当、要するに、ボーナスの場合でも、年間を通じて、アジ研の場合には五・〇二月プラス五万四千円、そのほかにプラスアルファがついていふ。ところが、国生研の場合には五・一五五カ月分、なるほど月数からいへば多いように見えるが、アジ研は一律五万四千円出している。それを国民生活研究所のほうは二万五千五百円、これは四十四年度の実績ですけれども、しか出してない。それに若干のプラスアルファということになつていふわけ

すね。ですから、全体の額としては、特別手当の場合にも、アジ研の場合から見ても低いと見ていいわけですね。これは所長さん、どうですか。間違いないでしょう。

○参考人(浅野義光君) はっきりしたことはわかりませんが、アジ研、それから国民生活研究所の特別手当は、これは予算に従って大体同じになっておりますし、ただいま先生がおっしゃったような問題につきましても、そう甲乙はないと思っております。

○鈴木強君 国生研とアジ研と比べてみてです。アジ研研究所のほうがいいじゃないですか。

○参考人(浅野義光君) いや、ほとんど甲乙はないと思います。

○鈴木強君 甲乙がある、ないと言つても、私のほうは資料を持って、あると言つていい。あなたのほうはないと言つていい。これは水かけ論になつてしまふのだけれども、資料がないとだめです。

それでは、あなたに聞きますけれども、夏期手当は幾ら出しましたか。年末手当は幾ら出しましたか。それから年度末手当は幾ら出しましたか。

○参考人(浅野義光君) 大体六月の分につきましては一・四カ月、それから十二月の分につきましては二・六カ月、それから三月が〇・五カ月というふうな感じで、全体としまして四・五カ月出しているわけでございます。それに若干のプラスアルファというふうなものが出てくるわけでありまして。

○鈴木強君 これはちょっと食い違いがあります。ただ、いろいろあるでしょうから、私はあなたの言うのと、あえてここでそろえようということはやめます。ただし、後刻ぜひ伺いたいです。私の資料もありますからね。それと多少食い違いがありますから。——多少というより、かなり食い違いがありますから、その点は後ほど所長さんと会って聞かせてもらいたいと思います。私のところに説明に来てください。

それから宿舎ですけれども、厚生施設ですが、

「予算の積算基礎には明示していないが予算運用により夏季の海の家及び近くの食堂との契約により便宜をはかっている」と、こうあります。宿舎が厚生施設になるかどうかは、これは別ですが、職員に対する宿舎というものは全然ないわけですか。

○参考人(浅野義光君) ありません。

○鈴木強君 これは希望者がなくて要求しないのですか。希望はあるけれども、宿舎は認めてくれないという、どちらなんですか。

○参考人(浅野義光君) 最近調べたことはありません。二、三年前、希望者を募ったこともありますが、あんまりそうなかったような記憶がしております。

○鈴木強君 労働組合があるわけでしょう。組合のほうからもそういう要求は出てこないのですか。宿舎を与えてもらいたいという、そういう声はないのですか。

○参考人(浅野義光君) 住宅手当というふうなものについての要求はかなりあったのですが、宿舎そのものを与えてくれという感じのもの、ちょっとあつたような感じがしましたが、その際調べたときに、そう具体的にたくさんなかったというふうになつて覚えております。

○鈴木強君 具体的にたくさんなかったと言ふのだけれども、一件でもあつたか、それが問題なんです。一件でもあつたけれども、要求したけれども、政府は認めてくれないというのか、そここのところはどうかですか。

○参考人(浅野義光君) やはり住宅手当式の、賃料、ある程度安くしてくれとか、そういうふうな形のものはたしかあつたと思いますが、まるまる住居を提供してくれというふうなものはないような感じがいたします。

○鈴木強君 その点はわかりました。それから退職手当制度は、やっぱり団体交渉によつてきめられておるのですか。どういふものがいまございいますか。

○参考人(浅野義光君) 私のほうでは、給与規程

で退職手当の問題は出ておまして、やはり、それをつくるときには組合とも相談してつくつたと思います。

○鈴木強君 大学を卒業して二十年勤めた人は、退職手当は幾らもらえるのですか。

○参考人(浅野義光君) ちょっといまここに資料を持っておりますので、後ほどお答えいたします。

○鈴木強君 国家公務員の退職手当暫定措置法と比べてみたら、大まかにいって大体とんとんであるのか、あるいはおたくのほうが悪いのか、その辺はおわかりですか。

○参考人(浅野義光君) 大体見合ふと思ひます。が、詳しいことはちょっと計算をしてみないとわかりません。

○鈴木強君 国民生活研究所役員退職手当支給規程、国民生活研究所職員退職手当支給規程、こういうものがあるわけですが、そうですか。大体国家公務員と見合つておるといふふうにお考えですね。

それから年金ですけれども、これは厚生年金が適用になつておるわけですか。

○参考人(浅野義光君) さようです。

○鈴木強君 これは、国家公務員と比べたらどうですか。

○参考人(浅野義光君) 厚生年金につきましては、規程によつてずっとやっておりますので、おそらく国家公務員と同じだろうと思ひます。ただ、国家公務員のほうには共済組合の関係になつております。ちょっとその点は違ふと思ひます。国家公務員のほうとは、ちょっと、退職年金、共済組合の年金のあれですから、違います。

○鈴木強君 違いますというところは、悪いということですね。これはたいへんな差があるのです。厚生年金と国の年金との間には、そうした大きなハンディがあると思ふんですね。本来、こういう国民生活を守るという行政は、政府の大きな行政の一つなんですよ。だから、本来、皆さんは国家公務員の立場で仕事をされるのが筋合いな

んです。それを、いろいろの理屈をつけて、そういう特殊法人とか事業団というふうなものをつくつておられるわけですね。ですから、少なくとも、そういう精神からいへば、能率をあげ、生産をあげていく、国家公務員というふうなワケにはまらないで、もう少し自由な企業形態の中でやつたほうがいいだろうという、そういうことで事業団をつくり、特殊法人をつくらせておられるわけなんです。法律的には、ところが、実際の面を見ても全くその精神に反したものがあつたわけですよ。だから、したがって、国家公務員と同じようになつたものの——事業団をつくらせてみて、結果になるわけですね。だから、もう少し、法律によつてつくるこういう特殊なセンターにしても、あるいは民法上の公益法人、あるいは特殊法人にいたしましたも、それなりの理屈をつけて発足するわけですから、それならば、やはりそれだけの待遇をしてやるというのが筋じゃないですか。むしろ、国民生活局長、あなたの方は、よく言われると、そういう点、怠慢ですよ。国会で指摘をされて、ああそうかと思うのじゃなくて、むしろ率先して、そういうアジ研と比べてみて、悪い点があるなら直してやるのか、あるいは国家公務員でやらなければならぬ仕事をあえて企業性を發揮してやつてもらうというところで、こういうセンターをやつてもらうわけだから、そうならば、むしろ、国家公務員よりも二号なり三号なりというものは、もっと待遇をよくして差し上げるのか、そういう配慮がなければ、実際の企業能力というものはあがつてこないですよ。そういう点で、もう少し前向きで積極的をやつてほしいですね。そうしないと、せっかくここで研究所からセンターに切りかえてみましたが、ただ名前を変えたというだけで、役員を少し減らしたということに終わってしまうのじゃないですか。私はそれを心配するのです。どうですか、過去のあやまちを悔いて改めていくという、ひとつ考え方であつていただけませんか。まあ、長官もよく具体的にお調べに

なつて善処してくれるということですから。そうでない、ほんとうに所長さん以下——私は所長とここで幾らやってみたって、政府という大きな波がかつてくるわけだから、たいへん気の毒にも思うのです。だからといって、やはり責任ある立場ですから、さつき言ったような、一歩前進するまえを所長さんに持つてもらつて——従業員とともに、その預かつた仕事を国民の期待に沿つてやるということであれば、当然ですよ。所長さんは、多少上から批判を受けても、やはり部下はかわいしいし、設立目的を達成するためには、こうしてほしいという意見があつたら堂々と述べべきだし、また、それを所長さんが言つたからといって、あの所長はおかしいからといってチェックするような経済企画庁じやだめだ。もつと大きな観点に立つて、悪いところは直してやるという、そういう、やはり、かまえてやつてもらわなければ、何のためにセンターにするのか。ただ文字を、先からいつていたやつを、うしろからさかさに読むような、そんなことをしても一つもよくなりませんよ。もつとひとつ、しっかりとやつてもらいたい。

○政府委員(矢野智雄君) 先ほども申し上げましたが、国民生活センター、この法律の目的あるいは業務内容は御説明いたしましたとおりで、私もこれに非常に大きな期待をかけております。そのためにはいろいろ努力しなければならぬことが多くありますが、先ほども申しましたように、何といつても人が中心になります。したがって、この業務が活発に行なわれていき、この法律案の目的を達成できるようにいろいろやつていきたいと思います。また、そうして待遇が改善されれば、業務も活発になるでしょうし、また、業務が活発になれば待遇改善に努力しやすくなるわけ、これはなるべく、そうしたい循環をするようになるべく持つていきたいと、かように考えます。

○鈴木強君 長官にかつた局長の御答弁として私は受けとめて善処を心からお願ひしておきま

す。それから、いまあれですか、現行法では、会長さん一人、所長さん一人、理事二名以内、監事二名以内ですね、役員は、こういう人には失礼にならないような待遇はしているんですか。

○政府委員(矢野智雄君) さうに考えております。○鈴木強君 今度国民生活センターになった場合には、いま私は職員の皆さんの待遇改善を要求しましたね。お願いしました。また、そういう立場に立つていくと、役員になる方も、やはりもう一度決意を新たにしようと思つてもらうわけだから、多少待遇改善ということは考えておられるんですか。

○政府委員(矢野智雄君) まだ具体的な数字等は持ち合わせておりませんが、なるべくこのセンターにいい人を得られるように、職員同様に役員についても考へてまいりたいというふうに思ひます。

○鈴木強君 役員はよくなつたけれども職員はよくなれないということのないようにしてください。それから、ここで幾らもらつていくかということとを聞きたいと思つたけれども、またあとで資料を出してください。いまの会長、所長、理事、監事の月額、何ぼいたいていくかということ。退職手当については、ここに規程を私参考を持っておりまうから、これで調べればわかりますから、いいです。

それから、いま局長は考へているということだが、会長とか理事長とか理事とか、監事の給料、手当というのは、一体だれがどこで定めるわけですか。何を基準にして定めるわけですか。

○政府委員(矢野智雄君) これは、特殊法人の規模、あるいは業務の内容、そうしたものを勘案いたしまして、経済企画庁と予算当局、大蔵省と協議してきめていくことになるわけでありまう。

○鈴木強君 年金制度の場合とか、あるいは給与の支給基準ですね。こういったものはやはり長官の承認を受けなければならぬということになつ

ているでしょう、この法律では。そのところをはずすわけにはいかぬのですか。そうすると、普通の法人ですと、定款というのがありますよ。定款に基づいて委員が選出されますね。その委員が役員を選び給与の額をきめていく、こういうふうになるわけですか。ところが、それがいいわけですか、センターの場合には。だからして、政府の当

てがいぶちになるわけでしょう、言うならば。これは、役員の給料も職員の給料も同じものなんです、これはせじ詰めていけば、団体交渉という形式だけは、さつき言つていふように踏みますけれども、実際は、あなたの方のお墨つきがなければ交渉にならないわけですね。回答する場合に、いかがですか、長官、このぐらゐならどうですか、こつて聞かなければ、所長は出せないような仕組みになつていますね。だから、そういうコントロール権というのは政府が握つていふわけ

です。だからして、そのきめ方というのは、少し何か方法を考へられないのですか。地方公務員の場合でも、いま国家公務員に準じてやつてもらつていふんですけれども、たとえば、地方議会の場合でも、何といふか、歳費の審議会みたいなものをつくりまして、それでそこでやつていふすね。何かそういうふうなものをつつて、この事業団はこういうふうな性格で設置されて、規模はどの程度であつて、したがつてその待遇はどうだとかいふふうな形のものが出てきてしかるべきじゃないですか。いま見ると、何か、大体三

万とか四十五万とか、七十万とか、そういうようなのがばつぱつとあるんだけれども、何を根拠で一体きめていふのか、よくわからないわけですよ。だから、もう少し大まかな、経済企画庁でおきめになる場合にも、基準というものがなければならぬと思うのです。ただそこへ集まつた人たちが、センターは幾らだとか、アジ研は幾らだとか、きめるわけないでしょう、どうです。

○政府委員(矢野智雄君) この特殊法人、具体的にはこの国民生活センターは全額国庫で負担いたすことになつております。差額を全部交付金で出

すことになつておりますので、国家予算と非常に緊密な関係がありますので企画庁長官の認可を要する、これは同種の機関の例文でもあるわけでありまう。しかし、その運用の行き方につきましては、私もよくつまづかぬかいたしません、もちろん現在の行き方が最善なものであるかどうか、私もよく検討してみなければなりませんが、いずれにしても、先ほどから申してありますように、何といひましても人が中心になつて運営するものでありますから、十分善処してまいりたいと、かように考えます。

○鈴木強君 承認を受けるということになると、だれがつかつていふわけだね。だれがつかつて、長官の承認を得るのか。

○政府委員(矢野智雄君) それは、この特殊法人の責任者であります、具体的には会長になるわけでありまう。

○鈴木強君 いまあれですか、所長さんね。現行法上、会長、所長、理事、監事等が、おられますけれども、そういう方々が、一般のあれで言うならば、理事会といふんですか、役員会といふんですか、そういうものを持たれておると思ふんです。そこで、事業計画だとか、収支もくろみ、そういうものとか、あるいは職員の問題、あるいは会長以下役員の待遇をどうしようかというところへ持つていく、そういうことをやつておるわけですか。これは運営上のことですか。

○参考人(浅野義光君) 大体そういうことをやつております。

○鈴木強君 そうなると、あなた自分のことを自分でやるわけだから、まことにやりにくいでしょうね。そういう矛盾はないわけですか。

○参考人(浅野義光君) 会長とか役員の分につきましては、十分監督官庁と相談してやるというふうなたてまえになつております。最終的には、その監督官庁のほうの認可を得るということになつておると思ひます。

○鈴木強君 それはそれで、承認を得るの

だから。承認を得るのに、承認を得ない前から、きめるときにきげんを伺ってきて、おれはこう思うけれども上のほうではそう思っていないということ、きめるわけでしょう。そうすると、自主性が何もないじゃないか。だから、第三者の立場に立った人がやるような、審議会のようなものをつくってやったほうがいいんじゃないですか。

○参考人(浅野義光君) 要するに、予算をいただきましてやっておる特殊法人でございまして、仕事の内容その他によって、やはり役員等の給与もおのずときまってくるというふうに理解しておるわけです。

○鈴木強君 まあ、何といいますが、いま私は伺っておりましてね。給与の問題におきましてもしかり、あるいはすべての問題について、きわめて消極的であります。だからして、いろいろこれまで苦労されてやってきておるとは思いますが、でも、大きな綱をかぶせられて、せっかく研究しても、その研究というものが、なかなか目の目を見ないようなこともあるかもしれない。それが行政の上にと生かされないことがあるかもしれない。そういうことでは意味がない。もっと自主性を与えて、センタがやりたいことについてはやはり政府は思う存分やらしてやる、もちろん、それはやろうとする計画なり目的なりを十分検討しなければなりませんけれども、私たちは、そのセンタに大きな期待を持っていてるわけです。たとえば、十八条の一から六までの業務にしても、先ほどちょっと伺いましたけれども、もっともっとやってもいいことがたくさんあるわけですから。そういう点が、結局は経済企画庁なり政府の考えている範囲内でしかやれないことになるわけじゃないですか。少しも積極性というものが生かされない。あなたそうでしょう、綱をかぶされて、全部国から金を出してもらっているのだから、全部国から政府の御意見を伺うのは当然のことでございます——ことばの言い方は悪いけれども、そういうことを所長自体が認めている。それじゃ、労使問題にしてみたら、業務そのものについて見た

て、私は進歩がないように思うし、せっかくセンタというものを出して見たけれども、そんな自主性のないものじゃ、どうも考えざるを得ないですね。

○政府委員(矢野智雄君) この国民生活センターの運営は、この法律の目的その他の事項をもとにいたしまして、国民生活センターが自主的に運営していくことが望ましいのであります。この一つ一つのこまかい業務は、生活センターの責任者が中心になって自発的に活発に運営していくことを私たちは望んでおります。経済企画庁あるいは総理大臣、これは総括的な監督はいたしますが、個々の業務、これは、この目的を達成するためにどうやっていったら最も有効であるか、これがセンタの独自の活動の中核であり、私どももそうした活動を期待しております。

○鈴木強君 こう言えばそう答えられるのだけれども、実際に十数年間の歴史があるわけですからね。いま聞いても、全く消極的であるわけでしょう。だから、こういうことは、あなたは長官でないから、多少政治的にわたるので答えなくてもいいですよ。原則として、役員がその年度の事業計画を立てる、収支はこういうふうになります、というものをきめなければならない、経済企画庁に持ってきたとき、それはもちろん監督の立場にあり、責任をもつてやる立場にあるわけですから、指導する立場にあるわけだから、目を通すことはいいいでしょう。しかし、原則としては、理事者がやるうとするその思想というものは生かしてもらえませんか。一々くつわをはめません。

○政府委員(矢野智雄君) もちろん、政府が、あるいは経済企画庁が具体的にこれを運営するわけではありませんが、あくまでもセンタが自発的に活動していく、それを尊重していきたいと思っております。また、そうでなければ、センタの活発な活動は困難であるかと思えます。もちろん、役所といたしましては総括的な監督はいたし、また、事業計画、そうしたものの、そういう観点から、

私どももそれを見て、なるべくそれを改善していく。われわれもまた、気のついたところは改善していただくということももちろん必要であります。が、何といいたしても、基本はセンタそのものがこの目的を達成するために自発的にいい計画を立てる、それがあくまでももとになります。

○鈴木強君 抽象論としては私の考え方を認めたと思うのですが、ただ私も、われわれ国民の期待に沿えるような研究をされ、情報を集められ、消費者の味方になるという、そういうものでない、これは困るわけで、従来のように企業サイドのほうばかり向いたようなことでは、これは話にならぬわけですから、そういう意味で、私は、ほんとうに、あんなやつ少しくいと言われるくらい言っているわけですよ。従来の消費者保護ということが実際に浮いてしまつて、——ここにも私資料を持ってきておられますけれども、ずいぶんたいへんですよ。これ、読みましたよ。この法案の審議の過程を全部調べてみましたよ。しかし、みんなが十年前から言っておるのですよ。消費者保護基本法ができてみたつて、一体、最近のうちに、私はくどいけれども、チクロの問題でもBHCの問題でも出しますけれども、そういうふうな、どっちを向いてやっておるのかわからぬようなことが公然とやられてきたものですから、研究所をつくって消費者を守ると言つて、何をやっておるのだと、こういう国民の不満がうんとあるわけですよ。また言うけれども、ほんとうにこれだけ物価が上がつて、野党が、もう少しわれわれがしつかりすれば、何回も退陣しなければならぬよ、うな、そんな重大な物価値上げをやつておる。だから、そういうものが積み重なつてこままで来ておるのですから、ほんとうに国民のためになる計画をやつてもらわなければならぬ。そうして、そのためには金に糸目をつけないで、ものをやつてもらいたい。それでなければ、センタをつくつても、われわれの税金もむだになりますよ。私はそう思います。だからして、私は繰り返して繰り返してあなたに言つておるわけです。どうかそういう趣

旨を理解していただいて、二度も三度も私繰り返した点がありまして恐縮ですが、ぜひ国民の意のあるところを体して、意に沿つて、ひとつこのセンタというものが動いてほしい、こう思うのですよ。そのためには、さつき言つたような職員全体の意識の高揚のことも考えていただいて、ぜひお願いしたいと思つてます。少しくなりましたから、これはこれで終わります。

それから、二十五条の余剰金の運用の点ですが、一つには、「国債、地方債その他経済企画庁長官の指定する有価証券の取得」というのですが、「国債、地方債」はわかりましたけれども、その他の「長官の指定する有価証券」というのは一体どういうものをいま考えておいでなんですか。余剰金があるかどうかわからぬがね。

○政府委員(矢野智雄君) 余剰金は、原則としては、御承知のように営利団体ではありませんので、本来は利益があがるということはないわけですが、ただ、年度当初に立てました資金計画、それが、場合によつて、そのとおりいかない場合が起こつてくるかと思つてます。たとえば、出版事業もこのセンタの業務の一つになります。予想外に出版したものが売れたとか、あるいは逆に売れなかつたとかというふうな場合に差が出てくるかと思つてます。そうしたものにつきまして、——この点は二十三条のほうに規定がございしますが、余剰金が起こりました場合には積立金として処理し、あるいは損失が起きた場合には繰越欠損として計上していく、こういう形になるわけですが、その余剰金が出ました場合の運用の基準を二十五条に示しておるわけでありまして、この場合の考え方は、この余剰金がかつた損失を招くような運用をするといけないのでありまして、確実に運用される、そういう趣旨からこの規定ができておるわけでありまして。

なお、現在、国民生活研究所につきましては、特別の法律によつて設立された法人の発行する債券、電話債及び特別の法律により設立された法人以外の金融機関、この発行する債券が企画庁長官

により指定されております。

いすれにしても、先ほど申し上げましたように、これが確実に運用されるという観点で今後指定が行なわれることになるはずであります。

○鈴木強君 結論的に言うと、現在長官が指定をしておられる場合の余裕金運用の有価証券だと、こう理解していいわけだね。

○政府委員(矢野智雄君) そのとおりでございます。

○鈴木強君 それからその次に、「銀行への預金又は郵便貯金」とあるのだが、この「銀行への預金」というのは、いかなる銀行でもいいわけですね。

○政府委員(矢野智雄君) そのとおりでございます。

○鈴木強君 まあ、あんまり余裕金もないと思うのですけれども、しかし、銀行への預託の場合、いかなる銀行でもということ、第一項の、国債、地方債その他有価証券について特別に長官が指定をした、ということは、これはそれなりの理由があるのです。だからして、二の場合でも、私は、無条件の銀行への預託ということは、ちょっとおかしいと思うのですがね。これは、あんまり預金してないから問題も起きなかったと思うんですが、どうですかね、これは。

○政府委員(矢野智雄君) この銀行でもと申しましたが、銀行法に基づく銀行であります。経済企画庁のほうからは、どこの銀行と指定はいたしません。しかし、確実に運用されるというのは、当然、現在の国民生活研究所でも、あるいは今後発足を予定しております国民生活センターにしても、同様でありますので、この点は、センターの責任者の自主的な判断に基づいて、十分安全な、と申しますか、確実に運用される銀行へ預金することになるかと思っております。

○鈴木強君 まあ、取りつけないかということ、よほどでないかと思っております。しかし、これは大事な国民の余裕金ですから、したがって、有利、安全、確実な預貯金をしておくということは、

当然です。したがって、そういうものもある程度私は基準をつくっておいたほうがいいと思っております。基準がなければ、いま言ったように、役員の皆さんも御協議の上で一番いいところをきめておやりになると思っておりますけれども、その辺の配慮がちょっと欠けているように思ったから聞いたので

三番目の「信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託」というやつ、これは、いままで研究所の場合、ありましたかね、こういうこと

○政府委員(矢野智雄君) 現在、国民生活研究所が金銭信託しております。信託銀行は七行あります。申し上げましょうか。

○鈴木強君 額はどのくらいですか。

○政府委員(矢野智雄君) 信託、合計一億八千五百万円ほどであります。

○鈴木強君 委員長の御注意もありますから、時間がないうです。最初、銀行への預託、この銀行名と預金額、郵便貯金があったら郵便貯金の預金額、これをひとつと資料で出してください。いまの七行についても、ひとつ銀行名と銀行別の信託額、これを出してもらいたいと思っております。

それから、幾つもありましたけれども、もう時間だそうですから、私もこの辺にしておきます。が、ついでに、利益金と損失の処理ですけれども、何か、二十三条を読んでみますと、赤字が出た場合には、これを繰越欠損金として整理すればいいということになっております。これがもし赤字決算になった場合、繰越欠損金が多くなった、そういう場合の処理はどうなんでしょうか。次年度において国が繰越欠損金を補てんをしていくということになるのですか。その辺が法律上は明文化されてない。だから、何かこう、安易に考えれば、なに、赤字を出してもいいのだ、そういうふうにもとれるわけですね。独立採算制をいっているわけでもない。その辺、ちょっと会計上問題があるように思うのですがね。

○政府委員(矢野智雄君) 先ほどもちょっと申し上げましたが、本来、年度の当初におきまして資金計画を立てる、予算をつくります。そこで、収支の差額は全額国庫で交付金として出します。で、本来は赤字だ黒字だというのは出ないはずのものであります。しかし、先ほどもちょっと一例として申しましたように、出版物が、これはなかなか売れ行きというのには画一にあらかじめきめるわけにもまいりませんので、その多目に見たり少な目に見たりなるべくしないといいたしまして、きちんと合いませんので、そうしたものが若干出てくるという程度以外に、ちょっと私ども、赤だ黒だというのはそう出ない性質のものだと思っております。そうしたものが出た場合には繰越して置く。あるいは、余裕金が出た場合には積立金をして置く。その次に損失が出た場合には、その積立金を取りくずして置く。そういう形で、実際はそう大きな金額ではない、わずかな額だと思っておりますが、この規定では、そうした処理をしていくことになると思っております。

○鈴木強君 これは額の多寡ではないのです。一つの原則ですから、会計上の。だからして、あなたの言うような、そんなささいなことだけでは済まないのです。たとえば、本を発行した。それが予想外に売れなかった。そのために赤字が出た、あるいは出版費が値上がりして。その場合には、余っている本を来年度売って収入が入ってこればいい。それを売られても、そういうのはある程度心配はない。そうではなくて、実際に事業を実施する上において赤字が出てきたという場合のことを考えておかなければならぬのです。その場合に、法律のたてまえから言うと、そういう場合には繰越欠損でいいのです。その繰越欠損というのは積立金によってまかなえる間はないが、積立金がどのくらいふえていくか私は知りませんけれども、なかった場合には、結局国がこれを補てんしなければならぬわけでしょう。そういう法律のたてまえでしょう。だから、その辺がもう少し何か、ブレーキをかけるかというおかしな

でも、予算決算上のたてまえからいえば、ちょっと何か安易なような気がするものですから、その辺をちょっと指摘したわけです。

○政府委員(矢野智雄君) このセンターの事業、あるいはそれに基きますいろいろの決算につきましても、その年度の終了後三ヶ月以内に企画庁長官に提出して、承認を受けなければならぬ。これは二十二条の規定であります。もちろん、その際に、最初予定したものの、つまり予算のときとだいぶ違ってしまった、そのときに、やはりその内容に修正して、それは事業の内容を検討しました場合に、もともとの計画のほうに非常に何か無理があった、センターとしては十分慎重に、また十分最初の目的どおりにやった、つまり手落ちなくやったのに、何かそこに赤字が出たというように、なことであります。おそろく、これは翌年度の予算をつくるときにまた検討し、その点をもう少し詰めてみる。それでも赤字が出るようでしたら、交付金で処理するということも考えられるかと思っております。しかし、そういうものでなくて、先ほどからたびたび例を出しておりますが、出版のようなもので赤字が出た、しかし、翌年度またそれが売れて埋められるかもしれないといったような場合には、繰り越しで処理していく。これは、ケースケースによりましてその内容を十分チェックした上で、いずれかの処理をとっていくことになる。かように考えられます。

○鈴木強君 それでは最後に、第四条の、「別表に掲げる土地及びその定着物の価格の合計額に相当する金額」が資本金として二億にプラスされることになるわけですね。この土地は、この別表によると、港区芝高輪三丁目十三番地千四百三十四平方メートルという宅地は国有財産だと思っておりますけれども、一体これは台帳では幾らになっておりますか、価格が。それから現在の時価に評価したらどれくらいになりますか。それで、「相当する額」というのは、二の「別表に掲げる土地及び定着物の価格の合計額」の額は幾らになるわけですか。

○鈴木強君 それでは最後に、第四条の、「別表に掲げる土地及びその定着物の価格の合計額に相当する金額」が資本金として二億にプラスされることになるわけですね。この土地は、この別表によると、港区芝高輪三丁目十三番地千四百三十四平方メートルという宅地は国有財産だと思っておりますけれども、一体これは台帳では幾らになっておりますか、価格が。それから現在の時価に評価したらどれくらいになりますか。それで、「相当する額」というのは、二の「別表に掲げる土地及び定着物の価格の合計額」の額は幾らになるわけですか。

○政府委員(矢野智雄君) この高輪の国有財産千四百三十四平方メートルであります。現在、国有財産台帳の上での価格は九千七百九十九万円ほどであります。一平方メートル当たり約六万八千円です。これが台帳の価格であります。時価はいまどのくらいかは、つまびらかにいたしません。いずれにいたしましても、この点は、この法案の条項にありまうと、評価委員がこれを評価するわけでありまうと、そのときに、おそらくその近傍類地の売買実例等を参考にして評価して、その評価に基づきましてこの出資金の金額をきめるわけでありまう。

○鈴木強君 四月から土地に対しては評価価格というのをつくつたですね、政府が。高輪というのはい、政府が評価する価格からいって幾らになる。これから評価委員をつくらうと何とかなんとか言っているけれども、大体政府がきめた土地価格が公示されているんですからね。

○政府委員(矢野智雄君) この評価額は、国民生活センター法案の四六の六項にありまうように、「出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格」ということになっておりまうので、この評価委員が、先ほど申しましたように、近傍類地の売買実例等を参考に時価によって評価することになる、こういうことでありまう。

○鈴木強君 いま現在の時価は幾らですか。土地公示価格による価格は、それを聞いています。

○政府委員(矢野智雄君) 時価ははっきりいたしません。

○鈴木強君 公示価格があるでしょう。高輪は公示価格でいって幾らですか。

○政府委員(矢野智雄君) ちょっといまつまびらかにいたしませんので、後ほど御連絡いたします。

れは。

○政府委員(矢野智雄君) さしあたりは、本年度の予算で二億円を繰り込んでおりますが、これは当座予定しております約千二百坪につきまうての一部の費用であります。で、あと、これを完成していきまうのに、先ほどちょっと申しましたが、おそらく総額七億くらいになるかと思ひますが、建物全体がでまうがりますのは、私ども、まだはつきり申し上げられるほど詰めておりまうませんが、できれば四十七年度も、なるべく早い機会にでまうがるといふことを望んでおります。そうしたことでも進めてまいりたいというように思つております。

○鈴木強君 では、資料だけ出してもらつて、いいです、もう終わります。

○委員(横山フク君) 渡辺君。

○渡辺武君 午前中に引き続き、国民生活センターの業務内容について、なお質問をしたいと思ひます。

午前中、長官にいろいろ伺つてみたわけですが、私どもが質問する趣旨は、せっかく、こういう機構も大きくし、予算もふやして、そうして新しいセンターにしていくということでありまうので、この法の第一条にもうたわれておりまう、また提案理由の説明の中にもはつきりとうたわれておりまう。国民の生活の安定向上にほんとうに役に立つものになつてほしいという趣旨から質問しているわけなんです。ところが、長官の午前中の答弁によりまうと、センターはできるだけ自主的にいろいろ情報の提供をやつていいのだ、場合によつては政府の政策について批判的もしくは反対の情報も流してもいいのだという趣旨の趣旨のことを一方では言われているわけですが、同時に、他方では、物価の問題にしましても公害の問題にしましても、結局のところ、情報源その他についてやはり政府資料などが中心になつてくるということ、で、どうも、全体としての感じだと、政府の政策のPR機関ですね、こういうものになりそうなき感じが非常に強いと思ひます。私は、これは、

一番最初申しましたように、いまの国民生活上にいろいろな困難の起る一つの大きな根源ですね、これはやはり政府の政策にあるというふうに思ひます。ですから、強いことばではありまうけれども、国民の生活を困難にさせている犯人の立場からいろいろ情報を流すというようなことでは、ほんとうに国民の生活の安定向上に役に立たない、むしろ、事態の本質をおおひ隠すような役割を演ずるのじゃないかという懸念が非常に強いわけですね。ですから、そういう点から、少しくどいようですけれども、もう一つだけ、具体的なケースについて伺つてみたいと思ひます。

先ほどお話がちょっと出ましたけれども、チクロの問題とか、BHC牛乳の問題とか、いわゆる有害食品あるいはその食品ですね。あるいは自動車の欠陥車に典型的にあらわされたけれども、いろいろな欠陥商品などが、またにはなんらしてると言つても言い過ぎでないほどだと思ひます。消費者にしてみれば、一体市販されている石油ストーブなり、あるいはまたヘアスプレーなりが、ほんとうに安全なものなのか、どうなのか、カタログどおりに信用して買つていものなのかどうか、こういうようなことについて非常な疑問を持っているのです。こういうものについての問い合わせがセンターにあつた場合に、センターはどういう情報源に基づいて答えを出すのか、その辺を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(矢野智雄君) いま御指摘のようないろいろな問題が出てくるかと思ひます。その場合には、センターといたしましては、もちろん、センターにそれぞれの部門についての専門的な知識あるいは技術というものはすべて備わらなければならぬので、それぞれの問題につきまうて権威のあるテスト機関あるいは調査機関、そういうところに調査を依頼いたしまして、その結果に基づき、国民がその選択に惑わないうに、その情報を一般的に、あるいはその窓口に来た人に提供してまいる考え方でありまう。

○渡辺武君 そうしますと、たとえば、BHC牛

乳なりチクロの入った食品なりについて、いまおっしゃつたように専門的な知識や技術を持つている研究機関といふものと、さしあつて、どういふものがあるか。

○政府委員(矢野智雄君) 問題によつてそれぞれ違ふかと思ひますが、たとえば、御指摘のよう場合には、国立衛生試験所のようなところになると思ひます。

○渡辺武君 この国立衛生試験所が、予算も足りなければ人員も足りない、そうして、いまの消費者の要望に十分こたえただけの回答を出すだけの機構上の条件も十分備わつていないといふことをよく言われているわけですね。特にBHC牛乳なりチクロの問題については、いままでの政府の立場について消費者が非常に大きな疑問を持つておるわけですね。その同じところへまたこの調査を委託して、そしてその回答によつて情報を提供するということになつてくれば、私先ほど申し上げましたように、結局のところ、不十分な、あるいはまた、先ほどちつとさういふことが出ましたが、企業サイド、そういう立場に立つた情報しかセンターは流すことができないのじゃないかと思ひます。やはり、センターがそういうものについての試験なり調査なりを独自にできるような、そういうものになつていくことが必要じゃなからうかというふうに思ひます。これは、これはどうですか。

○政府委員(矢野智雄君) 生活センターがその目的を達しますためには、そうしたいいろいろな問題につきまうして、客観的な、あるいは専門的な、あるいは中立的な申ししますか、そういう権威のある機関の検査、テストをもとにして、それを一般に提供していくということがこの考え方の中心であります。その場合に、たとえば既存のテスト機関が十分である、いま御指摘の、人員も少ないとかいふことがありますが、まず私どもとしては、こうした機関の拡充を考えていきたいと思ひます。もちろん、それで十分であれば、生活センターそのものがこういうテスト施設を持つこと

もあるいはこの目的を達成するために必要なことが起こってくるかと思ひます。しかし、ともかく現在の段階では、いろいろあちこちにつくりやすよりは、なるべく既存のものを活用し、また拡充していく、そのほうが全体として見て一番効率的であろうと、かように考えますので、なるべく専門の機関の拡充のほうに、私どももそちらに協力し促進してまいりたいと思ひます。しかし、たびたび申し上げますように、もしそれではどうしてもまいりかたないということであれば、独自に持つことも将来考えなければならぬことになるかと思ひます。

○渡辺武君 BHC牛乳とかチクロの問題などについては、私は、センターとして、それはまあ確かに、既存のいろいろな研究機関あるいはまた検査機関、これに委託して調査するということも、これまた必要なことだと思ひます。全然それを無視するという意味じゃないですけれども、しかし、可能な範囲については、やはりやってみる。たとえば、自動車の欠陥がどこにあるかというような問題については、これはかなりの設備費用などが必要だと思ひますけれども、しかし、たとえば石油ストーブ、あるいはまたヘアスプレーなど、あるいはようなものについての安全性などについて、これは民間の消費者団体もやっていることなんです。ですから、そういうようなものについてやはり積極的に取り組むという姿勢があるかどうか、独自にですよ。その点はどうですか。

○政府委員(矢野智雄君) 先ほど申し上げましたのは、原則的に、なるべく既存の機関を利用し、活用し、あるいは拡充するというほうが効率的であろうと思ひますが、しかし、非常に簡単なものを一々あちこちへ頼んでも、かえって複雑な場合もありますので、十分実情に照らしまして、そういう程度のものでありえすセンターでやっていただくということも考えられるかと思ひます。なおまた、地方にも、もうすでに二十の府県に消費生活センターができており、そこにもいろいろテストの施設

設がございます。簡単なものでありますが、それを活用するというのもなるべく考えていきたいと思ひます。現在各地にそういう消費生活センターがありますが、民間で、前みたいにはばらばらにやっておりますと、どこも同じような程度のことしかやっていない。ですから、これをなるべく総合的に運営していけば、そのむだもはぶける、はぶければ、同じ費用を使つても、もう一歩出るといふことも可能でありますので、そういうことも含めまして、あくまでテストということはいずれは目的ではなくて手段でありますので、この生活センターの目的を達成するための必要な、あるいは有効な手段は、絶えず求めていく必要があると、かように考えます。

○渡辺武君 いま局長は、この仕事を具体的に進める上での便宜、不便宜という点からお答えになったかと思ひますけれども、しかし、やっぱりこういうセンターなどのようなものは、先ほども申しましたし、私繰り返し繰り返し申し上げますけれども、できるだけやっぱり政府の制約から離れて、自主的に、民主的にやっていくということが、これが国民の生活の安定や向上にほんとうに貢献していく道になっていくかと思ひます。そういう見地から私申し上げているわけなんです。ですから、もしかりに研究などを委託する場合でも、そこで明らかに研究結果などの中から真実に近いようなものを自主的に判断して、はたして率直に国民に情報として提供できるのか。それからまた、厚生省なり、あるいはまた経済企画庁なり、それについての一定の見解が当然出るわけですね。これはいままで出て出たわけなんです。BHC牛乳にしても、いまの程度ならだいたいようぶでございます、あるいはチクロについても、これはアメリカで問題になる前は、国民から質問があつても、いやこんなことはだいたいようぶでございますというふうな答弁が政府側からなされておつたというふうな事実もあるわけですから、そういう政治的な判断によって左右されないかどうか。私は、そういうことがあつてはならないんじゃないかと思ひますけれども、その点はど

うですか。

○政府委員(矢野智雄君) いま言われましたように、そういう問題は政治的なことで左右されてはならないというふうに思ひます。あくまでも、問題は、その判断が客観的であり、あるいは十分技術的にも権威があるかどうか、これが一番のポイントだと思ひます。もしそういう権威のある判断がもとにありましたら、もちろん、これを政治的にどうこうすべきものではないと思ひます。しかし、反面においては、あまり権威がない、あるいは不十分な材料に基づいてそれを一般に出しまして、かえってこれが国民の判断を惑わすようなことになってはいけませんので、そうしたところは十分慎重に扱つていかなければなりません。それはあくまでもその判断が客観的なものであるかどうか、それにかかっていることでありまして、決して政治的な観点でどうこうすべきものではないと、かように考えます。

○渡辺武君 ふたをあげてみないとわからぬこととしよう。いまここでいろいろ抽象論議をしてしまつておきまされども、くれぐれも申し上げておきますけれども、水俣病にしましても、それからまた神通川の例のイタイイタイ病の問題にしましても、結局のところ、民間の団体、民間の医者さんが自主的に調査して、そして原因はここにあるのじゃないかということを書いてきた、そのことが正しかったということが確認されてきたわけですね。長い時間はかかりましたけれども、そういう、政府側の発表はこれは不十分であつたということが確認されてきているわけで、事やばり国民生活に關係して、そして、国民にとって重大な利害關係を持つていて同時に、その加害者である大企業にとつてもかなりの利害關係を持つていて、そういうような問題については、やはりこの点くどく私は言わざるを得ないですね。

そこで、なお重ねて伺ひますけれども、先ほどの御答弁の中にも、基礎研究はセンターとしてなされるのだという趣旨のことを長官答えておられますけれども、いままで国民生活研究所は基礎研究を主体としてやってこられたと思ひます。ところが、今度の場合には、法の条文にも基礎研究ということがうたがわれていない。総合調査ということの中に含まれてゐるのだという御答弁だつたわけですね。しかし、いろいろ御答弁などから考え合わせますと、どうも基礎研究というのがあるべきにされるのじゃないかという心配が非常にあるわけですね。たとえば、先ほど公害の場合で、各企業について公害の発生源その他で立ち入り検査などをすることができるといふ点について、私長官に——これは公害の問題じゃありませんで、原価の問題ではないや、そういうことはできないんだというやうなことをおっしゃつておられる。そうしますと、やはり自主的な基礎研究というのがなかなかこれはむずかしいということになるかと思ひます。ですから、各企業や、官庁や、それから先ほどの話のあつた地方の国民生活センターですね。ここからの確に欲するだけの資料などが必ず来るやうな仕組みになっておるのかどうか。そうして、それに基づいてセンターが独自の基礎研究をやることができるようになっているのかどうか。この法案を見ると、そういう点を義務づけるやうな条項が一つも書いてないわけですね。各地方の国民生活センターの実情など私詳しくは知りませんが、いろいろ苦情を持ち込まれたり、相談を持ち込まれたりして、それでも大わらわになつてゐるというところであつて、資料を特殊法人であるセンターに出すだけの時間的及びその他の余裕があるかどうかという点も非常に疑問に思ひます。それからまた、必要に応じては、各企業などに原価やあるいはまた公害発生の原因を追及するために必要な調査権を発動できるというやうな体制があるのかどうか、こういうやうな点についてお答え

○政府委員(矢野智雄君) センターが活動するのに必要な情報、資料は、もちろん、このセンターが

活発に収集していかねばならないと思ひますし、その点につきましては、経済企画庁あるいは関係各省の協力も非常に必要であります。そのために、たとえば、この法案の条項にもありますように、運営協議会を開き、ここには関係各省、あるいは地方公共団体、あるいはそのほかのいろいろ学識経験者も広範にここに参加していただき、さらに運営上では、その下部機構をつくりまして、なるべくこの情報の交流のネットワークをつくりたいというように考えております。

第二の点であります、この立ち入り調査といふのは、もちろん、この生活センターにないというだけではありませんが、現在役所にも、それぞれ法律で規定されたもの以外には、そうした権能はないわけでありまして、たとえば、先ほど長官も申しましたが、独禁法に基づいて公正取引委員会がその条項に照らし必要な立ち入り調査権を持つとか、あるいは公害に関連したものであつても、たとえば水質保全法及びそのほかの規制を規制するに際しては、水質汚濁防止法その他の法律、それぞれの法律では、その規制の目的を達成するために必要な立ち入り調査権も持つております。したがって、それはそれぞれの機関で立ち入り調査し、また、そうした結果の資料は必要な範囲で、また交流していくということにならうかと思ひます。

○渡辺武君　そうしますと、やはり、自主性といつても、非常に制約された自主性ということになるおそれが非常に強いですね。まあその点は、立ち入り調査権を持つということでないにしても、企業に要望した場合に、企業がこのセンターの要望にこたえて必要な資料などを提供できるような、そういう仕組みですね、これを何とかやばりつくる必要があるのじゃないか。先ほど長官も、その点は賛成でございまして、おそれたけれどもね。どういうふうな保証をするのか、その点、どうでしょうか。

○政府委員(矢野智雄君)　企業からの情報も、先生先ほど立ち入り調査権と言われましたので、そ

ういう権能は生活センターに与えることは困難であらうと思ひます。生活センターだけでなくて、経済企画庁にしても、一々そういう権能を持つことはできないわけではございません。しかし、なるべくこの情報の交流ははかっているにしたい。むしろ、私も、運営として望ましいことは、たとえば、まあ消費物資を生産したりする企業も、このセンターにむしる積極的に情報を提供していくことを望んでおりますし、また、そうせざるを得ないような、実際にそういう仕組みがでることが非常に望ましいと思ひます。センターにいろいろ相談しないといふこともあつて、センターがだんだん国民の信頼を得ていくようになり、あるいは消費者がこのセンターの情報を非常に信頼していくということになりますと、企業のほうもこれを無視できなくなると思ひます。センターに、むしろ積極的にそれに協力していこう、ある何かの商品を出しなすとも、あとで消費者に非常に反感を買うようなものになると、そうした企業の製品もなかなか売れなくなつてしまふ、だんだんそういう情勢が強くなつてきていると思ひますが、そうした場合に、センターに自発的にあらかじめいろいろ相談していく、そういうことが、まあ何と言ひますか、必要になつてくる、こういう情勢をつくり上げていくということは、これは運営の問題であります、なるべくそうした方向に持っていく、そうなるっていくことが好ましいというように思ひます。

○渡辺武君　それでは、質問を次に移しまして、十八条の第三号ですね。これを見てみますと、「前二号に掲げる業務に類する業務を行なう行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供する」ということが書かれておりますし、また、十九条には、「経済企画庁長官の認可を受けて、前条第四号に掲げる業務の委託を受け、又は同号から同条第六号までに掲げる業務の一部を委託することができる」ということになつております。外部から依頼を受けたら、あるいはまた、委託をして仕事をするということがきまつて

おるわけですが、この十八条の三号の「行政庁、団体等」と、「行政庁」はわかりませんが、これも、「団体等」となつておられますけれども、団体の中には営利企業も含まれるのかどうかです。それから十九条の、経済企画庁の認可を受けて業務の委託を受けるという場合に、民間の営利企業で、この委託も、認可があれば受けるのか、その点、伺いたいと思ひます。

○政府委員(矢野智雄君)　まず、十八条三号にある「団体等」というところでありまして、これは、その前に書いてありますように、このセンターの「業務に類する業務を行なう」という行政庁なり団体でありまして、まあ、念頭に置いておられますのは、主として消費者団体であります。しかし、もちろん、消費者団体と申ししても非常にばく然とした概念でありまして、いづれにしても、この国民生活の改善に関する情報を提供していく、こういう業務を行なう団体に対して情報を提供していくということでありまして、たとえば、苦情、問い合わせ等を受け付け、その処理をしていくような団体、こうしたところも、その独自の活動だけでは十分でない場合があると思ひますから、これは国民生活センターと、ある意味では、まあ一体になつてと申しますか、そういう形で活動していく、そのために必要ないろいろな情報を提供するということを主として考えております。

それから十九条のほうは、業務の委託を受け、あるいは業務の一部を委託するということでありまして、この業務の委託と申しますのは、主としてここで考えられますのは、このセンターの業務の中で従来の国民生活研究所から引き継ぎます調査研究の分野が多いかと思ひます。そうしたところでは、現在もやっておりますように、役所とかあるいは地方公共団体あたりからも委託を受けることがあるかと思ひます。まあ営利団体からというのはいささかあまり例に考えにくいと思ひます。ただ、営利団体ではなくて、いろいろな団体から委託を受けるようなことが、この調査研究に

ついてはあるかと思ひますが、しかし、やはり中心は、役所、地方庁、あるいはこうした類似の活動をやっていくところからの、主として調査研究についての委託になると、かように考えます。

○渡辺武君　この国民生活研究所の資料ですね。これによりまして、「委託調査実績一覧」というのがございまして、昭和三十七年度から四十四年度までの資料があります。その中で、たとえば、昭和四十年の委託調査実績一覧というのを見てみますと、日本酒造組合中央会、それから日本中央競馬会、それから西武百貨店、それからグランドミッドランド工業協会、いすゞ自動車株式会社というところから委託調査を受けているわけですね。そして、経済企画庁からの委託調査が二件あるわけ、あとは、こういう、いわば民間の営利企業もしくは営利企業団体ですね。その委託調査ということになつておるわけですが、いまの御答弁からいふと、この十九条の委託ですね。これは、こういう営利企業もしくは営利企業団体は含まれないということになりますか。

○政府委員(矢野智雄君)　この法文で具体的にいうのは書いておりませんが、やはり、この生活センターができる趣旨、目的に照らしますと、少なくとも調査研究以外のところで、そうしたどこかの委託ということはいささか考えられないと思ひます。また、調査研究の場合でも、原則的には避けるべきであらうと思ひます。これは、センターのイメージに照らして、そうしたほうが望ましいというように思ひます。

○渡辺武君　そうしますと、国民生活研究所の場合はこういう営利企業からも調査の委託を受けておつたが、このセンターの場合は原則的にそれはやらないというふうな理解してよろしうございしますか。

○政府委員(矢野智雄君)　調査研究の場合でも、営利企業から委託を受けることは必ずしも望ましいとも言えないかと思ひますが、しかし、まあ調査研究は客観的なものでありますから、そこから委託を受けたから、すぐどうということはないは

いと思います。ただ、どこの機関がどうであるかというの、ケースケースによって検討しなければならぬわけですが、あくまでも、客観的なデータが得られる、また権威のあるデータが得られる、そういうところを使っていくことが必要であるというふうに思います。

○渡辺武君　それから、調査研究の成果の発表ですね。あるいはまた、情報の提供、先ほど、ほかの委員に対する御答弁の中で、テレビなどでPRするというような趣旨のことを御答弁になっておられますし、あるいは定期的な雑誌のごときもの、あるいはまたジャーナルのようなもの、こういうふうなものも出されるかと思えます。その発表の場合、経済企画庁がこれに対し内容上一定の制約を加えるというようなことが予想されるわけですね。そういう点はやるべきでない、少なくとも、研究所の自主性、これを尊重する限りは、やるべきでないというふうに思うのですけれども、

従来の国民生活研究所がたとえば新聞記者会見などをやつて研究の成果などを発表する場合に、発表する広い場所がないという点もあって、経済企画庁の役所の一部分でやる。その場合に、企画庁の課長会議などで十分その内容を点検した上でオーケーが出ないという点と発表できない、また発表の場には課長さんがちゃんと一緒に参加しているというような事態があったというようなことも聞いているわけですが、やはりそういうようなことで相当強く内容上の統制をやられるのかどうか、その点、どうですか。

○政府委員（矢野智雄君） このセンターが、調査研究する、あるいはそのほかの情報を集め、それを一般に提供していくにあたりましては、あくまでもこのセンターの自主的な判断が中心になります。経済企画庁は総括的な監督をする立場にあります。まして、個々についてこまかく一々指示したりするわけではありません。あくまでも自主的な活動を尊重してまいりたいというように思います。経済企画庁としましては、そうした自主的な活動、また、その内容なり成果がこの目的に照らして十

分有効であるように、むしろ協力をしたいというように考えます。いずれにしても、重要なことは、そうした情報が正確であり、あるいは客観的である、権威がある、これが一番重要なことでありまして、そうした点から、あるいは必要ならばこちらから助言をしていくというところは、あるいは起こる場合もあるかと思いますが、いずれにしても、その判断は、役所に都合がいいの、悪いのというところから考えるべきではなくて、あくまでもこの目的に照らして十分活発な活動ができることが一番重要なことであるというように考えます。

○渡辺武君 次に、センターの機構について少し伺いたいと思うのです。

先ほど申しましたとおり、せっかくこういうセンターをつくって、国民生活の安定向上に役立てるといふことでありますので、業務の内容ももとよりのことでありますが、特にセンターの機構です。これがやはり民主的なものであることが私は相当必要だと思ふのです。そういう点から御質問するわけですが、第九条で、会長、理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命することになっております。特に十一條を見ますと、政府または地方公共団体の職員は常勤の役員になることができないという趣旨のことがうたわれているわけですが、そこで、どうも心配になるのは、現職の政府・地方公共団体の職員は、これは常勤の役員になることができないというふうにはつきりうたわれているわけですが、天下って、いまの役職をやめて、そうしてこの会長になったり、あるいはまた理事長になったり、あるいはまた監事になったり、というようなことも十分可能性として考えられるわけでありまして、従来、こういう外局ができるという、大体お役人の天下りの機関というのが普通のことだったと思うのですけれども、少なくとも、やはり国民生活をこれほどの状態にした——私、きびしいことばで言いますけれども、やはり加害者ですね。加害者の一人である政府などから天下るといふことはやるべき

じゃない。ですから、役人の前歴のある人、これはこの役員に任命することは避けるべきじゃないかというふうなふうに思うのです。

それから、さらに考えてみますと、こういうセンターができて、先ほどちょっとおことばもありましたけれども、消費物資をつくる大企業が積極的このセンターにいろいろな情報を提供する、これは、いい面も確かにあると思うのです。実情を調査するという点で、いろいろ便利になるという面もありますが、同時に、センターが大企業のつくった消費物資の、いわば宣伝機関として役立てられるという可能性もあるわけですね。ですから、そういう意味で、そうしてまた、先ほど官庁の場合で言ったと同じように、公害、交通事故その他のいわば加害者の立場にある財界、営利企業、もしくは財界の団体、これと関係を持つておる人、もしくはかつて持った人、そういう人はこういう役員にすることを避けるべきじゃないか。あるいは学校の教授なども、たとえば政府の諮問機関などかなり活躍されて、いわば政府と一体となつてやつてこられたというふうな方もおられるわけですね。そういう人たちがなとも、やはり遠慮してもらふべきだというふうな思ふのです。そうして、ほんとうに消費者国民の生活実態をよく見ることのできる、そうしてまた、国民の意見もよく代表できるような民間人ですね、こういう人たちが役員に据えるべきだというふうな思ひますけれども、その点、どうでしょう。また、いま大体役員として目標を考えて、人選なども進めようとしておられると思うのですけれども、その中に、いま私が申し上げたような点で該当する方がおられるかどうか、その点、伺いたいと思ひます。

○政府委員(矢野智雄君) 現在、まだ法律審議中でありますので、もちろん、だれを会長にするとかどうとかいうことは検討しておりません。法案が通り、法律が成立いたしましたら、さっそく、会長、理事長、監事は設立委員として任命しなければなりませんので、その段階で考えていくこと

になります。いずれにしても、この会長につきましてはこのセンターの看板でありますので、このセンターのイメージを高め、十分信頼していただけるような、そうした、いわば人物と申ししますか、そうした方になつていただくことが望ましいと思ひます。また、理事長につきましても、このセンターの仕事の切り回していく練達之士である必要があると思ひます。また、理事、監事、それぞれ、いずれにしても、このセンターの業務、これを活発に遂行し、また国民からも信頼されるようになっていく、そうしたことに十分の役割りを果たせる人を得る必要があると思ひます。

先ほど職員の数につきましても御質問にお答えいたしました、何といたしまして、センターが活発に活動してまいりますためには、人がどうして中心になりますので、この点は広くそうした人材をここに集め、お願いしていく、これが最も私どもの考えの中心であります。

先ほど先生が、役人なりあるいは役所に少しでも関連した学者は全部加害者だ。これは、いろいろ見解の相違もあるかと思ひますから、何とも申し上げられませんが、いずれにしても、このセンターが十分活動できる、そうした人材を広く求めていくという考え方であります。

○渡辺武君 少なくとも、お役人の天下り、これは絶対避けてもらいたいと思ふのです。それからもう一つは、やはり財界の代表者とか、財界出身者、こういう人たちは、これは避けてもらいたい。なぜかといいますと、事国民の生活に関係する問題なんですよ。また、加害者、被害者ということを私例として申し上げましたけれども、しかし、国民の感情からすれば、これは無視できない問題だと思ふのです。これはただ単なる見解の違いじゃなくて、いままでの実績そのものが物語っている問題だと思ふのです。特に、このセンターが政府の政策のPR機関として使われることを防ぐために、そうしてまた、大企業をつくる消費物資のPR機関となることを防ぐために、その点はやはり特別に注意してやっていく必要がある

ことじゃないかというふうな思ふのです。このセンターを代表する人たちですから、その点はひとつ強く要望して、次に移ります。

ここに理事がありますが、理事というのは大体何名くらいなのか。それからまた、少なくとも理事の過半数、これは国民のなまの声を反映することのできるような消費者の代表、消費者団体の代表、あるいはいろいろな民主団体の代表、こういう人たちが積極的に含めて、このセンターがほんとうに国民の生活に役立つものにしていく必要があると思ひます。機構的な保証になるといふふうに思ふのですが、その点、どうでしょう。

○政府委員(矢野智雄君) 理事の数は、この法案の第七條に書いてございますように、五人以内ということになっております。どういふ人を理事にお願いするかは、もうすでに先ほど申しましたように、この生活センターの目的を達成し、業務を遂行していくのにふさわしい人を、なるべく各方面から選考してお願いすることになるかと思ひますが、もちろん、具体的な人選は、この法律が通過し、さらにこの責任者がきまりましてから、この責任者が選んでいく、もちろん役所と相談して選んでいくことになることではあります。

○渡辺武君 もう大体の方針ぐらいはできているのじゃないですか。役員や理事の構成メンバーですね。抽象的に、信頼のおける人物とか何とか言われましたが、問題は、そういうことじゃなくて、この機構がほんとうに国民生活のために役に立つ民主的なものだということが必要なんです、やはり人選についても、それぞれ原則的な点はあるので、確立しているような感じなんですけれども、その点、どうですか。

○政府委員(矢野智雄君) 役員にどういふ方をお願いするか、その基本的な考え方は、もうすでにお答えいたしました。それ以上具体的にどういふような人かというところは、ことに理事につきましては会長が任命することになりますので、いま、もちろん私もがこういう人がいいだろうと

どそういうことは考えられないと思います。

なお、十三条のほうであります。『営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。』これはもう当然のことでありまして。ただし書きの問題であります。これも、経済企画庁長官の承認を受けたときは例外になる規定であります。実際の例として考えられますことは、これもたとえば、会長は、先ほど申しましたように、センターのイメージを高め、センターの信頼を得るいわゆる人物と申しますが、そういう方をお願いすることになるかと思ひますが、その場合に、なおさら、営利に関連しているような、そういう団体の役員だったりますと、もともと、先ほど申しましたセンターのイメージというところから相反します。こういう場合にはもちろん考えられませんが、ただ、営利団体と申ししても、かなり広くなりまします。また、その役員といひましても、そのほんとうの責任者といふことでなくて、たまたまちよつと相談役とか参事とかいう名前を連ねておる場合も、あるいは考えられるかと思ひます。いづれにしても、この会長は非常勤で考えております。常勤の、いま申しましたような人を得るということは、事実問題としてなかなか困難であります。その点で、非常勤でお願いすることになろうかと思ひますが、その場合に、センターのこのイメージをこわすようなものであつては、これはもとも問題になりませんが、ただ、ちよつとした形式上何か厳密に解釈するとひつかかるのじやないかといふようなときに、せつかくい人が得られ、センターのイメージの上にも別にこわれるものでない、そういう場合に、あまりしやくし定木に考へて、ひつかつてはいけないと思ひます。で、そういう場合のことを考慮して、こういうただし書きがついてゐるのであります。

○渡辺武君 原則的にはあり得ないことだと言われたので、それで信頼すると思いますが、やはりこういう点はまずいと思うのです。現職のお役人が役員になれることは、もちろん非常勤ですけれ

ども。それからまた、営利会社の社長さんなり、あるいはまた役員なりが役員になれるということ、これは絶対に避けるべきだと思ふのです。それは、運営技術上いふような点もあると思ふのですけれども、少なくとも、そういうことは、これはもうセンターの性格からして絶対に避けていくべきだといふふうに思ひます。

それから最後に、二つだけまとめて伺ひます、時間がないので。

第十二条の二項の二になりましますか、職務上の義務違反があるときは解任しなげやならないといふことになっておられます。そこで一つ伺ひたいのは、会長及びその他の役員が、第三十四条の五号に規定してあるように、経済企画庁長官の命令に違反して三万円以下の過料に処せられるといふような場合が起こつたとき、これは職務上の義務違反として解任の要件になるのじやないかと思ひますが、そうかどうか。その場合に、経済企画庁の長官の命令といふのはどういふ内容のものなのか、その点を伺ひたいと思ひます。これは、研究所の自主性といふ点からしまして、企画庁長官が過度の権限をこの上に発揮するといふことでは、これは自主性をそこなう道になつていくと思ひますので、その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

それからもう一つは、いま伺つてみますと、人事の点につきましても、まあ御答弁では、センターの業務内容などに即したものに人事も考へていかれるといふようなことでありますけれども、先ほども指摘しましたように、例外規定のようなものがあつて、どうも政府の政策のPR機関や大企業の商品のPR機関になるおそれが十分にあるんじゃないか、なお残されてゐると思ふのです。そこで、センターの、何といひますか、実際研究その他に携わつてゐる職員の人たちです。この人たちが自主的に業務ができるように、もちろん、大きな監督は会長のもとでやられるわけでしょうけれども、一般研究のテーマ、それから、だれがこの研究を担当するかといふような担当者の決

定、こういうようなものについては、職員が自主的につくつた部会のごときもので十分討議して、職員の納得と了解のもとにきめていくといふことが必要じゃないだらうか。特に委託調査、研究などの問題については、その内容をよく職員に納得できるように、部会を公開して、そうして契約者あるいは研究の担当者などについても、部会で一応職員の同意を得るといふようなシステムが必要じゃないかといふふうに思ふのです。まだ、ほかにもいろいろありますけれども、時間がなから、はしりましますけれども、いづれにしても、調査研究の進め方については、やはりそれを担当する人の自主性を十分に尊重して、その意見を十分に聞いて、尊重しながらきめていくといふふうにしてほしいと思ふのですが、その点どうですか。

○委員長(横山フク君) 本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後四時五十八分散会

○政府委員(矢野智雄君) まず第一点であります。この法案にも書いてございまして、経済企画庁長官は総括的な監督の権限を持つております。ともかく、政府で全額出資なり、あるいは交付金を出してつくる機関でありますので、当然の規定であります。もちろん、そうした監督上必要な命令に違反した場合には職務上の義務違反になると考へます。しかし、この点は、何といひましても、この法律の目的に沿つてセンターが十分活動していくことが中心でありますから、先ほど

もたびたび申しておりますように、自主的な活動が何といひても中核になります。役所からこまかい点について、ああだこうだと言つておつたのでは、ほんとうに活動が活発には運営できないと思ひますから、あくまでも自主的な活動が主体になることは、先ほどからたびたび申してゐることです。しかし、何をやつてもいいということではありませんで、これは、こうした特殊法人のどれにもある、いわば例文であります。包括的な監督権限、そうしたことに基ついて、こういう解任するといふことも当然に起こることであらうと思ひます。しかし、あくまでも自主的な活動が中心であるといふことは、たびたび申して

昭和四十五年五月二十二日印刷

昭和四十五年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局